

平成 26 年度

包括外部監査報告書

「子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事務の執行について」

豊橋市包括外部監査人

鈴木 實

- 報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- 外部監査の結果のうち、合规性等についての指摘事項については（結果）として表記し、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項は（意見）として表記している。

第 1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部署	1
5. 外部監査の対象期間	1
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	2
8. 外部監査の補助者	3
第 2 子育て支援及び高齢者福祉に関する概要	4
1. 豊橋市の現状と課題について	4
2. 子育て支援及び高齢者福祉に関する施策について	12
3. 包括外部監査の対象事業について	25
第 3 外部監査の結果－総括的意見－	27
1. 情報の積極的活用について	27
2. 関連施設の効率的運営について	29
3. 福祉団体等に対する補助金交付要綱の整備等について	30
4. 実施目的が不明確な契約とその後の対応について	33
第 4 外部監査の結果一部局別の監査結果－（子育て支援）	35
I こども未来館	35
1. こども未来館の関連事業について	35
II 保育課	51
1. 公立保育所管理運営事業費について	51
2. 法人保育所通常保育事業費について	67
3. 延長保育促進事業費補助金について	77
4. 一時保育事業費補助金について	80
5. 病児・病後児保育事業費について	83
6. 私立幼稚園運営費補助金について	85

Ⅲ 生涯学習課	87
1. 児童クラブ・放課後子ども教室に関する事業について	87
2. 子ども・若者育成事業費及び青少年団体活動補助金について	95
3. 青少年育成事業補助金について	99
4. 青少年センター管理運営事業費について	101
5. 少年自然の家、野外教育センター管理運営事業費について	108
第5 外部監査の結果一部局別の監査結果一（高齢者福祉）	113
I 長寿介護課	113
1. 二次予防事業対象者把握事業について	113
2. 老人クラブ活動事業費について	117
3. 軽費老人ホーム補助金について	122
4. ケアハウスかなだ運営費補助金について	127
5. 特別養護老人ホームの整備について	132
6. 地域包括支援センター運営事業費について	135
7. 豊橋市シルバー人材センター補助金について	144
8. 特別給付事業費について	148
9. 高齢者社会参加援護事業費について	152
10. 在宅サービス負担軽減事業費について	155
II 福祉政策課	157
1. 東部老人会館運営費補助金について	157
III 総合老人ホーム	165
1. デイサービスセンター管理運営事業費について	165
IV 住宅課	170
1. サービス付き高齢者向け住宅の認定について	170
第6 利害関係	173

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事務の執行について

3. 事件を選定した理由

子育て支援及び高齢者福祉に関する施策は、第5次豊橋市総合計画の「まちづくりの大綱」の施策のうち「健やかに暮らせるまちづくり」及び「心豊かな人を育てるまちづくり」の一部に位置づけられており、市では「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び「第5期豊橋市高齢者福祉・介護保険事業計画」を策定している。また、子育て支援及び高齢者福祉は、少子高齢化の進展に伴う労働力不足、地域社会の活力の低下、社会保障の負担増などの深刻な問題につながるものであり、その重要性は今後ますます高まっていくものと考え。こうした点から、市にとって重要であるとともに、市民の生活に密着し、市民の関心が高い領域であると考え。

よって、当該施策の事務について、法令等に対する合規性及び3E（経済性・効率性・有効性）の観点から幅広く検討することは、監査を実施することに大きな意義があると考え、監査テーマとして選定するものである。

4. 外部監査の対象部署

健康部、福祉部、教育委員会、文化市民部、建設部（子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事業を所管する課等）

5. 外部監査の対象期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日
(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成26年度予算額も参考とする。)

6. 外部監査の実施期間

自：平成26年7月1日 至：平成27年1月31日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事務の執行の合規性
 - ・子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事務について、市の規則等が関係法令及び条例に準拠しているか。
 - ・子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事務が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。
- ② 子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事務の経済性・効率性・有効性
 - ・子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ③ 子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事務の公平性
 - ・子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事務が、公平性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

佐藤 繁 (公認会計士)
鈴木 淳一 (公認会計士)
伊藤 翔 (公認会計士)
宇野 健二 (公認会計士)
伊藤 雅思 (公認会計士)
稲垣 洋一 (公認会計士協会準会員)
山田 麻登 (弁護士)

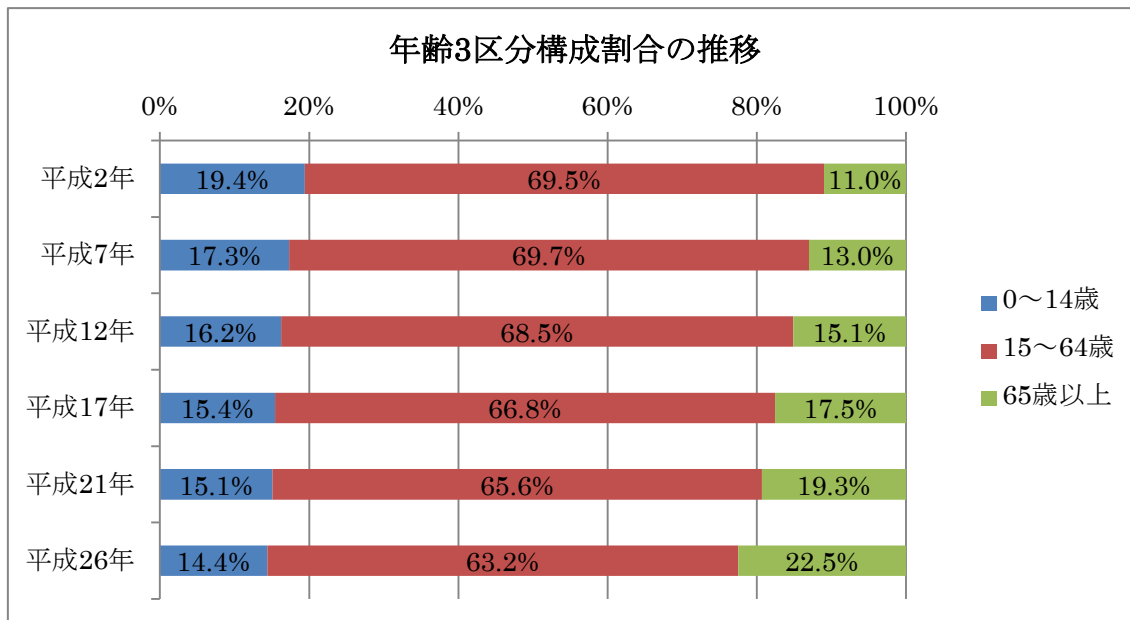
第2 子育て支援及び高齢者福祉に関する概要

1. 豊橋市の現状と課題について

(1) 少子化の深刻化

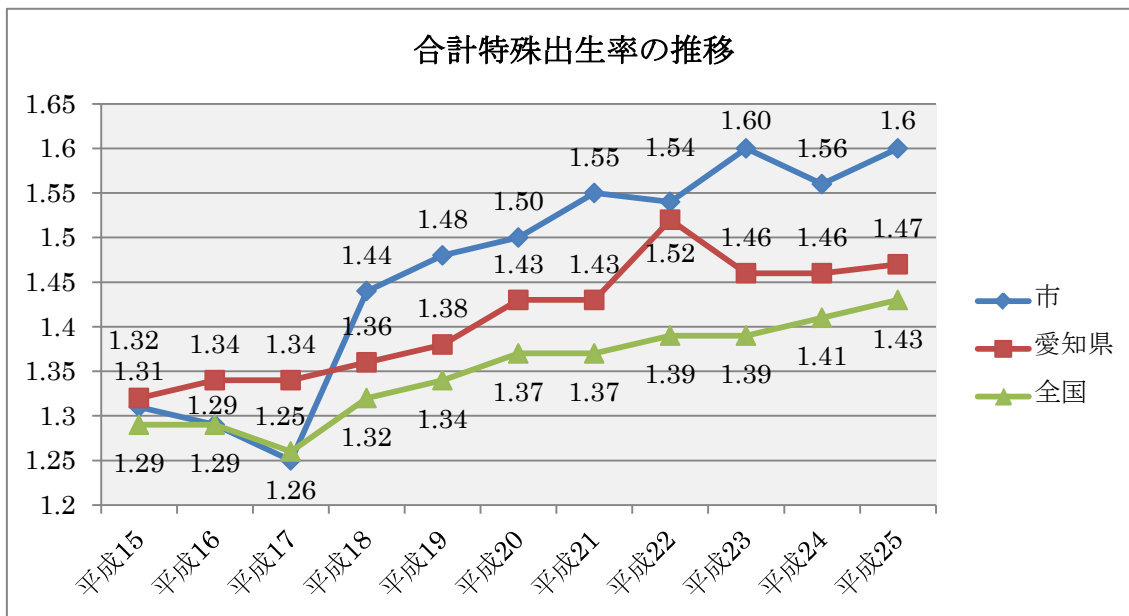
人口の年齢構成についてみると、出生率の低下により、0～14歳の年少人口の減少傾向が続いており、総人口に占める割合(構成割合)も、平成2年の19.4%から平成26年には14.4%へと5.0ポイント低下している。これに対し、65歳以上の老年人口の構成割合は11.0%から22.5%へと11.5ポイント増加しており、少子・高齢化が着実に進行している。

また、少子化の進行は、合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子供の平均数)が低下していることから確認できる。市の合計特殊出生率は、平成17年には過去最低の1.25にまで落ち込んでいる。平成18年以降は増加をしており、平成25年には1.6まで上昇しているものの、今後の情勢は不透明であり、長期的に人口を維持できる標準と言われる2.10前後をかなり下回っており、人口減少、少子化が進んでいることを示している。



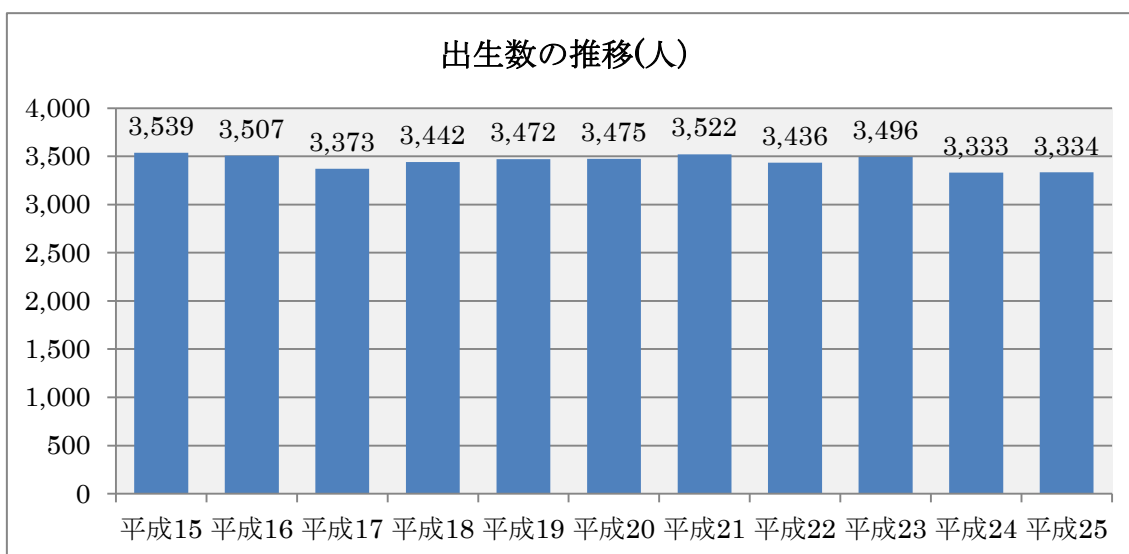
※平成2年から平成21年まで：豊橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）

※平成26年：行政課統計調査グループ



※平成 15 年から平成 24 年：豊橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）

※平成 25 年：人口動態統計



※平成 15 年から平成 24 年：保健所／厚生統計

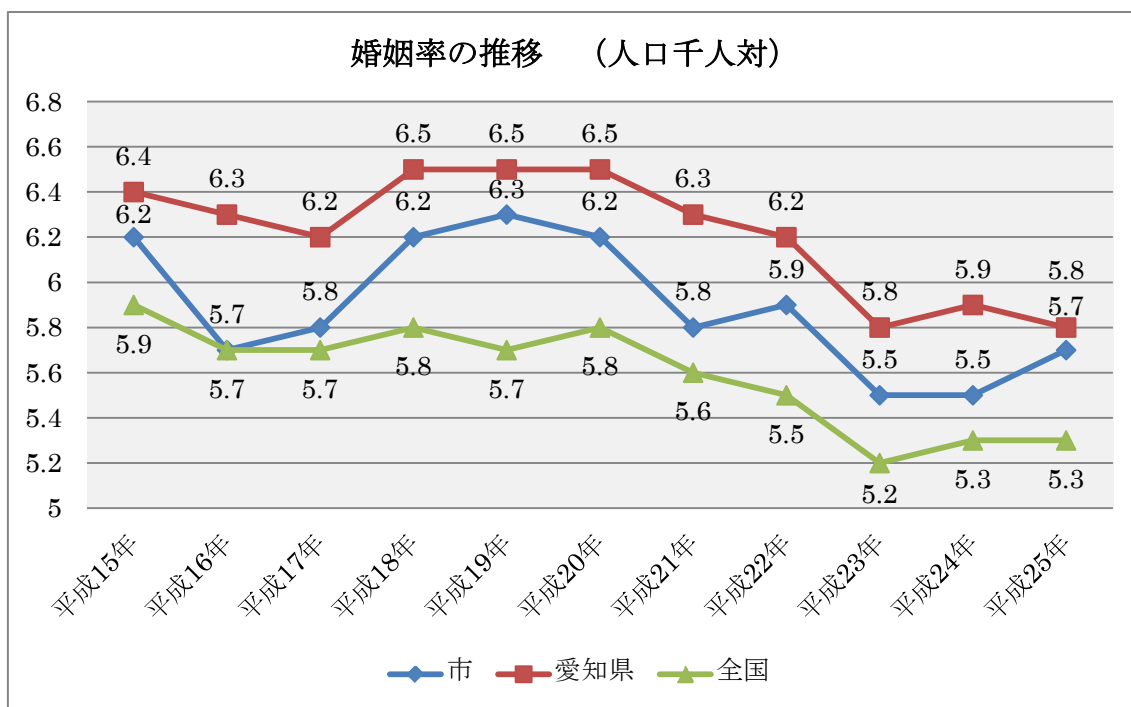
※平成 25 年：人口動態統計

(2) 晩婚・晩産化の進行

市における婚姻率は、全国よりは高いものの、平成19年から下落している状況にあり、平成25年には5.7件まで下落しており、また女性の晩婚化が進んでいる状況にある。

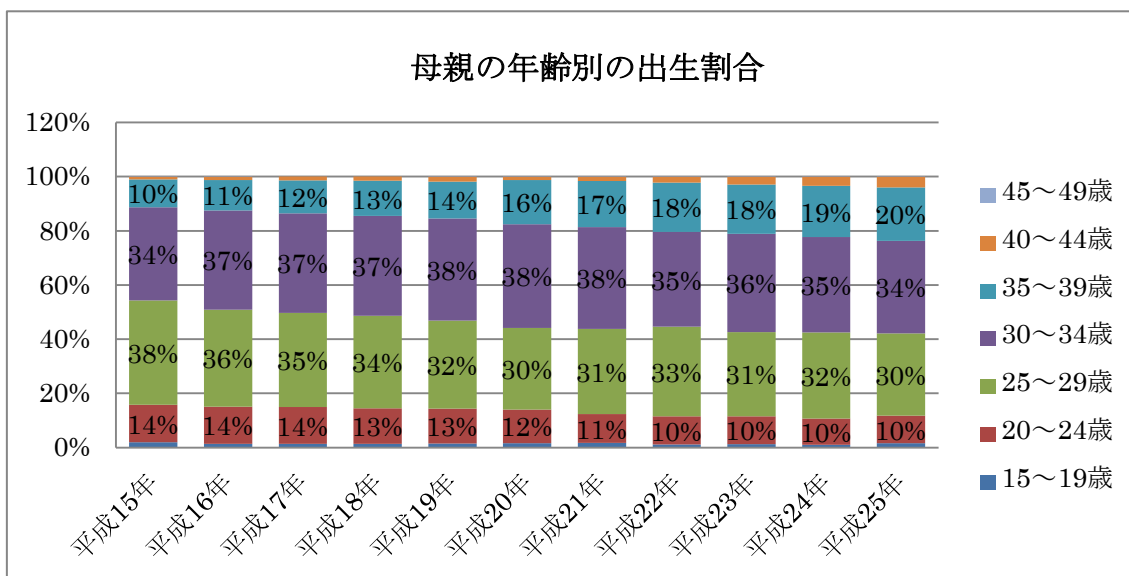
同時に、母親の年齢別の出生割合をみても、20歳から29歳における出生は減少し、35歳から39歳での出生が増加し、晩産化が進んでいる。このことも少子化の進行の一因となっている。

また、世帯構造にも変化が見られ、三世代世帯が減少する一方で、単身世帯や核家族世帯、高齢世帯が増加し、18歳未満の児童のいる世帯が減少している。少子化や核家族化の進行により、地域における子育てを助け合うような地縁・血縁関係は希薄になり、子育て家庭が孤立する傾向が高まっている。



※平成15年から平成24年：保健所／厚生統計

※平成25年：人口動態統計



※平成15年から平成24年：保健所／厚生統計より算出

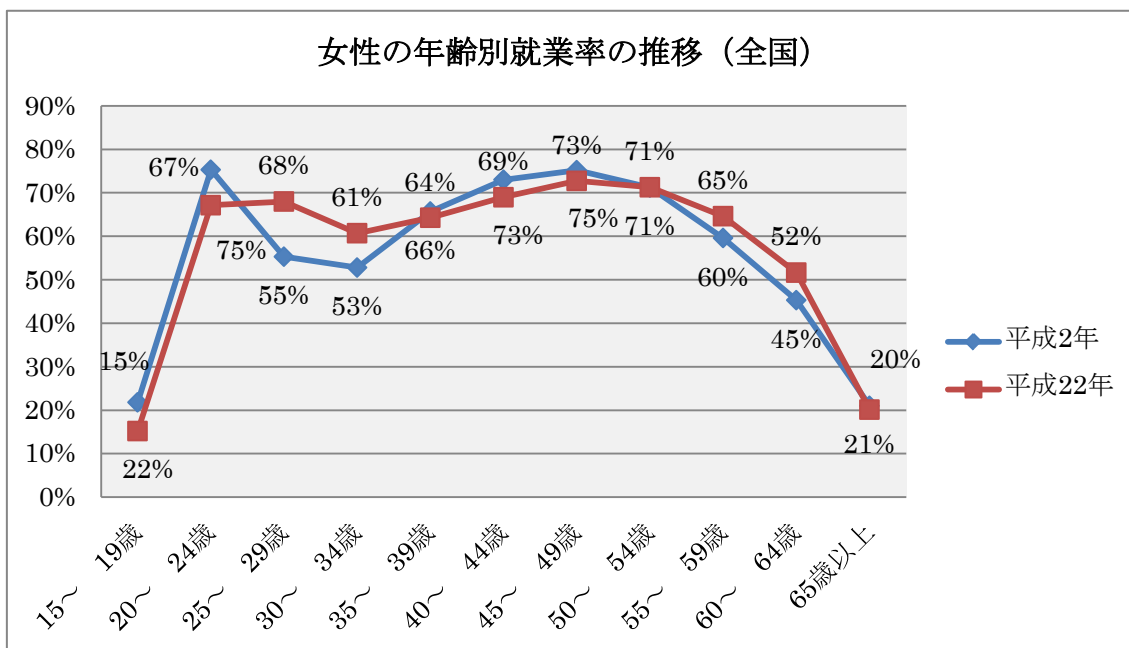
※平成25年：人口動態統計より算出

(3) 女性の就労

女性の年齢別就業率をみると、市においても全国と同様に女性労働力の特徴であるM字型カーブを描いている。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を離れて家事や育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという日本の女性のライフスタイルの現れである。M字型カーブの形状の変化に注目すると、平成2年と平成22年の比較では、共に30～34歳がM字型カーブの谷にあっているが、平成22年では谷にあたる部分が緩やかになっており、台形に近づいている。このことは、20歳代後半の働く若い女性が増えていることや晩婚化、出産が高齢化していることを示している。

こうした中、近年の経済の低迷による就業環境の悪化、働くことへの価値観の多様化、就労形態の変化などから、出産や子育てにより仕事を離れることなく継続する傾向が強まっており、仕事と子育ての両立のための環境づくりが求められる。

このような環境変化の中で、多様な保育ニーズに的確に対応するためにも子育て家庭を支援するサービスとして、保育所を中心とした様々なサービスや、就学後は放課後児童クラブの拡充など子どもの居場所づくりが求められる。



※平成2年：豊橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）

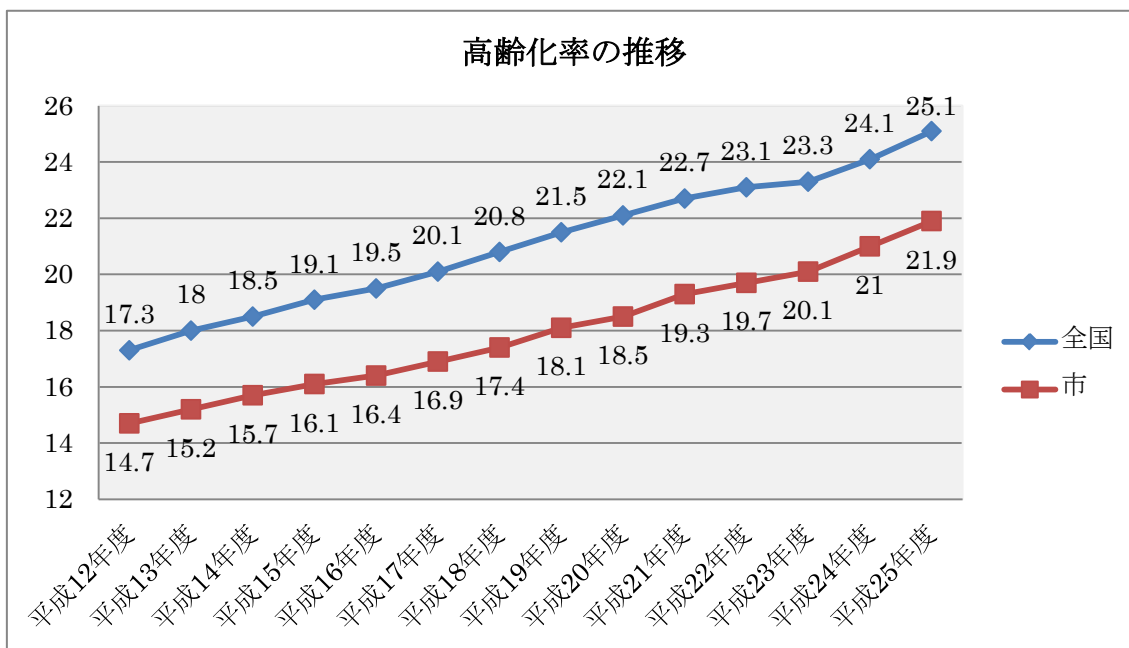
※平成22年：国勢調査

（４）急速に進行する高齢化

市の高齢化率は全国よりも低いものの、平成12年10月1日時点で14.7%であったものが、平成25年10月1日時点では21.9%と7.2ポイント増加しており、年々高齢化が進んでいる。

こうした高齢化の流れのなか、高齢期になっても自身の尊厳や生きがいを持って、生き生きとした暮らしを送ることができる社会を継続するため、高齢化問題を高齢者やその家族の問題としてだけでなく、地域全体で取り組むべき問題として、また、小学校や中学校などでも高齢化問題について考察する機会を設けるなど、幅広い年齢層で高齢化問題に取り組んでいく必要がある。

また、高齢者の増加により、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの利用も増加するため、各種高齢者サービスの供給体制の整備を計画的に行っていく必要がある。



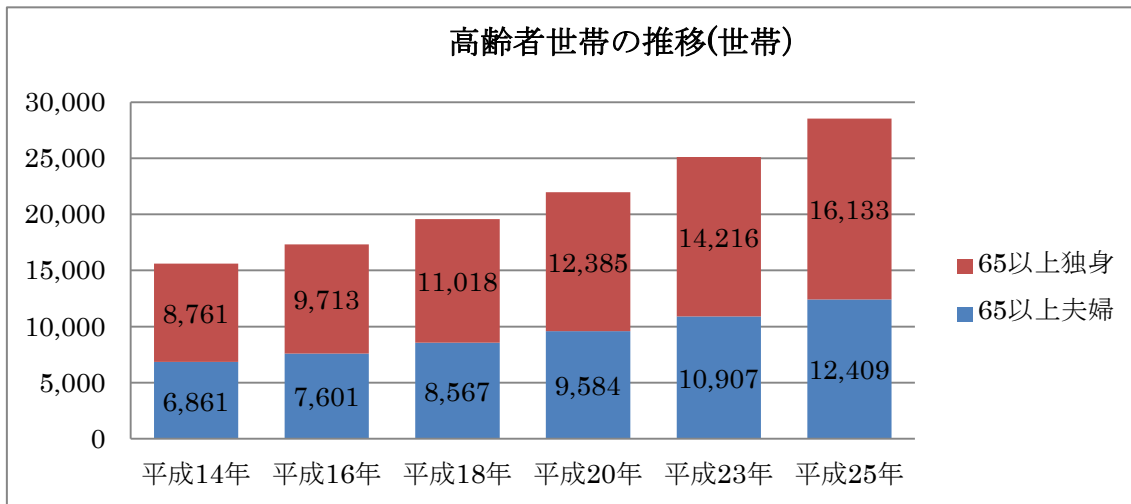
※平成12年から平成22年：第5期豊橋市高齢者福祉・介護保険事業計画

※平成23年から平成25年：総務省統計局ホームページ 豊橋市住民基本台帳

(5) ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加

市では、高齢者数の増加だけでなく、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯も年々増加している。平成14年10月1日時点において65歳以上夫婦の世帯は6,861世帯であったのに対して、平成25年10月1日時点においては12,409世帯まで増えている。また、65歳以上独身の世帯も、8,761世帯であったのに対して、16,133世帯となっている。

家族構成や世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などから、高齢者の孤独死や行方不明高齢者などの問題も発生している。こうしたことから、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯でも安心して生活を継続できる支援体制の拡充に取り組む必要がある。



※平成14年から平成23年：第5期豊橋市高齢者福祉・介護保険事業計画

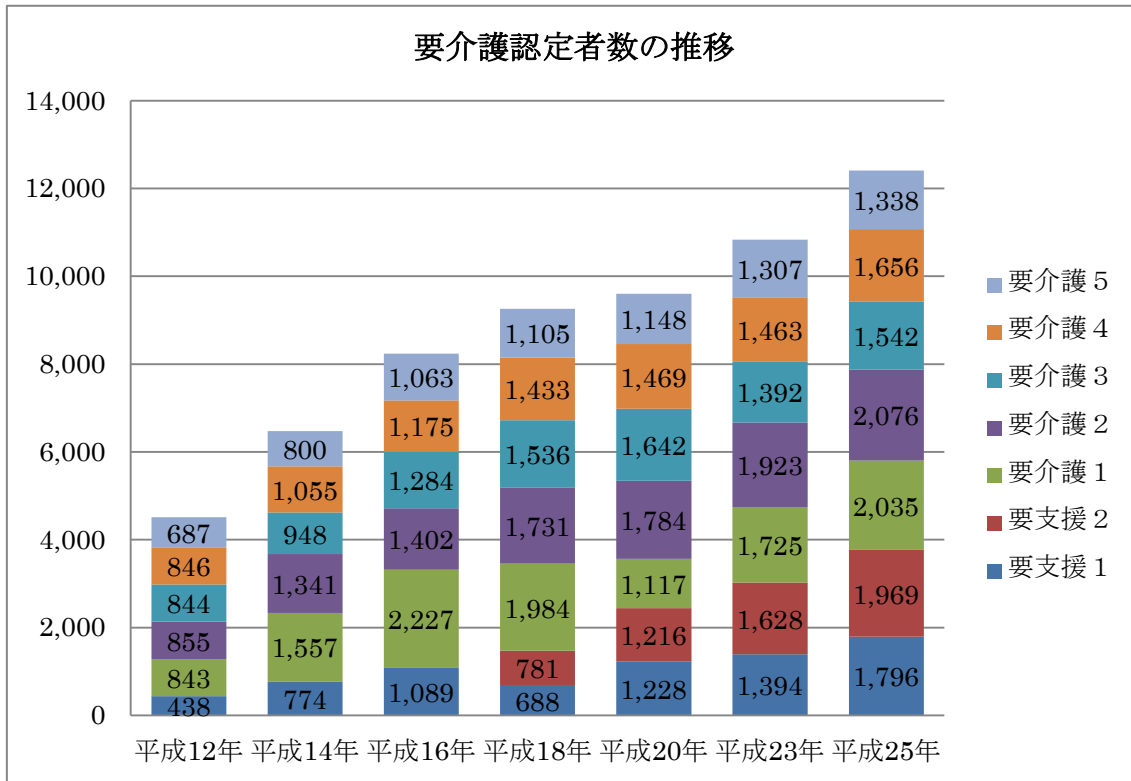
※平成25年：豊橋市住民基本台帳

(6) 要介護認定

要介護認定制度は、高齢者の心身の状態や生活環境において発生する介護の手間を正確に把握し、高齢者が必要とする最適な介護保険サービスを提供するための仕組みである。しかしながら、高齢者の増加とともに要介護認定申請件数も急増しており、その結果、申請から認定に要する期間も長くなる傾向があるため、迅速な要介護認定を行うための体制の整備が求められている。

市の要介護認定者は、平成12年10月1日時点の4,513人から平成25年10月1日時点で12,412人と約2.7倍になっている。要介護認定者の内訳は、要介護2が2,076人と最も多く、要介護5が1,338人と最も少なくなっている。

市では要介護4以上の重度要介護認定者は平成25年10月1日時点で2,994人のぼり、その多くは施設等での介護を受けていると思われるが、自宅での介護を望む声も多くあり、今後、重度要介護状態になっても、住み慣れた自宅で介護を受けられるように、在宅介護サービスのより一層の充実が求められる。



※平成12年から平成23年：第5期豊橋市高齢者福祉・介護保険事業計画

※平成25年：介護保険事業状況報告

2. 子育て支援及び高齢者福祉に関する施策について

子育て支援及び高齢者福祉に関する施策は、第5次豊橋市総合計画の「まちづくりの大綱」の施策のうち「健やかに暮らせるまちづくり」及び「心豊かな人を育てるまちづくり」の一部に位置づけられており、市では「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び「第5期豊橋市高齢者福祉・介護保険事業計画」を策定している。

（1）豊橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）について

① 計画策定の趣旨

誰もが安心して妊娠・出産でき、いきいきと子育てができ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進め、0歳から18歳までの子どもの育ちを応援する。取り組みの対象は子ども、子育て家庭、社会となるが、どの施策も子どもの育ちに重点を置いたものである。また、子どもの誕生を願うとともに、現に生まれている子どもの育ちを大切にすることを第一に考えなければならないとしている。

孤立した子育てをしている、子育てと仕事の両立にジレンマを感じる、子どもに十分なケアができない、虐待をするなど適切な養育ができない、言語・文化の違いにより子育てに困難を抱える、子どもの障害に悩むなど子育てに困難を抱えている親が市の中にも存在する。この背景には、父親の不在、長時間勤務、地域のつながりの希薄化、核家族化、夫婦共働きの増加、経済的困窮、病気、しつけに対する誤解、親自身の育ちの問題、外国人への情報提供不足、障害への理解不足など様々な問題がある。そして、「子どもを育てるのは親の責任」という考えへの認識のズレがある。

子育ての第一義的責任は保護者にあることは事実であるが、「親だけの責任」ではない。祖父母や親のきょうだいなど親族、友人、地域、行政、企業にも子育て支援をする責任がある。また、市には子育て支援に意欲のあるNPOが数多く存在する。市では、

- ◆ 子どもを中心とした育ち支援
- ◆ 子育て家庭への福祉・サービスの充実
- ◆ 地域を舞台とした子育て支援の体制づくり
- ◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

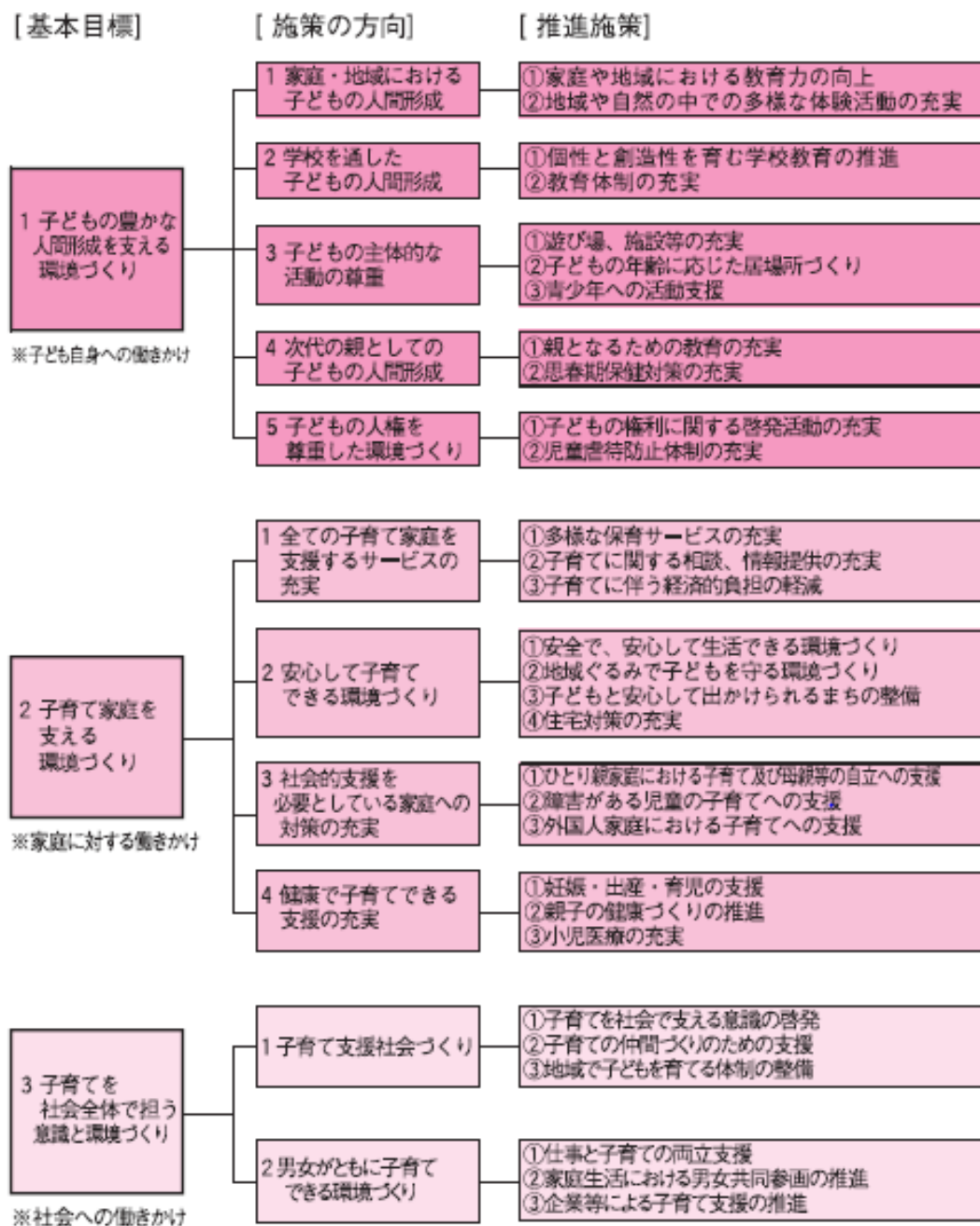
をキーワードに、支援の網から誰もこぼれることのない「子育て応援運動」を進める。

② 計画の基本理念と基本目標

「豊かな愛情で未来への架け橋を育むまち とよはし」を基本理念に、子どもたちが健やかに育つことができるよう、家庭や地域社会全体で支えあい、子育てに夢と誇りが持てる環境づくりを目指し、みんなの笑顔と子どもたちの元気な声があふれ子育てしやすいまちの実現に向けて、以下の基本目標を掲げている。

- ◆ 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり
- ◆ 子育て家庭を支える環境づくり
- ◆ 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり

③ 計画の体系



④ 施策の方向

◆ 家庭・地域における子どもの人間形成

子どもが豊かな人間性を身につけていくためには、家庭や地域、保育所・幼稚園、学校などで様々な体験や学習をすることが大切である。

特に家庭は、子どもが自立するまでの心身の基地である一方、外部からは介入できないプライベートな場所であり、親の価値観が子どもに大きく影響する場所でもある。乳幼児期の子どもや子育て中の親にとっては、核家族化や子育ての孤立化など、子育てには厳しい現実がある。また、きょうだいがいなかったり、少なかったりする子どもが増え、家庭内で子ども同士が学びあう機会は減少している。

こうしたことから、様々な機関や人が協力して子ども同士や親子の交流の機会を提供していくことが以前にも増して重要となっている。

そのため、地域において親子のふれあい・交流事業を展開する「ここにこサークル」を平成20年度からスタートしているが、今後市内全域に広がるよう、スタッフの確保と地域の協力が必要になっている。

◆ 学校を通じた子供の人間形成

人生のうちで心が最も大きく成長する時期に、子どもは多くの時間を学校で過ごすことから、様々な学びを習得する学校教育は大変重要な役割を担っている。子どもが知識を広め、社会性を学んでいながら、個性や自主性を伸ばし、豊かな心を身につけていくことが期待される。

教科学習はもちろん、子どもが社会に出ていくときに糧となる勤労体験などの体験学習の充実も求められている。

また、家庭の教育力低下を背景に学校に対する市民の期待が大きくなっているが、不登校、いじめ、発達障害、外国人児童・生徒へのサポートなど学校が抱える問題も多く、そのための対応が重要となっている。

そのため、学校教育を推進する上での仕組みや指導において、きめ細かな対応が求められるが、関係各課との連携や情報の共有できる体制づくりが今後の課題である。

◆ 子どもの主体的な活動の尊重

子どもは遊びやふれあいなどの経験を通して学び、成長するものである。小学生になると子どもの行動範囲も広がり、友だちの家に遊びに出かけたり、子ども同士で遊びに出かけたりする機会も出てくる。しかしながら、交通事故や犯罪への心配から子どもだけでの外出の抑制やゲーム機に代表される室内での

遊びの普及など、子どもの遊びをとりまく環境も年々変化している。

市のアンケート調査結果では、5年前の調査と同様に、子ども同士が交流する場への希望として「子どもが放課後などに集まって、子ども同士が自主活動などができる場」への希望が多く寄せられている。

そこで、子どもの居場所となる児童クラブについて、毎年設置か所を増やしてきたが、市のアンケート調査結果では、「児童クラブを知っている」と回答した保護者が96.4%あるのに対し、「児童クラブを利用している」と回答した割合が11.9%となっており、今後事業内容を充実するとともに、利用者の条件や利便性について検証し取り組む必要がある。

◆ 次代の親としての子どもの人間形成

子どもは成長し、やがて親となって子育てをする立場になる。しかし、核家族化や少子化によるきょうだいの減少などにより、乳幼児に接することなく親になる場合もあり、市のアンケート調査結果では、就学前児童の母親が、子どもが生まれる前に知っておきたかったことでは、「子育て支援などの制度的なこと」が62.2%と最も高いものの、「妊娠中の経過」51.6%に次いで「母乳・ミルクの飲ませ方」(46.7%)、「子どもとの接し方」45.6%が高い比率を占めている。

このことから、次代の親になる子どもが乳幼児とふれあい、自分の命を大切に思うと同時に、乳幼児をいつくしむ心を育てていく機会をつくることの必要性があげられる。

また、固定的な性別役割分担意識に基づいて母親にだけ子育ての責任をおしつけることのないように、男女共同参画の視点を持つことも重要である。

性に対する正しい知識を身につける教育活動や、心身ともに健康的に過ごすことについての教育も重要である。

◆ 子どもの人権を尊重した環境づくり

児童虐待など、子どもの人権を侵害する事件が社会問題化している。

「児童の権利に関する条約」は、「大人と同様の権利が保障されるべき」「子どもは大人よりも人権を侵害されやすい」という考えから、1989年に国際連合で採択された。その中では、子どもが子どもとして「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が保障されなければならないこととされている。社会全体の認識を高めるとともに、子どもを中心とした事業の展開や子どもの人権感覚を磨くことも重要である。

市では平成17年度から要保護児童対策ネットワーク協議会を立ち上げ、児童虐待などから子どもを守る取り組みを行っているが、子どもたちの命や心や体

の成長を守るためには、子どもに関わる機関が子どもに対して支援的な姿勢を見せ、SOS のサインを見逃すことなく支援を行い、子どもを守る連携をさらに強めていくことが必要である。

◆ 全ての子育て家庭を支援するサービスの充実

核家族化、共働き家庭の増加などで、家庭だけで子育てをすることは困難になっており、保育所へ子どもを預ける家庭が多くある。また、働き方の多様化などに伴い、従来のサービスだけでなく、保育時間の延長、休日保育、一時保育、病児・病後児保育の実施など、多様なニーズに対応するサービスの提供が求められている。市においては、延長保育を始めとする保育サービスを実施してきたが、病児・病後児保育以外は目標数値に達していない。今後、市内の設置状況を見ながら、その可能性を含めて、新たな目標値を設定するとともに、事業内容の充実につながる育児支援が必要である。

また、3歳以降に幼児教育として幼稚園に通う児童についても、本来の保育時間以外の預かり保育、休業日の預かり保育などへのニーズが高まっている。

一方、不慣れな子育てに悪戦苦闘する保護者にとって、専門的な相談窓口は頼りになる存在である。子育てに関する相談や情報提供の窓口が地域が増えていくことが重要である。

また、市のアンケート調査結果でも「子育てにかかる経済的な負担が大きい」(50.4%)が子育てに関して不安に感じるものの一番であったように、経済的な負担は保護者の重要な問題です。家庭の経済状況に応じて、子どもが健やかに育つことができるよう支援していくことも重要である。

◆ 安心して子育てできる環境づくり

「安心」「安全」に対する保護者の関心は高いものである。交通事故のみならず、子どもを狙った犯罪から子どもを守るために地域も、「子ども見守り隊」などの取り組みを始めている。社会の大切な子どもを地域で守る意識づくり、体制整備への支援が地域の子育て力の向上につながっている。

また、子どもとの外出が容易になるハード面の充実も重要な課題である。ユニバーサルデザインが普及し、様々な人が快適に過ごす中に親子もいるという環境づくりを進めていく必要がある。

◆ 社会的支援を必要としている家庭への対策の充実

子育て家庭の中には、様々な困難を抱え、社会的支援を必要とする家庭もある。ひとり親家庭では、仕事と育児の両立が一般の家庭よりも切実であったり、特に母子家庭では経済的な問題を抱えることが多く見られる。母親の就労に向

けた支援を豊橋公共職業安定所（ハローワーク豊橋）のマザーズコーナー等と協力していくことも大切である。

また、障害児がいる家庭では、子育て、療育、障害児のきょうだいの養育上の問題等、家族の負担だけでは解決できないものがある。こうした中、平成22年度にオープンしたこども発達センターへは大きな期待が寄せられている。

そして、全国的にも高い比率を占める外国人の子育てにも特別な支援が必要となっている。共生のためには、言語や文化の違いを理解した上で、子どもが自立できる環境をつくっていくことが社会全体のためにも必要である。

◆ 健康で子育てできる支援の充実

核家族化や少子化の進んだ現在、自分が経験するまで妊娠、出産、子育てに関わる機会がない親も珍しくない状況である。初めての子育てでは、期待と不安が重なり、ホルモンバランスなどの身体的な変化も加わって、母親の健康支援が重要となる。また、第2子目以降については、複数の子どもを育てていく困難さがある。家族の支援はもちろんのこと、専門機関の支援を活用することもこの時期には重要なことである。そのようなとき、妊婦や乳幼児の健康管理に関わる母子保健サービスの役割は大きなものとなっており、健康診査の拡大や乳児家庭への訪問事業等を実施してきた。

また、子どもの成長にとって健康は大切なテーマの一つであるが、生活習慣病の低年齢化や食生活の乱れなどが社会問題化している。保育所、幼稚園、小・中学校での健康管理と各家庭への働きかけが、子どもの健康を守るためには大切になってくる。

そして、医師不足や過酷な勤務を背景として産婦人科、小児科の周産期医療の危機が社会問題として取り上げられている。現在、出産に支障が生じるような状況にはないが、市においても安心できる医療体制を堅持し、子どもの命や健康を守ることが必要である。

◆ 子育て支援社会づくり

地域には、自治会、子ども会、PTA、子育てサークルなど子育て家庭に関わる団体や組織が存在している。各種団体等と連携して子育てを積極的に楽しむ家庭がある一方、地域とのつながりが希薄だったり、子どもが就園、就学前だったり、自治会に加入していないことで地域の情報が入手できずに孤立しがちな家庭も存在している。

このような家庭に子育ての情報を提供し、地域とのつながりが生まれるような仕組みづくりが必要になってくる。

◆ 男女がともに子育てできる環境づくり

妊娠、出産、授乳が女性しかできないこと、性別による固定的役割分担意識などにより子育ての中心は母親とされ、父親は仕事重視の生活をしてきた。子育てに専念する母親には、子育てを父親不在の中で孤軍奮闘する辛さがあり、働く母親には仕事と子育ての両立が課題であった。ここで登場した概念が、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」である。これを進めていくことは、人生を豊かにし、子育ての面では、父親の子育てに関わる時間の確保、母親の負担軽減につながり、子どもは余裕のある雰囲気の中で成長できるというメリットがある。

企業や事業主には、労働者への直接的な支援制度の導入のほかに、子育て支援に対する労働者同士の理解や協力を促すことが期待される。

また、家庭においては、男女がともに子育てに対して主体的に関わり、喜びを実感できるよう男女共同参画意識の浸透と実践が必要になる。

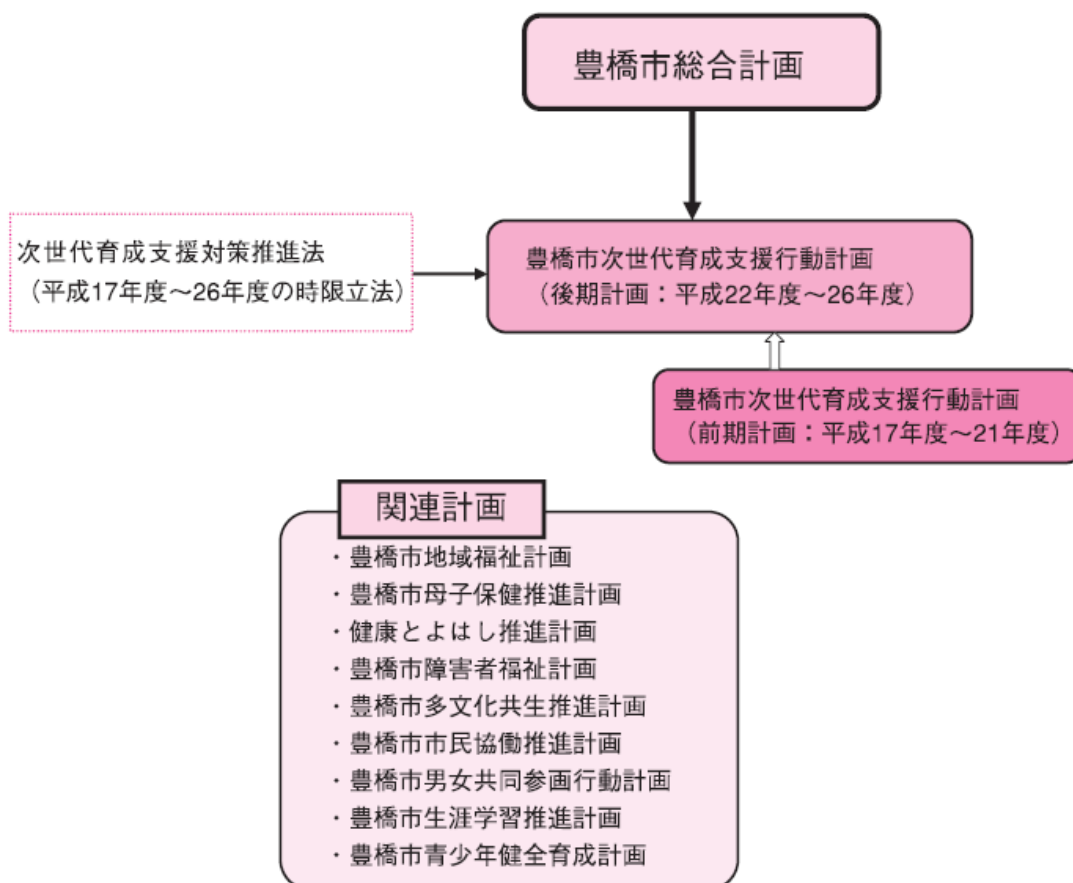
そのため、今後仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために、企業、労働者、市民、行政など関係者が今できること、望むことなどお互いに意見交換し、地域全体で取り組むことの理解を広げていくことが求められる。

⑤ 計画位置付けと計画期間

「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づき、国が定めた行動計画策定指針の趣旨を踏まえ、アンケート調査や子育てに関わる多くの関係者で構成する豊橋市次世代育成支援行動計画策定委員会からの様々な意見等を参考に、して策定している。

豊橋市総合計画を上位計画とし、子育て支援の分野に関連する施策を体系化したものであり、豊橋市母子保健推進計画（すこやか親子とよはしプラン）など、既存の関連計画との整合性を図り推進するものである。

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的かつ計画的な取り組みを促進するために制定されている。平成17年度から21年度までの5年間を前期計画として推進してきたが、この間の成果を検証しながら、平成22年度からの5年間を後期計画として策定している。



(2) 第5期豊橋市高齢者福祉・介護保険事業計画

① 計画策定の趣旨

平成12年度にスタートした介護保険制度は、介護サービス基盤の整備も進み、要介護認定者や介護サービスの利用者も増加するなど市民生活を支える制度として広く浸透してきている。

こうした中、市における高齢化率は年々上昇し、市でも高齢化率が21%を超える超高齢社会を迎えている。また、ひとり暮らし高齢者の増加等、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増すとともに、高齢者が生きがいを持ち、積極的な社会参加や健康づくりを行える環境や仕組みに対するニーズが高まってきている。

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を続けるためには、介護と医療の連携や高齢者福祉サービスの充実、さらには地域全体で高齢者を支える仕組みが必要である。

こうした超高齢社会のニーズや課題を視野に入れ、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるまちを目指し、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を策定している。

② 計画の基本理念と基本目標

第5次豊橋市総合計画において、これからの豊橋市が取り組むまちづくりの基本理念を「ともに生き、ともにつくる」とし、「輝き支えあう水と緑のまち・豊橋」の実現を目指している。

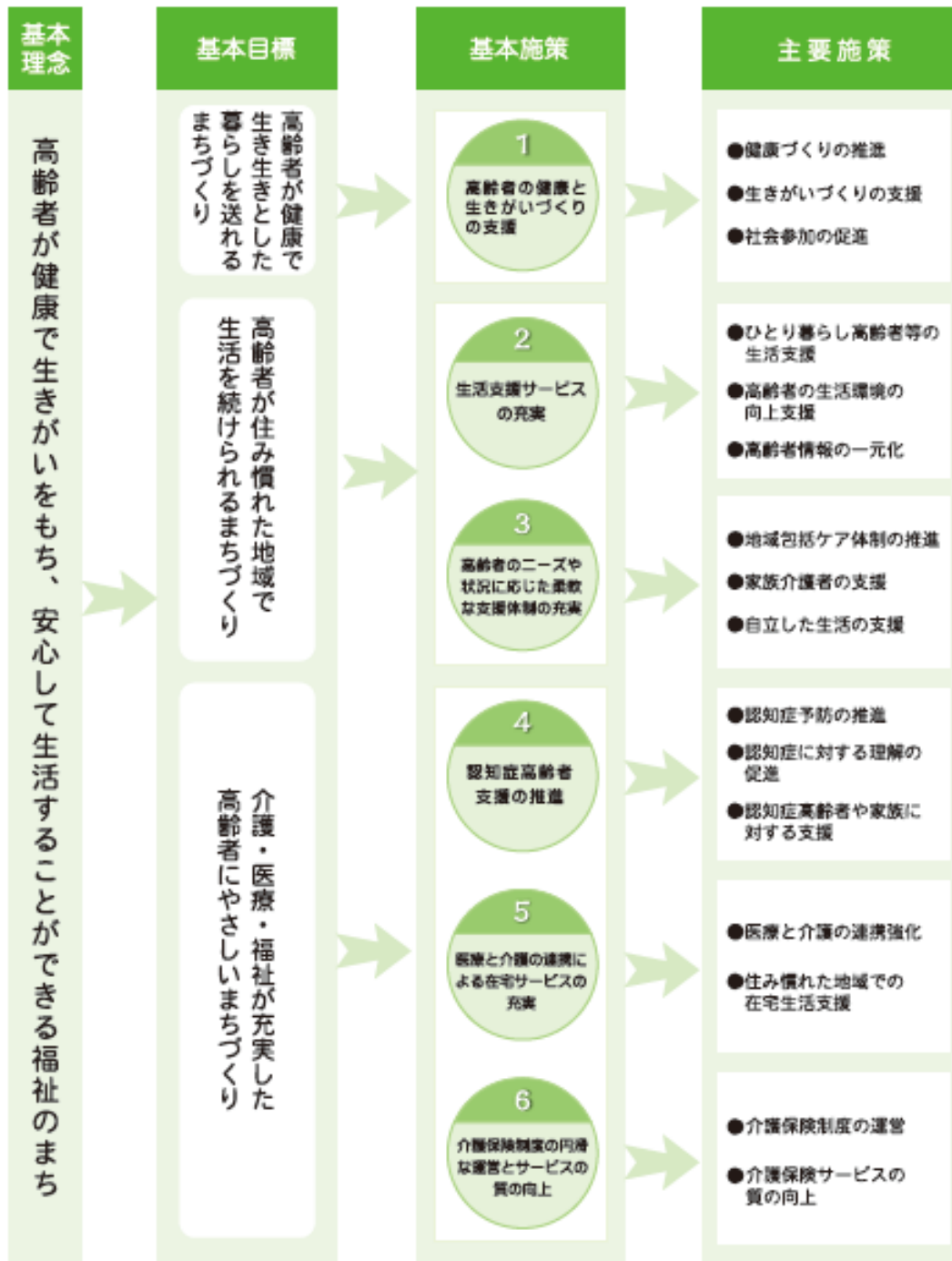
この中で、まちづくりの大綱のひとつとして、「健やかに暮らせるまちづくり」を掲げ、超高齢社会に対応できる基盤の整備により、高齢者が生きがいを持ち、安心して生活することのできるまちを目指し取り組んでいくこととしている。

本計画では、第5次豊橋市総合計画の基本理念に沿って、「高齢者が健康で生きがいをもち、安心して生活することができる福祉のまち」を基本理念とし、超高齢社会をともに支え合い、高齢者が尊厳を持ち、できる限り住み慣れた環境で暮らしていけるよう、高齢者自らの積極的な社会参加や介護予防への取り組みに対する支援や介護と医療の連携による在宅サービスの充実など、高齢者を始めとするすべての人が生き生きとして暮らせるまちづくりの実現に向け取り組んでいる。

基本理念を達成するために以下の3つを基本目標としている。

- ◆ 高齢者が健康で生き生きとした暮らしを送れるまちづくり
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるまちづくり
- ◆ 介護・医療・福祉が充実した高齢者にやさしいまちづくり

③ 計画の体系



④ 基本施策

基本目標を実現するため、次の6つの基本施策を掲げ、高齢者のニーズに応じた医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスを日常生活の場で適切に提供する「地域包括ケア体制」の整備を目指している。

◆ 高齢者の健康と生きがいづくりの支援

超高齢社会に対応するため、高齢者が生きがいを持ち、地域の中で積極的に活動し、これまで培ってきた経験と知識を活かしてそれぞれの役割を果たしていけるよう社会参加や就労の支援をする。また、高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取り組みに進んで参加できるように、高齢者のニーズに応じた支援を進める。

◆ 生活支援サービスの充実

高齢者が安心して老後の生活を継続できるよう、個々の状況に応じた生活支援を行う。また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりのため、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの確保や高齢者の権利擁護を推進する。

◆ 高齢者のニーズや状況に応じた柔軟な支援体制の充実

支援を必要とする高齢者が、自身が望む生活を自分の意思で送ることができるよう、また、いつでも安心して適切なサービスを利用できるように、市民・地域・行政による連携・協働のもと、インフォーマルサービス、介護予防、介護サービス等を組み合わせた柔軟な支援体制の構築を図る。また、高齢者の状態に応じ、元気高齢者から要介護者まで切れ目ないサービスを提供する。

◆ 認知症高齢者支援の推進

今後ますます増加することが予想される認知症高齢者について、認知症に関する正しい知識の普及と理解の向上を図るとともに、地域での見守りや支え合い、更には関係機関との連携による認知症ケア体制の構築を図る。また、在宅介護における家族の身体的・精神的負担を軽減するため、既存の社会資源を活用し家族レスパイトの充実を図る。

◆ 医療と介護の連携による住宅サービスの充実

高齢者が重度の要介護状態になっても住み慣れた住居での生活を継続するため、24時間対応の訪問看護サービスによる医療サービスと訪問介護サービス

による介護サービスを組み合わせた柔軟なサービスを受けられる新たな介護基盤を整備する。また、平成19年から始めた医療と介護の情報連携の仕組み作りについて、連携対象者の拡大や制度の周知に努める。

◆ 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上

市民による公平な負担のもと、適正な要介護認定や介護保険財政の健全運営など効率的かつ円滑な介護保険制度の運営に努める。また、制度の定着とともにサービスの提供基盤も充実するなか、適正で質の高いサービスが提供されるよう介護支援専門員に対する支援やサービス事業所に対する指導・育成に努める。

⑤ 計画期間

平成24年度を初年度として、平成26年度までの3年間を計画の期間としている。なお、第3期事業計画では平成27年度における高齢者介護のあるべき姿を視野に入れた長期的視点による施設サービス等の整備目標を設定したが、本計画期間はその最終段階にあたる。したがって、第5期事業計画においては、長期計画の目標を踏まえるとともに、被保険者数や要支援・要介護者数の推移を新たに見込んだうえで策定している。

⑥ 第5次豊橋市総合計画との関連

第5期高齢者福祉・介護保険事業計画は、上位計画である第5次豊橋市総合計画における分野別計画の基本方針に基づき策定するが、国が策定する第5期介護保険事業計画の基本指針における基本理念等も反映し基本目標を設定する。

国の基本指針においては、「高齢者のニーズに応じた切れ目のない支援を提供する地域包括ケア体制の整備」を基本理念として掲げる。この理念を踏まえ、第5期事業計画では「介護予防と要介護」、「健康づくりと生きがい支援」を一体的に捉え、各種施策を展開する。

3. 包括外部監査の対象事業について

第5次豊橋市総合計画の「健やかに暮らせるまちづくり」の政策である「子育て支援・児童福祉の充実」、「高齢者福祉・介護保険の充実」及び「心豊かな人を育てるまちづくり」の政策である「子ども・若者の健全育成」の事業について、概要ヒアリングを実施した。その結果、包括外部監査の対象として検討した事業は以下のとおりである。

<子育て支援>

担当課名	事業名	平成 24 年度 決算額(円)	平成 25 年度 決算額(円)
こども未来館	施設管理事業費	112,254,233	110,762,289
こども未来館	子育てプラザ活動事業費	23,812,352	23,948,796
こども未来館	体験・発見プラザ活動事業費	5,050,089	5,293,177
こども未来館	企画活動事業費	5,355,061	5,718,539
こども未来館	こども未来館整備事業費	740,000,000	740,000,000
保育課	三人乗り自転車貸出事業費	454,191	632,542
保育課	管理運営事業費（公立保育所管理運営事業費）	235,749,436	240,003,634
保育課	法人保育所通常保育事業費	7,509,400,864	7,580,152,323
保育課	延長保育促進事業費補助金	61,854,450	62,298,050
保育課	一時保育事業費補助金	5,396,000	5,396,000
保育課	子育て支援事業費	22,442,000	24,242,000
保育課	病児・病後児保育事業費	6,030,000	6,050,000
保育課	法人保育所整備費補助金	52,609,000	114,928,000
保育課	私立幼稚園運営費補助金	31,596,350	31,649,900
保育課	私立幼稚園就園奨励費補助金	322,990,100	352,091,050
生涯学習課	子ども・若者育成事業費	4,709,608	4,478,716
生涯学習課	青少年健全育成事業補助金	2,660,000	2,660,000
生涯学習課	青少年団体活動補助金	900,000	1,700,000
生涯学習課	公営児童クラブ運営事業費	236,533,818	237,978,336
生涯学習課	民営児童クラブ運営事業費	119,462,500	126,284,788
生涯学習課	放課後子ども教室運営事業費	9,988,023	10,095,205
生涯学習課	青少年センター管理運営事業費	59,919,329	44,199,712
生涯学習課	少年自然の家管理運営事業費	11,708,876	22,607,513

担当課名	事業名	平成 24 年度 決算額(円)	平成 25 年度 決算額(円)
生涯学習課	野外教育センター管理運営事業費	9,201,806	26,629,944

< 高齢者福祉 >

担当課名	事業名	平成 24 年度 決算額(円)	平成 25 年度 決算額(円)
長寿介護課	介護予防評価事業費	7,996,261	8,533,087
長寿介護課	老人クラブ活動事業費	23,927,247	23,683,671
長寿介護課	高齢者社会参加援護事業費	101,232,469	105,693,392
長寿介護課	豊橋市シルバー人材センター補助金	16,700,000	16,700,000
長寿介護課	介護認定事務費	249,887,633	235,686,966
長寿介護課	特別給付事業費	60,731,780	83,432,467
長寿介護課	在宅サービス負担軽減事業費	22,981,888	28,887,898
長寿介護課	介護保険施設等整備事業補助金	-	400,200,000
長寿介護課	地域包括支援センター運営事業費	229,862,000	266,667,742
長寿介護課	ケアハウスかなだ運営費補助金	14,373,403	16,679,814
長寿介護課	軽費老人ホーム補助金	150,368,600	149,955,900
福祉政策課	東部老人会館運営費補助金	7,655,575	2,524,223
総合老人ホーム	デイサービスセンター管理運営事業費	28,861,657	28,893,017
総合老人ホーム	特別養護老人ホーム管理運営事業費	72,395,689	76,798,284
総合老人ホーム	養護老人ホーム管理運営事業費	51,340,556	79,176,374
国保年金課	後期高齢者福祉医療費助成事業費	662,998,046	681,633,925
住宅課	サービス付き高齢者向け住宅の登録の事務手続	-	-

第3 外部監査の結果 —総括的事項—

ここでは、今回の包括外部監査により記載する個別の監査結果を踏まえ、市の子育て支援と高齢者福祉をさらに有効かつ効率的なものにするための方策について意見を述べることとする。

1. 情報の積極的活用について（意見）

（1）市民アンケート、意識調査を踏まえた政策の適時見直し

市においては、子育て支援、高齢者福祉ともに多種多様なメニューを用意し、支援の必要な市民が必要な行政サービスを受けることができるように徹底を図っているところであると見受けられる。しかしながら、全体としては過去から決められたメニューに加えて新しいメニューが執行される場合などは、必要に応じて各施設の利用者のアンケート、あるいは一般市民からのアンケートや意識調査を定期的に行い、必要な改廃が行われるべきであると考えられるが、全体的にはこのようなタイムリーな見直しの検討までは行われていないように思われる。たとえば、延長保育（P79）、一時保育（P80）、児童クラブ・放課後子ども教室（P88）のサービス向上などについて、利用者のアンケートや市民の声を適時に集約することが望まれる。

この点について、既に建設済みである諸施設については、施設自体の改廃を議論することとも捉えられかねないが、たとえば、ここにこサークル（P40参照）に代表されるようなソフト面の事業を見直していくことや、子育てプラザへの送迎（P44）に代表されるような施設の利用促進を図ることで、まだまだ改善の余地は多くあるように感じられた。そのため、こういったソフト面の事業の改善に当たり、その時々市民の声を拾い上げ、各施策に適時に反映していくことが望まれる。

（2）行政サービスの網羅性に関する数値的検証

市における福祉関連施策には、様々な種類の補助金等があるが、原則的にはこれらの補助金等は市民あるいは各団体からの申請を受けて初めて支出を行うものが多い。そのため、市民への情報提供が十分に行われずに必要な補助を受けられない子育て世代や高齢者が多くなってしまいう可能性がある。そこで、市では継続的に様々な形で周知徹底を図り、あるいは補助金等の担当部局は他の部局における情報を利用するなどして、市民や各団体が情報を入手しやすい

ような工夫を行っている。

しかしながら、市民等への情報の周知徹底が十分であるかどうかの数値的な検証までは行われていないと考えられる。市には市民に関する様々な情報を有しており、潜在的に受給できる可能性のある対象者を全体の母集団から導き出し、実際に受給している対象者が足りているかどうかの検証などは有用な確認方法であると考えられる。

(3) 関連団体や関連部署からの情報入手について

市における、子育て支援、高齢者福祉の施策の中には、以下に示すように比較的多数の団体に対して一律の少額の補助金を支給するものがいくつかある。

- ・子ども・若者育成事業費（子供会活動への謝礼金）
- ・青少年育成事業補助金（青少年育成会への補助）
- ・老人クラブ活動事業費（老人クラブへの運営補助金）

このような補助金支出は、通常の補助金とは異なり、費用対効果を考え、効率的に支出行為が行われる側面がある一方で、ともすれば支給対象団体の正確な情報を把握しないまま支出してしまう恐れもあると思われる。

そのため、少なくとも各団体の名簿などを取り寄せ、団体としての存在や活動状況をモニタリングしていく必要があると思われる。

次に、補助対象団体や指定管理を委託している団体からより詳細な活動実績報告を入手することで、単に補助金交付要綱に合致するか否かの確認にとどまることなく、補助金交付の本来の趣旨に照らして、あるいは他で実施している事業とのシナジーや効率性を重視して、各団体の事業内容を適時に見直すよう積極的な指導を行うことが望まれる。

たとえば、サービス付き高齢者向け住宅の認定事業(P173)について言えば、財源が国となっており当該補助金交付要綱では事業者の財務内容の審査や、それに関する書類の提出までは求められていない。しかしながら、登録団体が財政的な理由からサービス付き高齢者向け住宅を継続的に運営することができなければ、追加的な市の新たな行政サービスが必要となるなどの無駄が生じる可能性もあり、何より、サービスを直接受ける市民に多大な不便を強いることにもなりかねない。そのため、市民がいかに効果的なサービスを継続して受けることができるかという視点に立って、情報収集活動の必要性を検討することが望まれる。

また、市の各部局間での情報のやりとりについても対策が望まれる。例えば、在宅サービス負担軽減事業費（P155参照）においては、扶養控除世帯に属する被扶養者に対しても補助金を支給していたが、同様の趣旨で導入されている後期高齢者福祉医療費助成事業では、扶養控除世帯への補助金の支給は行っていないことが今回の監査で判明した。本来であれば、事前に扶養控除を受けている世帯の情報を入手していれば、このような扶養控除世帯に属する被扶養者に対してまで補助金を支給するようなことはなかったはずである。

しかし、担当課が異なることで横の情報連携が行われておらず、国保年金課で実施していた情報の利用が可能であることを長寿介護課で把握できていなかったために生じたものである。

このようなことが生じる背景には、各課でのデータベースが連携できていないという根本的な問題もあるが、少なくとも同様の趣旨で実施している他の補助金の交付要綱や仕様については把握しておくことが望まれる。

またデータの共有以前の問題と思われるが、少年自然の家及び野外教育センターが所管している高額美術品についても、単なる備品としての取り扱いを行っており、担当課においてはその価値を毀損させないための十分な対応が取られていない。市は豊橋市美術博物館を運営しており、美術品への認識も十分に持ち合わせているのであるから、美術博物館との連携により他の事業においても高額美術品がこのような状態になっていないかどうかの確認を早急を実施し、市の財産の毀損を最小限にとどめるべき対応が望まれる。

2. 関連施設の効率的運営について（結果及び意見）

市が所有する、子育て支援・高齢者福祉関連の施設には、いくつかの部局を跨って関連施設を所有している場合がある。それぞれは過去の経緯などもあり異なる部局で管理しているものもあれば、現在は既に同一部局で管理し始め、効率的運営を行う目的としている施設もあると思われる。

しかしながら、今回の監査において手続を行った範囲だけみても、たとえば以下に記載するような代表的な施設については、担当部局の統一や委託先の統一なども含めてさらなる効率的運営の余地があると思われる。

特に東部老人会館については高齢者福祉を推進する施設としながらも、高齢者福祉の具体的な実施を担う長寿介護課は直接の担当ではなく、事業の位置づけが曖昧なまま運営を継続させてしまっているため、市全体の高齢者福祉事業の実施における公平性を維持するためにも早急にその対応が望まれる。

(少年自然の家及び野外教育センター)

	少年自然の家	野外教育センター
目的	学校及び青少年団体の集団 宿泊訓練及び野外活動	同左
担当課	生涯学習課	同左
備考	平成23年度から一体運営を行うべく、担当部局を統一。それぞれに条例が制定されている、実績報告が統一されていない、隣接する施設だが所長がそれぞれ存在する、などの改善点が存在する。 (詳しくは、P108参照)	

(地域福祉センター及び老人福祉センターならびに東部老人会館)

	地域福祉センター	老人福祉センター	東部老人会館
目的	老人、障害者、児童等に重点を置いた、各種相談、入浴・給食等の福祉サービス、機能回復訓練、ボランティアの養成及び各種情報の提供等	60歳以上の老人に、健康の増進・教養の向上・レクリエーションの場を提供する施設	東部地域の高齢者の健康の増進を図るとともに、レクリエーションの場を提供する。 (課題についてはP163参照)
担当課	福祉政策課	長寿介護課	福祉政策課
主な管理者	社会福祉協議会	シルバー人材センター	社会福祉協議会
備考	どれも老人が対象に含まれている点で共通している。 特に老人福祉センターと同様の機能をもつ東部老人会館については、シルバー人材センターではなく社会福祉協議会で管理しており、福祉政策課の管轄となっている。		

3. 福祉団体等に対する補助金交付要綱の整備等について (結果)

市の福祉関連団体に対する補助金は、主に「福祉団体等に対する補助金交付要綱」において定められており、この要綱の全文は以下のとおりである。

『福祉団体等に対する補助金交付要綱』

(目的)

第1条 この要綱は、法令、条例、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）等に特別の定めのあるもののほか、福祉団体等（以下「団体」という。）が行う事務又は事業の実施に要する経費の全部または一部に対し、予算の範囲内において交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体、事業、補助率等)

第2条 補助の対象となる団体、補助の対象となる事業等（以下「補助事業等」という。）、補助の対象となる経費及び補助率（補助限度額を含む。）は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助事業等の遂行)

第3条 団体は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他条例等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(雑則)

第4条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(別表第1)

補助事業名	補助対象団体	補助対象経費	補助率	補助限度額
地域福祉サービスセンター事業補助金	社会福祉法人 豊橋市社会福祉 協議会	人件費、事業費	10/10	予算の 範囲内
地域助け合い事業補助金		事業費		
市民福祉の日事業負担金		事業費		
活動費補助金		事務局職員人件費の一部		
ボランティア事業推進費補助金		人件費		
福祉活動専門員設置費補助金		人件費の一部		
生活資金一時貸付事務費補助金		人件費の一部（定額）		
東部老人会館運営費補助金		人件費、事業費		
福祉活動推進費補助金		ボランティア団体への助成に要する経費（定額）		
つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金		人件費、事業費		

補助事業名	補助対象団体	補助対象経費	補助率	補助限度額
一般事務費補助金	社会福祉法人 豊橋市福祉事業会	人件費、土地借上料、管理費	10/10	予算の 範囲内
元利償還金補助金		市が必要と認めた施設整備事業のための借入金 の当該年度の償還に要する額から愛知県補助金を除いた額		
ケアハウスかなだ運営費補助金		人件費、管理費、事業費		
豊橋くすのき学園運営費補助金		事業費のうち利用料収入等を超える額		
東三更生保護会補助金	更生保護法人 東三更生保護会	人件費、運営費の一部		
豊橋市シルバー人材センター補助金	公益社団法人 豊橋市シルバー人材センター	人件費、事業費の一部		
豊橋保育協会（研修費）補助金	豊橋保育協会	人件費、事業費 （定額）		

（別表第2）

事業名	補助対象団体	補助対象経費	補助限度額
豊橋保護区保護司会補助金	豊橋保護区保護司会	団体運営に要する 経費の一部（定額）	予算の範囲内
豊橋人権擁護委員協議会補助金	豊橋人権擁護委員協議会		
豊橋市遺族連合会補助金	豊橋市遺族連合会		
原水爆被災者の会補助金	豊陸会（愛知県原水爆被災者の会豊橋支部）		
豊橋市更生保護女性会補助金	豊橋市更生保護女性会		
豊橋市民生委員児童委員協議会補助金	豊橋市民生委員児童委員協議会		
豊橋障害者（児）団体連合協議会補助金	豊橋障害者（児）団体連合協議会		

上記の内容のとおり、この補助金交付要綱には様々な種類の補助金の交付に関する内容がまとめられている。この要綱の作成に至った経緯は不明であるが、

少なくとも現状において、以下の問題点があると考えられる。

- ① これらの補助金は本来はそれぞれ目的を異にしているため、各補助金の目的まではこの要綱で確認することはできない。
- ② 実際の補助金は過去の経緯や補助対象事業ごとに補助率は異なっているものの、要綱上では補助率は10/10とし、かつ限度額は一律に予算の範囲内とされており、如何様にでも補助金額を決めることができるような仕様となっている。
- ③ 補助対象経費は、主に人件費や運営費の一部などと記載されているが、これについてもそもそも補助金支出の目的の記載がなく、その業務に対する詳細な仕様が決められていないことから、補助対象経費の範囲が妥当なものであるのかの判別が困難となっている。
- ④ 上記の①～③の問題があることで、平成13年度における包括外部監査においても同様の指摘はされていたが、特に改善の措置が取られていない。

これらの問題を改善するために、以下のような対応をご検討いただきたい。

- ア. 補助金と委託料は法的形式や事業主体は異なるものの、その実質的効果について両者は同等と考えられるが、委託業務については個々に業務仕様を決定し、その支出が適正かどうかを検証できる仕組みとなっているので、まずは事業に対する補助金についても同様の体制を構築し個々に詳細な仕様を決めることが重要であると考ええる。
- イ. 次に、このような補助対象団体への補助金を個々の課で管理することは、同一の事業に複数の補助を実施することに気づかない可能性がある。補助対象事業が複数存在することで目的が重複したりすることを避ける目的からも、特定の部署が横断的な視線で検証をする必要性もあると考えられる。
- ウ. また、これらを包括的にコントロールするためにも、個々の補助金についての個別の仕様あるいは個別の補助金交付要綱をとりまとめる要綱を作成しておくことも重要であると考えられる。

4. 実施目的が不明確な契約とその後の対応について（結果及び意見）

地域の要請などにより市が主体的に開始していない事業の一部について助成を行っているものには、東部老人会館やケアハウスかなだなどがある。たとえば、東部老人会館では契約時期が古くどのような経緯で市が助成を行うようになったかは不明であったため、他の地域での事業の実施状況などを勘案し検証

した結果、今回の監査で施設の所有関係が曖昧になっていることが判明した。

所有権が不明確なまま施設の増設や修繕を市が行っていたり、本来であれば施設の利用者が応分の負担を行っていないことによる不足部分を市が負担していたり、その補助金支給が一部の地域に対する特別なものとなっており公平性の観点から改善が必要と考える。

また、いずれの事業も委託事業ではなく他の事業者が行う事業に対する補助となっている。前項で指摘したように、その仕様などを確認しておらず、どのような事業に対して補助を行うかが明らかになっていないため経済性の観点からも十分な対応が行われていないと考えられる。

いずれも実施の経緯が不明確であり、補助金の支出そのものについても疑問が持たれるものではあるが、当初は道理的な理由に基づいて定められたものかもしれない。しかしながら、その後の新たな事業の実施や、周辺環境の変化による住民のニーズの変化などから、現在この事業については見直しが必要であることは明白である。このようなことから、上記「3. 福祉団体等に対する補助金交付要綱の整備等について」で述べているように不明確な支出を防止することと合わせて、過去の事務を継続するだけでなく、現時点において何が最も効率的か、どのようなサービスが市民にとって有効なのかという市民目線に立って検討を行うことが必要であり、環境変化に合わせて定期的な検証を行う体制の構築が望まれる。

第 4 外部監査の結果 一部局別の監査結果一 (子育て支援)

I こども未来館

1. こども未来館の関連事業について

(1) 概 要

細事業名		
施設管理事業費		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
市民・民間事業者・行政が一体となってこども未来館の運営体制を構築します。指定管理料(体験・発見プラザ、集いプラザの運営、施設全体の維持管理)など施設管理に係る経費です。	・こども未来館の施設の維持管理(平成 24 年 8 月から指定管理者を丹青社・コニックス共同体に変更)。	
誰のために	誰(何)を対象として	どのような状態にしたいか(意図)
東三河地域の子ども及び家族、中心市街地を訪れる人々	東三河地域の子ども及び家族、中心市街地を訪れる人々	21 世紀を担う子どもたちが様々な体験をすることができ、地域や世代を越え子どもを中心に多世代の人々が交流することができる施設となるよう、市民協働による運営を推進するとともに費用対効果の高い運営を構築する。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算(円)	112,254,233	110,762,289
こども未来館を利用した総数(人)	598,881	600,951

細事業名	
子育てプラザ活動事業費	
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み
乳幼児(0~3 歳)とその保護者を対象に、遊びの場や子育て情報の提供、仲間づくりなどの交流、育児相談ができる子育てプラザの運営です。身近な場所で子育て相談や遊びの場を提供するここにこサークルを開催します。こども未来館子育てプラザ及びここにこサークルで子育て支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てプラザ企画コーナーで行うプログラム及び保護者向け子育て講座の充実を図った。 ・ここにこサークル開催回数、29 会場 495 回開催うち新規 4 会場 ・子育てプラザ及びここにこサークルで活動するボランティア対象に講座を実施 ・子育てプラザでの子育て相談 144 件

ボランティアに対し各種養成講座を実施します。		
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
東三河地域の子ども及び家族、中心市街地を訪れる人々	東三河地域の子ども及び家族、中心市街地を訪れる人々	21世紀を担う子どもたちが様々な体験をすることができ、地域や世代を越え子どもを中心に多世代の人々が交流することができる施設となるよう、市民協働による運営を推進するとともに費用対効果の高い運営を構築する。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	23,812,352	23,948,796
子育てプラザを利用した総数（人）	139,602	150,187

細事業名		
体験・発見プラザ活動事業費		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
幼児や小学生を主な対象に、遊びのプログラムや大型遊具が揃う体験・発見プラザの運営をします。仕事体験プログラムを実施します。こども未来館及びまちなかの賑わいを創出する市民協働によるイベントを企画し、実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・体験発見プラザ内の展示及び体験セットの定期的な模様替え ・体験プログラムのメニュー充実 ・イベントの開催 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
東三河地域の子ども及び家族、中心市街地を訪れる人々	東三河地域の子ども及び家族、中心市街地を訪れる人々	21世紀を担う子どもたちが様々な体験をすることができ、地域や世代を越え子どもを中心に多世代の人々が交流することができる施設となるよう、市民協働による運営を推進するとともに費用対効果の高い運営を構築する。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	5,050,089	5,293,177
体験・発見プラザ利用者数	293,701	265,697

細事業名			
企画活動事業費			
事業の概要		平成 25 年度の主な取り組み	
こども未来館及びまちなかの賑わいを創出する市民協働によるイベントを企画、実行します。		<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来館企画・事業実行委員会によるイベント開催 ・笑顔でまちを元気にする運動として子どもクリーン隊の活動及び笑顔のフラッグを掲載 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
東三河地域の子ども及び家族、中心市街地を訪れる人々	東三河地域の子ども及び家族、中心市街地を訪れる人々	こども未来館を中心とした集客イベントを開催することで、地域や世代を越えて子どもを中心に多世代の人々が交流して中心市街地の賑わいを創出する施設となるよう、市民協働による運営を推進するとともに費用対効果の高いイベントを開催していく。	
		平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）		5,355,061	5,718,539
イベント参加人数（人）		34,709	34,072

こども未来館は、まちなかで子どもを中心にあらゆる市民が出会い、交流し、活動する新たな多世代交流施設として、平成 20 年度に開設した。利用者数は、当初計画時想定した利用者人数（20 万人）を大きく上回る利用者数（平成 25 年度は約 60 万人）を記録しており、このような児童複合施設は東三河地区では他になく、豊橋市だけでなく非常に利用価値の高い施設と言ってよい。市の中心部にあることもあり、周辺への経済効果も併せて期待されている。

上述のように地域の活性化という目的も持って設立・運営されている施設ではあるが、ここでは今年度の監査テーマである子育て支援という観点から監査を実施する。

<こども未来館の全景>



<体験・発見プラザの風景>



(2) 手 続

こども未来館の運営、事務執行等に係る仕様書、契約書、委託業務の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① こども未来館での入場者数の成果目標数のカウント、分析方法について（意見）

こども未来館では、「子育てプラザ」「体験・発見プラザ」といった主要エリアがあり、入場者数のカウントはそれぞれで行っている。一方で成果目標としては、平成25年度においては、こども未来館全体で60万人という目標のみが掲げられており、各エリアでの目標人数は掲げられていない。

<こども未来館の全館入場者数実績と年度目標>

	平成24年度 実績	平成25年度 目標	平成25年度 実績	平成26年度 目標
入場者数(人)	598,881	600,000	600,951	600,000

<子育てプラザ入場者数実績と年度目標>

	平成24年度 実績	平成25年度 目標	平成25年度 実績	平成26年度 目標
入場者数(人)	139,602	なし	150,187	なし

<体験・発見プラザ入場者数実績と年度目標>

	平成24年度 実績	平成25年度 目標	平成25年度 実績	平成26年度 目標
入場者数(人)	293,701	なし	265,697	なし

※1 開設当初平成20年の計画は200,000人/年

※2 集いプラザは公共スペースで行われるイベントのため入場者数はカウントされていない

※3 「子育てプラザ」及び「体験・発見プラザ」のどちらも利用していないことが考えられるため、各プラザの合計入場者数は全体入場者数と一致していない。

こども未来館は多世代の交流も目的としており、子育て支援以外にも地域の活性化などの複合的な目的を持っていることから、成果目標としての来場

者数も全体で設定されている。設立時においてはまずは全体の来場者数を確保し、未来館自体の認知度を上げる必要があるためこのような目標設定を行うことは有用だったかもしれないが、「子育てプラザ」や「体験・発見プラザ」それぞれが独立し異なった目的をもっており、その運営課題も明確になってきている現状においては、各プラザでも成果目標数を設定し、個々の事業予算を決定する時点でその有効性を検討することが望ましいと考える。複数のプラザを利用している市民は多数いるものと推定されるが、各プラザは対象としている年齢層やサービス内容に違いがあるため、ある程度利用者は住み分けがなされていることが想定されるため、現状の館全体の成果目標数だけでは、詳細な目標実績の検証ができない。

また、こども未来館は開設から6年が経過しまだまだ施設の新しさは色褪せてはいない印象を受けるが、新しいプログラムの運営といった施策を取らなければその価値は陳腐化してしまう恐れがある。その指標に利用者数があると考えられるため、早い段階から各プラザの成果目標数の設定とその実績分析を行うことで、達成度及び今後の利用計画のためにその情報を役立てることが必要といえる。

② ここにこサークル開催の効率性について（意見）

こども未来館では、乳幼児（0～3歳）とその保護者を対象に、遊びの場や子育て情報の提供、仲間づくりなどの交流、育児相談ができる「子育てプラザ」を運営し、子育て世帯に対する支援を強化しているが、一方で市では地元の身近な場所で子育て相談や遊びの場を提供する「ここにこサークル」を幅広い校区にて行っている。なおこれは地域の子どもを地域で育てる事を目的に各地域でボランティアを募り、運営している。

ここで、平成25年度のここにこサークルの来場者数は以下のとおりである。

平成25年度ここにこサークル来場者集計

No.	サークル会場名	開催回数(回)	来場組数(組)	来場者総数(人)	1回当たり来場者数(人)	1月当たり開催数(回)
1	芦原	43	448	939	22	3.6
2	東田	12	27	62	5	1.0
3	石巻	22	330	711	32	1.8
4	磯辺	23	229	480	21	1.9
5	五並	13	86	179	14	1.1

No.	サークル会場名	開催回数(回)	来場組数(組)	来場者総数(人)	1回当たり来場者数(人)	1月当たり開催数(回)
6	飯村	22	248	533	24	1.8
7	牛川	12	133	281	23	1.0
8	大清水	22	352	741	34	1.8
9	交通児童館	11	174	377	34	0.9
10	栄	23	197	397	17	1.9
11	汐田	12	97	198	17	1.0
12	下地	12	102	223	19	1.0
13	新川	23	91	187	8	1.9
14	鷹丘	20	140	287	14	1.7
15	高師	11	64	132	12	0.9
16	高師台	20	209	450	23	1.7
17	高豊	13	101	223	17	1.1
18	多米	19	114	245	13	1.6
19	つつじが丘	18	203	441	25	1.5
20	東部	25	296	623	25	2.1
21	中野	11	70	143	13	0.9
22	八町	11	28	72	7	0.9
23	羽根井	19	205	435	23	1.6
24	二川	19	272	554	29	1.6
25	ふれあい広場	23	331	699	30	1.9
26	北部	12	144	293	24	1.0
27	前芝	12	53	111	9	1.0
28	松山	12	37	78	7	1.0
29	牟呂	11	152	332	30	0.9
30	豊	10	70	148	15	0.8
31	福岡	7	85	183	26	0.6
	合計	523	5,088	10,757	21	
	平均	16.9	164	347	20	1.4

このように、サークル毎で状況にばらつきはあるものの、開催頻度は月1回～2回程度、1回当たりの来場者数は20名程度となっている。

なお、開催にあたって必要な人材は、地域のボランティアによっているため、当初準備する簡易な器材以外には特段のコストは発生していない。一方

で協力いただくボランティアスタッフの確保と育成までに相応の時間を要しておりそのための市の職員の労力が必要となっている。

ここにこサークルは、市民が公平性をもった形で子育てプラザのサービスを楽しむようサービスを提供すること、また地域での子育て活動を支援する観点から、市内幅広い地域での開催を目指して開催校区の数を拡大してきており、以下がサークル開設初年度の平成 20 年度から、現在に至るまでのサークル数の推移である。なお、市は 1 校区につき 1 つのサークルの開催を必ずしも目指しているわけではない。

＜ここにこサークル数の推移＞

	平成 20 年度 実績	平成 25 年度 目標	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 目標
サークル数	15	33	31	37

※市の校区は平成 25 年現在で 52 校区となっている。

平成 25 年度のここにこサークルの来場者を見ると、前芝、東田、新川、松山、八町が開催 1 回あたり一桁の利用者となっている。これらはエリアを鑑みると、前芝以外は市の中心部の校区であり、こども未来館に距離が近いこと、サークルという形での参加ではなくともこども未来館へ出向くためではないかと推定される。市民に幅広く子育て広場の利用機会を提供することは公平性の観点から非常に重要であると考えますが、対象児童数や他の競合施設との関係を考慮せず均等に開催することは公平性以上に経済性の観点で不効率となっている可能性がある。

また、平成 25 年度現在でサークル数は合計 31 あるが、これらは利用対象者が点在する地域を除くほぼ市内全域に広がっている。ここで、これ以上サークルを増加させることは、会場やボランティアの確保などが困難であり効果よりもコストが割高となる可能性が高いことが想定され、今後は中身を濃くしていく方向性に舵を切る方が望ましいと考えられる。

開催に当たっては必ずしも 1 校区 1 サークルで行う必要性は市の方針どおり必要ないと考えられ、近隣の複数校区に 1 つのサークルの開催といった、まとまった形での開催も検討すべきである。たとえば、上述の東田、新川、松山、八町はそれぞれ校区が隣接しており、また市の中心部であり校区面積が狭いことから互いの距離が離れていない。したがって、これらを統合して開催することは、内容の充実、すなわち利用者側からの視点で言えば多く親子が集まり、情報交換という観点からはより密度の濃い場の提供という効果が期待でき、開催側の視点で言ってもボランティアの確保が容易になるなど

運営を効率的に行うことが期待できる。より経済的な運営と趣旨の有効達成に向けて、現状のここにこサークルを統廃合することも視野に入れて、より効率的な開催を検討されたい。

□③ ここにこサークルの公平性について（意見）

「子育てプラザ」の出張ベースである位置づけの「ここにこサークル」であるが、ここには下記の長所と短所が存在していると考えられる。

長所	短所
I サークルという形で出張することで、遠隔地の市民にも「子育てプラザ」の雰囲気やサービスを体感できる機会を与えることができる。	I ボランティアによる開催としているため、保育士が常駐してサービスを行う「子育てプラザ」と比べて専門性が不足する可能性がある。
II 市民がわざわざ足を運ぶ必要がない。	II ボランティアの確保に労力、時間を要する。
III その地域において親子のふれあい・交流が期待できる。	III ボランティアの確保に関して、人口の少ない地域での開催が難しくなっている。
IV ここにこサークルをネットワーク化することで、多くのボランティア育成につながる。	IV サークル間でサービスの質及び量に違いが発生する可能性があり、市民に公平性あるサービスの提供ができない恐れがある。

このようにここにこサークルにはメリットも多くありその有効性は否定されるものではない。実際上述「② ここにこサークル開催の効率性について（意見）」のように利用者数が少ないエリアはあるものの、一定の利用者数がある箇所も多く、総じて有効性はあると認められる。また、地域での子育て支援、地域での親子のふれあい・交流という点では高いメリットがあると考えられる。

しかしデメリットのⅠ．やⅣ．に記載したように「子育てプラザとのサービスの差」や多くのボランティアに頼るがゆえに「エリア間でのサービスの差」といった、公平性という観点では疑念が残ると言わざるを得ない。またⅢ．に記載したように市南西部や北東部といった人口の少ない地域にはサークル開催までに至っていないのが現状で、これはⅡ．のように運営をボランティアに頼って行う方針のために結果として人材の確保が難しく

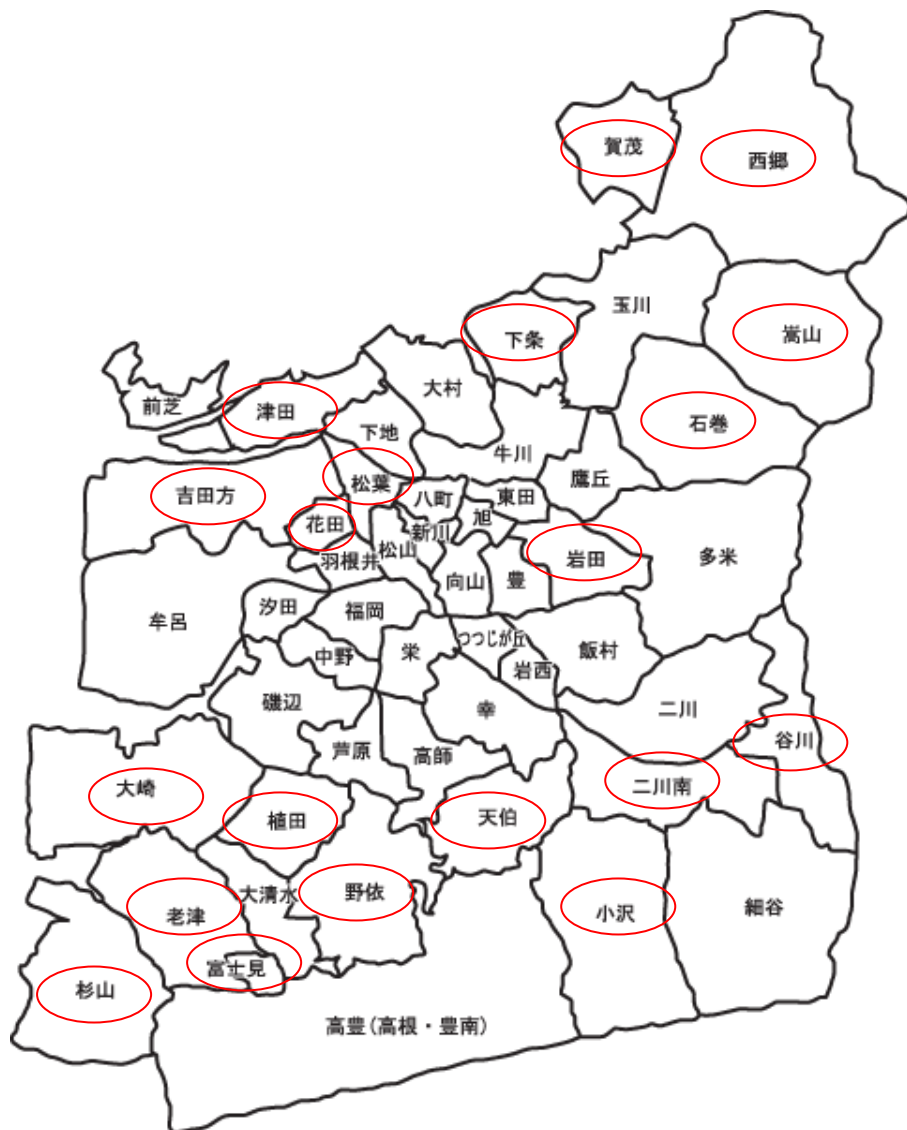
なっているのではと想定される。

それでは、メリットを損なわずデメリットを解消するための施策として何が考えられるであろうか。1つに、他地区でのボランティアが赴きサークル活動に従事する、すなわち1人のボランティアに複数のサークルに関わってもらう方法が考えられる。しかし、ここにこのサークルは、「地域の子どもを地域で育てる事」を目的としており、他地区でのボランティアを派遣することは現在の目的を基準にすると馴染むものではない。よって他の施策として、各地域から「子育てプラザ」に足を運べるように、月1回～2回の送迎を行うことなどが考えられる。「子育てプラザ」は市の子育てに関する情報発信基地として設置されたものであり、保育士が常駐しており高いサービスの提供が期待でき、より満足度の高い子育て支援が期待できる。当然ながらそのためには多くのコストを掛けて運営されているのであるから、周辺に住む家庭だけでなく、こども未来館から離れた地域の方も公平に利用できるような施策が必要と考える。

子育てには地域の親子でのふれあいや自助活動が大切である中、これにより地域住民が一緒になってこども未来館へ行くことになるため、親子間のふれあいはもちろん、地域の統一感の醸成も期待できる。

対象地域の決定や、業者の選定によってコストは変わってくることになり、経済性と有効性のバランスが問われるため、実行するには相応の準備と議論が必要になるだろう。現状でいえば、必要性が高そうな地域、すなわちこども未来館のある市中心部から遠くサークルも開催できていない、市北東部、南東部、南西部地域から順に行っていくのも施策の一つの方法である。

<豊橋市の校区マップ>



ここにこのサークルが未開催の校区

④ つどいの広場とここにこサークルの位置づけについて（意見）

市では「つどいの広場事業」という事業があり、これについての概要は以下のとおりである。

細事業名		
つどいの広場事業		
事業の概要		
近年の少子化、核家族化の進行にともなう家族形態の変化や、都市化の進展にともなう近隣との人間関係の希薄化により、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て支援機能低下が問題となっている。また、その影響で子育て中の親には、「密室育児」による孤立感、閉塞感をもたらし、子育てへの不安や精神的負担感を増大させており、その結果、我が子を虐待に至らしめるケースにもつながりかねないなど、子育てへの負担感の解消を図ることが緊急の課題となっている。そのため、主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供することを目的とする。		
実施場所（施設の場所）、実施曜日		誰（何）を対象として
・あいトピア	毎週月、木、金	乳幼児（0～3歳）及びその親
・牟呂地域福祉センター	毎週火、水、木	
・交通児童館	毎週火、水、金	
事業内容		実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流、つどいの場の提供 ・子育てに関する相談、援助の実施 ・子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習の実施 ・その他市長が必要と認める事業 		豊橋市（社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会及び交通児童館指定管理者に委託）
利用人数（人）	平成 24 年度	平成 25 年度
あいトピア	8,339	8,325
牟呂地域福祉センター	8,902	8,565
交通児童館	6,792	9,045

このように「つどいの広場」は「主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うこと」を目的としており、子育てプラザの「乳幼児（0歳～3歳）と保護者が対象。安心して遊ぶことができる大きな空間が特徴で子育てに関する相談・情報を提供する」の趣旨と重複していると考えられる。

ここで両者及びこども未来館内の子育てプラザの相違について、以下簡潔に整理する。

<つどいの広場、ここにこサークル、子育てプラザ（こども未来館）の比較>

	つどいの広場	ここにこサークル	子育てプラザ
実施主体	豊橋市（社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会及び交通児童館指定管理者に委託）と小学館・集英社に指定管理委託	こども未来館	こども未来館
開催頻度	原則週3回	平均して月1回～2回	毎週水曜日以外全日
開催場所	市内3か所	市内31か所	こども未来館内
利用開始時期	あいトピア…平成18年度～ 牟呂…平成23年度～ 交通児童館…平成23年度～	平成20年度～	平成20年度～
利用料	無料	無料	無料
保育士の有無	常駐	常駐していない	常駐

このように、開催頻度や開催箇所、内容から、つどいの広場は子育てプラザとここにこサークルの中間的な位置づけになっていると整理することができる。趣旨が重複していることから、どちらかの施設の存在自体、効率性の観点で不合理になっている可能性がある。

ここで、つどいの広場については、子育てプラザほどの規模はないものの一定の利用者数がある（平成25年度では、1回当たりの利用者数が、あいトピアでは66人、牟呂地域福祉センターは50人となっている）し、利用開始時期が子育てプラザのオープンとほぼ同時期であるにもかかわらず、利用者数はここまで大きく減少はしていない。これは、開催頻度やサービス内容が子育てプラザには劣るものの、市民の満足度を一定程度満たす施設であるがゆえに安定した利用者数の確保につながっているものと推定される。

したがって、利用度合い等から考えて施設の存在に不効率性がより認められるのは、ここにこサークルになると考えられる。しかし、ここにこサークルについても、近隣につどいの広場があるからといって利用者数が少ないとは必ずしも言えず、たとえば牟呂校区においてはここにこサークルも1回当たりの利用者数が30人と一定の利用者数がいるのも事実である。よって、今後ここにこサークルのより効率的効果的な運営を行っていく場合には、つどいの広場との

重複地域もポイントにしたうえで進めていくことが望まれる。

⑤ 指定管理者「丹青社・コニックス共同事業体」の収支モニタリングについて
(結果)

こども未来館は当該施設の運営を、指定管理者「丹青社・コニックス共同事業体」に平成24年8月1日から平成29年3月31日までの期間で依頼している。

ここで、平成25年度のこども未来館の収支報告書は下記のとおりである。

<収入の部>

(単位：円)

内訳	予算	決算
指定管理料	99,891,000	99,891,000
利用料金	24,170,000	21,948,610
目的外収入	2,643,000	3,047,330
その他収入	14,000	189,023
指定管理部門 計	126,718,000	125,075,963
運転資金	—	3,155,971
改め計	126,718,000	128,231,934

<支出の部>

(単位：円)

内訳	予算	決算	
1) 人件費	57,610,000	57,059,695	
2) 需用費	消耗品費	1,399,000	1,383,621
	光熱水費	15,700,000	17,399,979
	燃料費	25,000	32,641
	修繕費	1,410,000	2,101,879
	備品購入	160,000	459,440
	旅費交通費	120,000	72,950
	まち空間	2,250,000	2,225,669
3) 役務費	事務通信費	1,256,000	1,574,248
	手数料	24,000	27,804
	保険料	800,000	785,310
	広告宣伝費	1,845,000	1,752,550

内訳		予算	決算
4) 委託料	環境衛生	23,060,000	22,005,243
	清掃		
	警備		
	点検		
	植栽		
5) 自主事業	イベント	6,000,000	5,639,658
6) 負担金	パーキング駐車	6,650,000	5,858,103
7) 間接経費	本社担当部門推進管理費	2,345,000	3,843,000
8) 一般管理費		6,034,000	6,000,000
9) その他経費	公租公課	30,000	10,144
計		126,718,000	128,231,934

平成 25 年度のこども未来館収支報告書を検証すると、予算額と決算額に大きな乖離項目は見当たらないものの、収入の部に「運転資金」に 3,155,971 円が計上されていることから、収支結果は赤字であったと考えられる。

このような状況の下、以下の 2 点について改善の余地があると考えられる。

1 点目に、こども未来館の赤字収支が継続的なものとなる場合には、指定管理者による当該事業の継続性に疑念が生じる可能性がある。当該事業は株式会社丹青社とコニックス株式会社による共同事業であるため、これら 2 社が事業の継続に大きく関係をしているといえる。すなわち、こども未来館の収支報告書だけでなく、2 社の決算書や申告書等を要求し、財務状況等を確認することが、いわゆる事業継続のモニタリングにも役立つと考えられる。

2 点目に、こども未来館の収支報告書は内訳別に予算額と決算額で金額記載があるものの、それ以上の詳細な情報は特段窺い知ることができない。今回の決算金額には著しく不合理と見られる金額はないものの、たとえば 8) 一般管理費が 6,000,000 円という切りのいい金額になっているなど、より詳細な説明を求めてもよい事項も含まれていると考えられる。今後より不明瞭な金額や項目がある場合には、指定管理者に説明を求めるべきと考えられる。

このように、状況によっては指定管理者等に対し、より詳細な資料の要求及び説明要求が必要と考えられるが、現状市はあまり踏み込んで求めている。しかし、「こども未来館の管理に関する協定書 平成 24 年 7 月 4 日締結」には下記のとおり規定されている。

(業務実施状況の確認及び改善勧告)

第 27 条 豊橋市(甲)は、事業報告書及び業務報告の確認のほか、丹青社・コニックス共同事業体代表株式会社丹青社(乙)に対して管理業務の実施状況や管理業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

したがって、収支報告をはじめとする事業報告内容について不明瞭な点等がある場合には、業務委託をしている市の責務を考えると、適切な懐疑心をもったモニタリング活動と合理的な説明を指定管理者に求めることにより、効率的な事業活動が継続できることになると考える。

⑥ 指定管理者による仕様書(業務提案内容)のモニタリングについて(意見)

市は、平成 24 年のこども未来館の運営に関する指定管理者を選定した際に、管理運営に関する事業計画書を指定管理者より入手している。ここには、管理運営にあたっての基本方針や指定期間全体における管理運営、収支に関する計画、管理運営の内容に関する事項が全 54 ページに渡って記載されている。その後の管理運営に関する報告は、年度単位で事業報告書という形で報告されているのが現状である。

ここで、年度の事業報告は説明を受け市も内容を把握しているものの、当初の事業計画書に関してはそれが計画どおりに運営されているかについてのモニタリング、検証がなされていない。この年度の事業報告書が短期的かつ詳細な報告書であるとするれば、当初の事業計画書は中長期的かつ基本的な方針を主眼とした内容のものと言え、有効性の観点からどちらも状況をモニタリングしておくべきと考えられる。

市は、「地域に根ざした多世代交流施設として、利用者サービスにつながる魅力的かつ具体的な事業提案をしている点」を評価して管理者選定しているのだから、指定管理者が当初計画した内容は軽視すべきものではない。こども未来館を取り巻く環境は日々変化しているものの、当初計画した内容と照らし合わせることでよりよいこども未来館の管理運営を進めていくことが必要といえる。

Ⅱ 保育課

1. 公立保育所管理運営事業費について

(1) 概要

細事業名		
管理運営事業費（公立保育所管理運営事業費）		
事業の概要		平成 25 年度の主な取り組み
公立保育所 5 園で保育サービスを提供する。		<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所の管理運営 ・保育需要の増加に対し、積極的に受け入れる
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
就学前の児童のいる家庭で、保護者が就労等の理由により、家庭で十分に保育することができない家庭	家庭で十分保育することができない就学前の児童	適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともにその補助者を支援する。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	235,749,436	240,003,634
入所率（受入児童数／申込児童数）（％）	100	100

(2) 手続

公立保育所の運営に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 定員数について（意見）

市の保育所の入所定員は、「豊橋市保育所設置及び管理に関する条例 第 4

条」及び「豊橋市保育所設置及び管理に関する条例施行規則 第 2 条」において定めている。

平成 23 年から平成 25 年までの過去 3 年間の定員数と入所児童数の関係を見ると、津田保育園以外については、定員数を超過して児童を受け入れている状況にある。ただし、定員数を超過して児童を受け入れることについては、条例で定めている保育所の設備及び運営に関する基準を満たしていれば問題はない。(※ 1)

しかし、過去に決定した定員数を変更していないため、実際の入所児童数と比較すると、定員数は過少なものとなっており、形骸化されたものとなっている。

また、市のホームページにおいて、保育所ごとの定員数と入所児童数を記載しているため、市民が公立保育所に入所できない、もしくは、入所することが困難であるとの認識を与える可能性があり、そのような誤解を与えるような情報は是正することが公平性の観点から望ましいと考えられる。

公立保育所の定員数と入所児童数の関係

園名	定員 (人)	入所児童数 (人)			充足率 (%)		
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
津田保育園	130	129	130	125	99%	100%	96%
新吉保育園	60	63	77	82	105%	128%	137%
牛川東保育園	150	172	183	181	115%	122%	121%
こじか保育園	150	164	159	165	109%	106%	110%
くるみ保育園	90	138	140	142	153%	156%	158%

(各年 3 月時点)

なお、この点については、平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」の対応とともに、定員数の見直しもあわせて検討するとのことである。

(※ 1) 保育所の設備及び運営に関する基準については、「2. 法人保育所通常保育事業費について ①保育所の設備及び運営に関する基準について」に記載する。

② 入所手続について

保育所の入所については、「豊橋市保育の実施に関する条例施行規則」において定めている。

なお、公立保育所と民間保育所は、②入所手続、③保育料の算定、④滞納処分については、殆ど同一の事務手続であるため、1. 公立保育所管理運営事業費にまとめて記載するものとする。

「豊橋市保育の実施に関する条例施行規則」 (一部抜粋)

(入所の手続)

第2条 保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所を除く。以下同じ。）に児童を入所させようとする保護者は、保育所入所申込書に必要な書類を添付のうえ福祉事務所に提出しなければならない。

(入所の承諾)

第3条 福祉事務所長は、前条の申込みにより条例第2条の規定による保育の実施（以下単に「保育の実施」という。）を行う必要があるときは、保育所の長には保育の実施に関する委託書により、保護者には保育所入所承諾書によりそれぞれ通知しなければならない。

(入所の不承諾)

第4条 福祉事務所長は、第2条の規定による申込みについて、保育の実施を行わないときは、保育所入所不承諾通知書により保護者に通知しなければならない。

具体的な入所手続は以下のとおりである。

- i 保育所で配布される入所申込書の受取
- ii 入所申込書に必要事項を記載し、必要書類（家庭状況書、家庭で保育できないことを証明する書類、父母及び児童の健康保険証の写し、源泉徴収票など税証明（市外からの転入の場合など））とともに保育所に提出
- iii 保育課職員による面接の実施
- iv 市から保育所入所承諾書、もしくは保育所入所不承諾通知書の通知

保育所への入所基準は、豊橋市に住民票があり、その保護者が次のいずれかに該当し、家庭で保育することができないと認められる場合である。その

ため、豊橋市に住民票がない場合は、保育所に入所することはできない。また、次に該当する場合であっても、同居する 65 歳未満の祖父母が児童を保育できる場合も入所することはできない。

「豊橋市保育の実施に関する要綱」（一部抜粋）

区分	保育の実施基準
家庭外労働	児童の保護者のいずれもが昼間において毎週 4 日以上、1 日につき概ね 4 時間以上居宅外で労働することを常態としているため、その児童の保育ができず、かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。
家庭内労働	児童の保護者のいずれもが昼間において毎週 4 日以上、1 日につき概ね 4 時間以上居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としているため、その児童の保育ができず、かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。ただし、使用人がいる場合を除く
母親の出産	母親が次の事項に該当し、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。 ア 妊娠の場合は産前 2 か月、出産の場合は産後 3 か月までの者 イ 児童の保育に欠ける程度以上の疾病又は心身に障害のある者
病気、負傷	児童の保護者のいずれかが疾病にかかり、若しくは負傷し、又は、精神若しくは身体に障害を有しているためその児童の保育ができず、かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。
病人の看護	児童の家庭等に長期にわたる疾病又は心身に障害のある者があり、保護者のいずれかが昼間において、毎週 4 日以上、1 日につき概ね 4 時間以上居宅外又は居宅内で常時その看護に従事しているため、その児童の保育ができず、かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。
家庭内の災害	火災、風水害、地震等の災害によってその児童の居宅を失い、又は居宅は失わないが破損した場合においてその復旧のためその児童の保育ができないと認められる場合。
その他	児童の保護者のいずれにも就労する意思があり、求職活動に専念しているため、その児童の保育ができず、かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

区分	保育の実施基準
その他	<p>保護者のいずれかが死亡、行方不明、拘禁、離婚等の理由により欠けている家庭及び保護者が学校教育法に定める、学校、専修学校、各種学校等の教育施設に毎週4日以上通学し、又は職業能力開発促進法に定める公共職業訓練施設において常用労働者として雇用される目的で毎週4日以上居宅外で就業及び訓練を受けている家庭で、その児童の保育ができず、かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。</p>
	<p>保育の実施が行われる日の属する年度の初日の前日において満3歳に達している児童について、保護者が次の事項のいずれかに該当し、同居の親族その他の者がその児童の保育にあたるることができないと認められる場合。</p> <p>ア 最年少児の育児に専念し、その児童が満1歳に達する日の属する月の翌月から就労する者</p> <p>イ 保育の実施が行われる日の属する年度内において育児・介護休業法の適用期間が終了する者</p>

入所するための提出書類としては、「豊橋市保育の実施に関する要領」において、以下のように規定されている。

「豊橋市保育の実施に関する要領」 (一部抜粋)

区分	取扱要領
家庭外労働	<p>給与所得者にあつては、勤務先の就労・給与証明書(様式1号)または雇用契約書の写し若しくは健康保険証の写し(次に掲げる者のみ)を提出させること</p> <p>ア 健康保険法第13条に規定する被保険者</p> <p>イ 私立学校教職員共済組合法第14条に規定する組合員</p> <p>ウ 農林漁業団体職員共済組合法第14条に規定する組合員</p> <p>エ 地方公務員等共済組合法第2条に規定する組合員</p> <p>オ 国家公務員等共済組合法第2条に規定する職員農業従事者にあつては、家業(農業)従事調(様式2号)を提出させること</p> <p>その他の職業に従事する世帯についても上記に準ずること</p>
家庭内労働	<p>内職又は下請従事者にあつては、内職又は下請先の下請(内職)提供証明書(様式3号)を提出させること。</p> <p>自家営業従事者にあつては、家業(自営業)従事調(様式4号)を提出させること。</p>
母親の出産	<p>妊娠又は出産の場合は、医師の診断書又は母子健康手帳を提示させること。</p> <p>疾病又は身体障害者の場合は、医師の診断書又は身体障害者手帳等の提示させること。</p>

区分	取扱要領
病気、負傷	疾病又は負傷の場合は医師の診断書、精神又は身体に障害を有する場合は、医師の診断書または身体障害者手帳等を提示させること。
病人の看護	疾病又は身体障害者の看護等の場合は、医師の診断書又は身体障害者手帳等を提示させること。
家庭内の災害	罹災証明書を提出させること。
その他	<p>求職活動申立書（様式 5 号）を提出させること。</p> <p>育児休業復帰を証明する書類（辞令等）を提出させること。育児休業復帰の証明がない場合は、育児休業復帰証明（様式 6 号）を提出させること。</p> <p>行方不明、拘禁等の場合は、民生委員の署名等を提出させること。</p> <p>教育施設に通学し、又は公職業訓練施設で訓練を受けている者は、学校長又は施設長の証明等を提出させること。</p> <p>申立書（様式 9 号）を提出させること。</p> <p>育児休業中の保護者の諸事情又は児童の福祉の観点については、育児休業状況届（様式 7 号）を提出させること。</p> <p>申立書（様式 9 号）を提出させること。</p>

備考 保育実施基準の確認のため、家庭状況書（様式 8 号）を提出させること。

7. 入所審査体制について（意見）

保育所に入所するためには、上記の要件を満たす必要がある。そのために保育課職員が保護者を面接する入所審査が行われる。当該審査については、保育課職員が 1 名で面接することとなっており、面接担当者はそのつど異なっている。入所審査後に、保育所入所承諾書を発行する際には、決裁書が立案され承認される体制となっているが、入所審査の過程等については、上席者が確認する体制は構築されていないため、担当者 1 名の判断によって決定されることになる。

しかし、入所要件の 1 つである「概ね 1 日 4 時間かつ週 4 日以上労働」など、どの範囲まで認めるかどうかについては、担当者毎にばらつきがあるように見受けられる。仮に、同じ条件にもかかわらず、担当者によって入所の可否が異なることがあっては、公平性の観点から望ましくない。

よって、担当者 1 名のみに入所審査のすべてを委ねるのではなく、入所審査の過程を担当者以外、もしくは上席者等が確認することが望まれる。

イ. 審査担当者名の記載について（結果）

入所審査を実施するにあたり、保護者から入所申込書とともに家庭状況書が提出されるが、家庭状況書には審査担当者名を記載する欄がある。

当該書類を閲覧したところ審査担当者名の記載がないものが散見された。様式で記載を求めている内容については、合規性の観点から適切に記載する必要がある。

また、上述の「ア. 入所審査体制について」に記載したとおり、担当者が1人で入所審査を実施している現状を踏まえると、どの担当者が入所審査を実施したかという情報は重要であると考えられる。

よって、今後は、家庭状況書に審査担当者名を明確に記録した上で、保存する必要がある。

ウ. 就労・給与証明書の記載について（意見）

入所審査を実施する上で、労働の事実を確認するために、就労・給与証明書を保護者から提出してもらうケースがある。当該証明書には、毎月の労働日数を記載した上で、勤務先の押印を求める書類になる。

当該証明書を閲覧したところ、勤務先の法人印ではなく、個人印が押印されているものがいくつか発見された。審査の運用上は、法人印が押印されていない場合には、保護者に対して法人印が押印された書類を依頼するものの、再提出を求めるなど厳格な対応は実施していないとのことである。

しかしながら、当該書類は、労働の事実を証明する重要な書類であり、保育の必要性を証明するものであり、また公平性の観点からも、勤務先の法人印が押印された書類を入手することが望ましいと考えられる。

エ. 求職活動期間について（結果）

入所申込時点で、保護者が勤務をしていないが、求職活動中のケースにおいては、3ヶ月間の求職活動期間を設ける運用となっている。一方、入所の際に提出する書類である家庭状況書（様式8号）においては、求職活動期間が1ヶ月間と記載されており、現状の運用期間と異なっている。

この点について、市は求職活動期間は1ヶ月間を基本としているものの、1ヶ月間で仕事を見つけることが困難である側面も考慮し、3ヶ月までの延長猶予期間を設けているとのことであった。

しかし、延長猶予期間の取扱いについて明記されている要綱や運用上の規

則などの書類はなく、また、延長猶予期間があることについて周知をしていない。

3ヶ月を延長猶予期間という例外的取扱いに位置付けているのであれば、当該事項について要綱や運用上の規則などで明記する必要がある。また、公平性の観点から延長猶予期間があることについて、適切に周知する必要があると考えられる。

③ 保育料の決定について

保育料について、まず、入所児童の父母、あるいは同居の祖父母（家計の主体である場合に限る）の前年分（4月から6月までは前々年分）の所得税額をもとに、階層区分を決定する。この際、住宅借入金等特別控除、配当控除等は適用されない。また、所得税が非課税の場合は、前年度の市民税額を確認し、階層区分を決定する。

階層区分を決定した上で、入所児童の年齢、人数をもとに保育料を決定する。具体的には、同一世帯から保育所の他、幼稚園等を利用している児童を含め、2人以上入所の場合、2人目が4歳以上児の場合は表中4歳以上児の2人目、3歳児の場合は表中3歳児の2人目、3歳未満児の場合は表中3歳未満児の2人目の額となる。なお、同時在園児3人目以降の徴収額は0円となる。さらに、満18歳未満の児童が3人以上いる2階層から5階層と認定された世帯の児童のうち、3人目以降である児童の保育料は0円となる。

なお、母子世帯などであっても、所得税または市民税が課税されている場合、同居の祖父母（家計の主体である場合に限る）に課税されている場合などは、保育料を負担することとなるが、2階層と認定された世帯については、保育料は0円となる。

平成25年度の保育料の徴収額は以下のとおりである。

「豊橋市保育の実施に関する条例施行規則」 (一部抜粋)

各月初日の在籍児童の属する 世帯の階層区分			徴収額 (月額) 単位: 円					
階層 区分	定義		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0
2	1階層及び5階層から10階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,500	3,750	6,500	3,250	5,500	2,750
3		均等割の額のみ の世帯(所得割の 額のない世帯)	9,200	4,600	8,200	4,100	6,900	3,450
4		所得割の額のある世帯	10,900	5,450	9,800	4,900	8,200	4,100
5	1階層を除き、前年分の 所得税課税世帯であってその 所得税の額の 区分が次の 区分に該当する世帯	18,700円未満	15,700	7,850	14,700	7,350	12,300	6,150
6		18,700円以上 56,200円未満	22,200	11,100	19,500	9,750	16,400	8,200
7		56,200円以上 93,700円未満	30,300	15,150	21,200	10,600	17,800	8,900
8		93,700円以上 164,900円未満	39,000	19,500	22,200	11,100	18,700	9,350
9		164,900円以上 539,900円未満	48,000	24,000	23,300	11,650	19,600	9,800
10		539,900円以上	48,800	24,400	23,300	11,650	19,600	9,800

※1 この表における世帯の階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行う。

※2 この表の3階層及び4階層における「所得割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

※3 この表における年齢の区分は、条例第2条の規定による保育の実施が行われた日の属する年度の初日の前日における当該児童の年齢により適用する。

※4 1月分から6月分までの徴収額については、この表の5階層から10階層までにおいて「前年分」とあるのは「前々年分」と読み替えて階層認定を行い、その額を決定する。

7. 市外からの転入について（意見）

入所申込の前年以前から市内に在籍しているような場合においては、市民税の情報から保育料を自動計算しているが、市外からの転入の場合には、保護者から以前の在籍地の税証明を提出してもらい、保育課で所得税を算定している。

しかし、保育課の担当者による手計算で算定しており、また、算定フォームの使用など確立した運用方法はなく、メモ書きで算定をしているような場合も見受けられた。また、算定者とシステム入力担当者は別の者で行われているものの、相互にチェックする体制は厳密に確立されていないため、算定を誤る可能性がある。

よって、事務手続の適切な実施の観点から、市外からの転入者の保育料を算定する場合には、算定フォームを使用する、算定担当者と別の担当者が必ず再計算をして確認するなどの体制を構築することが望まれる。

④ 保育料の収納・滞納整理事務について

保育所の運営経費は、国、県、市、保護者が負担する仕組みとなっている。保護者からの保育料の回収については、口座振替を基本としているが、現金で回収する場合もある。

過去3年間の公立保育所と民間保育所の保育料の回収状況、不能欠損処理した金額は下記の表のとおりとなっている。現年度発生分については約99%

回収している状況にあるが、過年度分の回収状況は1割から2割程度と低迷している。

公立保育所保育料の収納状況・不納欠損額 (単位：円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
現年度				
調定額	①	144,537,350	148,147,190	149,689,650
収入済額	②	143,421,150	146,833,740	147,709,800
収入未済額	③	1,116,200	1,313,450	1,979,850
収納率	②/①	99.2%	99.1%	98.7%
過年度				
調定額	④	9,173,970	9,005,930	7,574,384
収入済額	⑤	815,620	1,357,796	1,769,192
収入未済額	⑥	8,358,350	7,648,134	5,805,192
収納率	⑥/④	8.9%	15.1%	23.4%
不納欠損額	⑦	468,620	1,387,200	615,750
収入未済額	③+⑥-⑦	9,005,930	7,574,384	7,169,292

民間保育所保育料の回収状況・不納欠損額 (単位：円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
現年度				
調定額	①	1,595,917,760	1,591,434,860	1,632,435,800
収入済額	②	1,579,058,660	1,574,623,410	1,618,017,700
収入未済額	③	16,859,100	16,811,450	14,418,100
収納率	②/①	98.9%	98.9%	99.1%
過年度				
調定額	④	130,601,205	126,731,578	92,361,611
収入済額	⑤	11,878,957	21,050,252	25,568,308
収入未済額	⑥	118,722,248	105,681,326	66,793,303
収納率	⑥/④	9.1%	16.6%	27.7%
不納欠損額	⑦	8,849,770	30,131,165	11,539,450
収入未済額	③+⑥-⑦	126,731,578	92,361,611	69,671,953

保育料の納期限は、毎月末日（12月については28日）である。ただし、月の末日（12月については28日）が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日の翌日をもって当該納付期限とみなすことになる。

上記の納期限までに、納付しない者がいるときは、「豊橋市保育料滞納整理事務取扱要領」に従い保育料の回収を行うことになる。具体的に以下のとおりである。

「豊橋市保育料滞納整理事務取扱要領」（一部抜粋）

口座振替不能通知	口座振替払いの者で、預金不足等の理由により振替不能になった場合、豊橋市市税等口座振替及び自動払込収納事務取扱要綱に基づき、翌月初旬に「保育料口座振替不能のお知らせ」を保護者あて発送する。
一次催告	納期限までに納付がない場合、納期限後20日以内に保護者に督促状を発送する。
二次催告	原則、毎月10日に滞納者名簿（保育所名、保護者名、児童名、住所、月毎滞納一覧）を作成し、各園長から、催告、徴収を行う。
三次催告	原則納期2か月経過後に、「保育料未納のお知らせ」を作成し、園長から手渡し、催告、徴収を行う。
四次催告	原則（7月、10月、1月）に滞納整理票を作成し、保育料未納管理台帳としての整備をするとともに、前月分までの累積未納について「保育料の納入について（お知らせ）」を作成し、発送または、園長から直接保護者に手渡し、催告するものとする。
随時の催告	随時に実施する催告については、次の各号に掲げるものによる。 (1) 滞納処分票に基づき、随時電話等の方法により催告を行う。 (2) 滞納が6か月以上累積した場合は、保護者と面接催告を行う。 (3) 翌年度継続入所手続時に保育料の未納がある場合は、各保育園において保護者と特別面接催告を行う。 (4) 継続児で上記面接を受けない者及び面接時の約束事項が履行されない者については、入所承諾書の交付を保留し、再度面接を実施する。 (5) 前各号のとおり催告した場合は、滞納整理票に交渉内容を記録する。面接催告の場合は、滞納理由等について詳細に聴き取り調査を行うとともに、今後の納付計画等について誓約書をとるものとする。後日誓約事項の履行確認を的確に行う。履行されていない場合、速やかに連絡をとり、履行を促す。

分割納付	納付方法については、一括納付を原則とするが、納付困難な場合、分割納付とする。その場合は、理由を具体的に聴取するとともに、納付能力の把握（職業、勤務先、収支状況、生活費等）を的確に行い、分納額の決定を行う。
その他	上記以外の催告等については、その都度別に定めるものとする。

7. 滞納整理票について（結果）

保育料滞納整理事務の四次催告では、滞納整理票を作成し、保育料未納管理台帳として整備するものとされている。当該整理票については、経過状況を記載し、主査、補佐、主幹、課長の承認をそのつど得る運用となっている。

しかし、滞納整理票において、回収の経緯、上席者のチェックがなされていないものが1件発見された。最終的には保育料が全額回収されたものであるため、承認を得なかったとのことであるが、督促等の行為は慎重に行う必要があることから、市としても要綱を設けて回収の事務を執行している。

よって、担当者は回収の経緯を上席者に報告し、上席者は報告漏れがないかどうかを確認する体制を構築することが望まれる。

また、平成25年度に不能欠損処理した債権のうち、滞納整理票をサンプルで数件確認したところ、数年間にわたり、経過状況の記載がないものが見受けられた。これは、市として随時の催告を継続的に実施することができなかったことや、催告等はしていたものの、経過状況の記載を失念していたことが原因である。合規性の観点及び過年度分の保育料の収納率の向上のためにも、可能な限り随時の催告を実施し、その経過状況を適切に記録する必要がある。

保育所名	児童コード	不納欠損額 (円)	滞納整理票
明照保育園	07775985	—	承認印が押印されていなかった
春日保育園	6523183	906,300	平成19年2月以降、記載なし
春日保育園	6523196	365,500	平成19年2月以降、記載なし
東部保育園	6007900	44,000	平成24年8月以降、記載なし
玉川保育園	6916282	122,500	平成21年11月以降、記載なし
新吉保育園	6900544	101,000	平成20年2月以降、記載なし

イ. 不能欠損処理について（結果）

不納欠損処理をする場合は、時効中断措置がないまま 5 年が経過した場合（地方自治法第 236 条第 1 項）、滞納処分の執行を停止したまま 3 年が経過した場合（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）、保育料の徴収ができないことが明白である場合（地方税法第 15 条の 7 第 5 項）である。

滞納金額の多寡により、不納欠損額についても年度毎にばらつきはあるが、債権の発生年度別の過去 3 年間の不納欠損額の推移は以下のとおりである。

公立保育所の不納欠損額の推移 (単位：円)

発生年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
平成 11 年度	0	123,000	0
平成 12 年度	0	234,600	0
平成 13 年度	144,000	359,400	0
平成 14 年度	0	0	0
平成 15 年度	19,500	120,000	0
平成 16 年度	230,500	141,200	101,000
平成 17 年度	55,120	124,500	92,500
平成 18 年度	19,500	263,500	0
平成 19 年度	0	21,000	12,000
平成 20 年度	0	0	410,250
合計	468,620	1,387,200	615,750

民間保育所の不納欠損額の推移 (単位：円)

発生年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
平成 11 年度	38,000	156,400	407,250
平成 12 年度	157,250	1,351,070	603,400
平成 13 年度	525,250	2,381,300	104,000
平成 14 年度	809,250	3,523,765	322,600
平成 15 年度	1,790,550	4,160,300	526,200
平成 16 年度	1,879,120	4,439,000	446,000
平成 17 年度	2,003,850	5,004,830	933,000
平成 18 年度	1,646,500	4,257,900	846,750
平成 19 年度	0	4,856,600	675,600
平成 20 年度	0	0	6,674,650
合計	8,849,770	30,131,165	11,539,450

不納欠損処理に関する書類を閲覧したところ、平成 15 年度発生分を平成 24 年度に不能欠損処理を実施し、平成 16 年度、平成 17 年度発生分を平成 25 年度に不納欠損処理をしている債権があった。

当該債権に関する滞納整理票を閲覧したところ、平成 20 年 2 月以降の経過状況の記録がされていないため、平成 16 年、17 年度発生分についてのみ回収が期待できるような状況はなかったものと推測され、本来であれば、平成 24 年度に平成 15 年度発生分とあわせて不能欠損処理すべきであったと考えられる。仮に、平成 16 年度、17 年度発生分については回収が見込まれるような状況であったのであれば、その旨の記録を残す必要があると考えられる。

今後は、合規性の観点から、不能欠損処理する場合には、処理漏れがないように、適切に実施する必要がある。

⑤ 公立保育所の収支管理について（意見）

市では公立保育所全体での収支を把握しているものの、保育所ごとの収支は毎年作成していない。

この点について、消耗品費及び修繕料は予算の段階で各園の配分が決まっており、それにしたがって執行していること、光熱水費、賄材料費及び通信運搬費については、園別に毎月または前年と比較して異常な増減がないか確認していること、その他経費は全て保育課で執行しているため、問題ないとしている。

しかし、保育所別に収支を把握し、保育所間で人件費や経費などを比較することは、非効率な支出が発生していないかどうかの情報が得られ、保育所の管理において有用であると考えられる。また、民間保育所に対する適正な補助金の支出の観点からも、民間保育所の収支についても比較することが望ましいと考えられる。

⑥ 随意契約の業者選定理由書類の作成について（意見）

物品購入や委託業務の業者を指名する場合には、指名の平準化のもと、「豊橋市物品購入及び委託業務指名業者選定要領」に従い、選定理由を明確にして記録として残す必要がある。これは、指名競争入札に限らず、随意契約の際にも適用されるものである。

「豊橋市物品購入及び委託業務指名業者選定要領」（一部抜粋）

（随意契約の業者選定）

第 6 条 随意契約による場合は、その理由と業者の選定理由を明らかにし、適切な業者を選定するものとする。

公立保育所の委託料のうち、「平成 25 年度公立保育所（5 園）産業廃棄物収集運搬処分業務 184,275 円」について確認したところ、随意契約で、3 社から見積合わせを実施し、業者を選定していた。

しかしながら、見積書を入手した業者の選定方法が明確に記録されていなかった。

今後は、指名の平準化を立証するために、業者の選定理由を適切に記録した書類を作成することが望まれる。

2. 法人保育所通常保育事業費について

(1) 概 要

細事業名		
法人保育所通常保育事業費		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
法人保育所 50 園、認定こども園 2 園で保育サービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人保育所の運営委託 ・法人保育所の活動、施設整備に対する補助金の交付 ・低年齢児の保育需要の増加に対し、積極的に受け入れる 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
就学前の児童のいる家庭で保護者等が労働等により家庭で十分に保育することができない家庭	家庭で十分保育することができない就学前の児童	保育所において児童を保育し、家庭で保育でない保護者等を支援する。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	7,509,400,864	7,580,152,323
入所率（受入児童数／申込児童数）（％）	100	100

(2) 手 続

民間保育所（法人保育所と同義）の運営に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 保育所の設備及び運営に関する基準について（意 見）

保育所の設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設に入所している者が、

明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障することを目的として、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で定められている。

また、児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないと規定されている。

市は、平成25年4月1日以降に設立される保育所に対して、国で設定されている基準よりも、高い最低基準を条例で定めている。

面積基準

	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	屋外遊戯場
国	1.65 m ²	3.3 m ²	1.98 m ²	3.3 m ²
市	(※) 3.3 m ²	3.3 m ²	1.98 m ²	3.3 m ²

(※) 条例施行（平成25年4月1日）の際に現存する保育所は1.65 m²

保育士基準

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
国	3人：1人	6人：1人	6人：1人	20人：1人	30人：1人
市	3人：1人	4.6人：1人	5.2人：1人	20人：1人	30人：1人

上記の最低基準を満たしているかどうかについては、福祉政策課の定期的な監査で確認しており、当該記録は残されている。しかし、最低基準は保育を運営する上で、定められた基準であることから、常時、基準を満たしている必要がある。そのため、福祉政策課の定期的な監査の時点のみではなく、保育課において最低基準を確認したつど、書類を適切に作成・保管すべきである。

また、基準は児童の満年齢に対する面積基準や保育士の数を求めているのに対して、市としてはクラス年齢で最低基準を満たしていない場合に、満年齢で基準を満たしているかどうかを確認しているとのことである。しかし、クラス年齢で基準を満たしており、満年齢で基準を満たさないことも考えられるため、基準で求めている方法で確認する必要がある。下記のように、ク

ラス年齢では最低基準を満たしていない保育所は多数あることから、満年齢では基準を満たしているかどうかについて確認する必要があり、また当該確認した際の手続きを適切に作成・保管すべきであると考えられる。

クラス年齢で保育所の最低基準を満たしていない保育所一覧

園名	施設の面積 (㎡)			入所児童の人数 (人) (※1)			B 必要 面積 (㎡) (※2)	A - B 差額 (㎡)
	乳児室	ほふく室	A 合計	0歳児	1歳児	合計		
昭和保育園	46.603	46.603	93.206	14	29	43	118.8	▲25.6
岩田保育園	32	166.54	198.54	33	50	83	219.45	▲20.9
三宝保育園	35	90.195	125.195	24	27	51	128.7	▲3.5
野依保育園	45.2	37.8	83	14	31	45	125.4	▲42.4
豊南保育園	46.37	37.95	84.32	10	22	32	89.1	▲4.8
高塚保育園	57.25	0	57.25	7	16	23	64.35	▲7.1
老津保育園	33.75	49.44	83.19	14	25	39	105.6	▲22.4
あしはら保育園	0	59.5	59.5	10	26	36	102.3	▲42.8
谷川保育園	54	0	54	11	19	30	80.85	▲26.9
春日保育園	48.4	37.95	86.35	14	20	34	89.1	▲2.8
東山保育園	31.51	50.6	82.11	15	22	37	97.35	▲15.2
福岡保育園	0	84.7	84.7	9	25	34	97.35	▲12.7
花ヶ崎保育園	35	45	80	14	19	33	85.8	▲5.8
前芝保育園	53.55	0	53.55	9	13	22	57.75	▲4.2
ひばり保育園	74.25	0	74.25	11	21	32	87.45	▲13.2
往完保育園	35	38.5	73.5	7	29	36	107.25	▲33.8
みどり保育園	0	37.8	37.8	2	12	14	42.9	▲5.1
吉田方西保育園	70.5	39.6	110.1	11	33	44	127.05	▲17.0
磯辺保育園	85.55	0	85.55	10	21	31	85.8	▲0.3
植田保育園	49.5	0	49.5	14	16	30	75.9	▲26.4
新吉保育園	66.804	56.946	123.75	20	33	53	141.9	▲18.2

(※1) 児童数平成26年3月5日時点を使用

(※2) 0歳児人数×1.65㎡+1歳児人数×3.3㎡

② 補助金について

当該事業の補助金の対象範囲、補助金額、使途については、「豊橋市民間保育所運営経費補助金交付要綱」に以下のように定められている。

「豊橋市民間保育所運営経費補助金交付要綱」 (一部抜粋)

補助金対象経費		補助基準及び補助金額	補助金の使途
人件費		別に定める算出基準により算出された、当該保育所の年間人件費総額から、運営費人件費の額を控除した額	当該保育所に配置された職員の給与、賃金及び各種保育料等事業主負担金
人件費 (障害児分)		障害児保育事業実施要綱に定める人件費の額	障害児保育にあたる職員の給与、賃金及び各種保育料等事業主負担金
産休等代替職員費		産休等代替職員費補助金交付要綱に基づく額	産休等の代替職員の給与、賃金及び各種保育料等事業主負担金
管理費	法人運営費	別に定める算出基準により算出された額	当該法人の理事会開催費等
	小規模園運営費	別に定める算出基準により算出された額	当該保育所の運営費
	障害児保育運営費	障害児保育事業実施要綱に定める管理費の額	障害児保育を実施している保育所運営費
土地賃借料		別に定める算出基準により算出された額	当該保育所の運営に必要な土地賃借料
借入金元利金償還金		施設設備に伴う借入金の年次償還表に基づく当該年度の返済元金、利子及び手数料の額	当該保育所の借入金の元金、利子等の返済
施設設備費		別に市長が定める額	当該保育所に必要な施設補修工事費等
設備整備費		別に市長が定める額	当該保育所に必要な施設補修工事費等

7. 人件費に対する補助金について (意見)

保育所に配置された職員の給与、賃金及び各種保育料等事業主負担金を使

途として、人件費に対する補助金を交付する。

補助金額については、以下の算出式に基づいて決定される。

項目		算出式
①	規模別単価	規模別単価（基本）×入所児童数＋規模別単価（加算）×入所児童数×加算率
②	年齢別単価その1	（各年齢別単価×4月1日時点児童数）×加算率（4月1日時点児童数分）
③	年齢別単価その2	各年齢別単価×4月1日からの児童数の増加数
補助金額		（①＋②＋③）－運営費（人件費分）

定員	規模別単価(円)		年齢別単価その1(円)				
	基本	加算	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児
30	57,580	49,910	98,790	64,430	56,990	14,820	9,880
40	43,190	37,430					
50	34,550	29,950					
60	28,790	24,960					
70	24,680	21,390					
80	21,590	18,720					
90	19,190	16,640					
100	17,280	14,970					
110	15,700	13,610					
120	14,400	12,480					
130	13,290	11,520					
140	12,860	11,170					
150	12,420	10,810					
160	12,090	10,540					
170	11,760	10,260					
180	11,110	9,690					
190	10,520	9,180					
200	9,990	8,730					
210	9,850	8,610					
220	9,700	8,490					
230	9,280	8,130					

定員	規模別単価(円)		年齢別単価その1(円)				
	基本	加算	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児
240	8,890	7,790	98,790	64,430	56,990	14,820	9,880
250以上	8,540	7,480					
			年齢別単価その2(円)				
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児
			94,110	61,380	54,290	14,110	9,410

公立の保育所と同様に、民間保育所についても過去に決定した定員数の見直しを実施していない。また、多くの保育所が定員数を超えた児童を受け入れているため、定員数と入所児童数は乖離している状況にある。

上記の算定式のとおり、定員数は、補助金の算定上に用いられるため、定員数が適切でないと、補助金の算定が歪んでしまう。また、定員数が少なければ規模別単価が高くなり、補助金額も高くなるため、入所児童をより多く受け入れている保育所としては、積極的に定員数の見直しを実施するインセンティブは働かなかったものと考えられる。

平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の対応とともに、定員数についても見直しを実施する予定であるとのことであるが、過去からの乖離状況を踏まえると、本来は適切な定員数に見直しをすべきであったと考えられる。

民間保育所の定員数と入所児童数の乖離状況

園名	所在地	定員(人)	入所児童数(人)	差(人)	充足率
岩田保育園	中岩田	300	358	58	119%
豊南保育園	東赤沢町	120	158	38	132%
こまどり保育園	牧野町	180	214	34	119%
野依保育園	野依町	190	223	33	117%
めばえ保育園	東小鷹野	60	92	32	153%
あしはら保育園	西高師町	200	231	31	116%
東山保育園	大岩町	120	150	30	125%
牛川保育園	牛川町	120	146	26	122%
三郷保育園	神野新田町	160	185	25	116%
豊橋ひまわり保育園	東新町	150	174	24	116%
老津保育園	老津町	150	173	23	115%
植田保育園	植田町	150	173	23	115%

園名	所在地	定員(人)	入所児童数(人)	差(人)	充足率
高塚保育園	高塚町	110	131	21	119%
春日保育園	春日町	150	167	17	111%
福岡保育園	町畑町	250	266	16	106%
向山保育園	向山町	90	105	15	117%
昭和保育園	東田町	180	193	13	107%
吉田方保育園	吉川町	260	272	12	105%
長栄保育園	一色町	120	131	11	109%
東部保育園	多米町	200	210	10	105%
東観音寺保育園	小松原町	60	69	9	115%
岩西保育園	高師町	200	209	9	105%
希望が丘保育園	大岩町	60	69	9	115%
明照保育園	牟呂中村町	250	258	8	103%
谷川保育園	中原町	100	107	7	107%
高師東保育園	西幸町	190	196	6	103%
ひばり保育園	東岩田	140	145	5	104%
吉田方西保育園	小向町	200	205	5	103%
大崎保育園	大崎町	80	84	4	105%
松葉保育園	北島町	90	94	4	104%
大村保育園	大村町	120	124	4	103%
賀茂保育園	賀茂町	50	52	2	104%
二川東保育園	二川町	150	151	1	101%
下条保育園	下条東町	40	40	0	100%
三宝保育園	下地町	150	149	▲1	99%
みどり保育園	石巻平野町	70	69	▲1	99%
嵩山保育園	嵩山町	50	49	▲1	98%
塩満保育園	小池町	200	197	▲3	99%
石巻保育園	石巻町	180	176	▲4	98%
玉川保育園	石巻本町	100	93	▲7	93%
緑が丘保育園	細谷町	150	140	▲10	93%
杉山保育園	杉山町	170	159	▲11	94%
天伯保育園	天伯町	150	136	▲14	91%
柱保育園	柱七番町	220	206	▲14	94%
往完保育園	往完町	180	163	▲17	91%
飽海保育園	飽海町	50	31	▲19	62%

園名	所在地	定員(人)	入所児童数(人)	差(人)	充足率
前芝保育園	前芝町	150	128	▲22	85%
磯辺保育園	駒形町	200	175	▲25	88%
正林寺保育園	南松山町	200	168	▲32	84%
羽田保育園	花田町	180	144	▲36	80%
円通寺保育園	上野町	220	177	▲43	80%
花ヶ崎保育園	羽根井本町	200	155	▲45	78%

※入所児童数は平成25年4月1日時点

イ. 借入金元利金償還金に対する補助金について（意見）

借入金元利金償還金に対する補助金は、過去の事業において、保育所の施設整備に係る費用総額を一括で補助金として支給せず、保育所の運営法人が施設整備に係る費用を金融機関から借り入れを行い、当該借入に係る費用（元金、利子等）について、返済スケジュールに従い、市が補助金を支給するものである。

借入は、平成8年度から平成16年度に行われたものであり、借入期間は長期にわたっているが、借入総額は10億8千3百万円に対して平成25年度末における未償還額は1億4千2百万円と、借入総額の9割近くまで返済済みではある。

しかし、借入当時の利子率は現在よりも高いことが想定されるため、長期的な視点から市の負担が減るように、繰り上げ返済をするなど補助金の支出の見直しを検討することが望ましい。

なお、仮に平成25年度末ですべて繰上返済した場合には、平成26年度以降の利子負担額（7百万円程度）の支出を抑えることができることになる。

保育所ごとの借入総額・償還額・利子額・未償還額

（単位：円）

園名	借入金総額	平成25年度償還額	利子額	未償還額
豊橋ひまわり保育園	93,700,000	2,500,000	231,000	12,500,000
三宝保育園	33,000,000	1,150,000	132,250	4,600,000
長栄保育園	12,000,000	0	0	0
高塚保育園	132,600,000	3,050,000	252,550	21,350,000
谷川保育園	59,000,000	2,950,000	178,400	9,400,000
東山保育園	40,800,000	1,800,000	162,000	9,600,000
前芝保育園	56,900,000	0	0	0

園名	借入金総額	平成 25 年度償還額	利子額	未償還額
柱保育園	41,900,000	1,800,000	110,000	5,000,000
三郷保育園	55,400,000	2,420,000	279,300	11,920,000
大村保育園	67,000,000	2,750,000	66,368	0
往完保育園	89,500,000	2,800,000	406,100	17,000,000
石巻保育園	87,500,000	3,190,000	472,350	27,500,000
吉田方保育園	46,000,000	1,790,000	73,800	1,790,000
吉田方西保育園	53,900,000	1,050,000	115,500	9,450,000
植田保育園	40,400,000	800,000	50,000	2,200,000
杉山保育園	59,000,000	0	0	0
岩西保育園	115,000,000	5,340,000	274,625	10,680,000
合計	1,083,600,000	33,390,000	2,804,243	142,990,000

ウ. 保育所での工事業者の選定について（意見）

補助金の適切な支出の観点から、保育所で決定される工事業者等について、指名競争入札を実施しているかどうか、見積合わせを実施しているかどうかを、平成25年度から保育課で確認している。

指名競争入札の場合には、入札適正執行確認書は入手しているものの、入札書自体の入手まではしていない状況にある。

この点について、市の福祉政策課で指導監査を実施しているため、問題がある場合に事後的に判明するとのことであるが、入札適正執行確認書を入手する際に、入札書の入手も可能であると考えられるため、合規性及び経済性の観点から補助金を確定する前に確認することが望まれる。

③ 定期借地権契約について（意見）

民間保育所の敷地については、保育所の運営法人の土地を利用している場合、市が保有している土地を賃貸している場合、市以外の土地保有者から賃借している場合がある。

この中で、市以外の土地保有者から賃借している場合において、定期借地権契約となっている場合がある。

この場合、契約期間満了後に、改めて契約を締結できなければ、土地を返還する必要があるため、保育所を移転しなければならないことになる。移転には、多大なコストと期間を要するため、保育所の安定的な運営面及び今後

の保育事業の経済性・効率性の観点からも事前に契約内容の見直しなどの手続を進めることが望まれる。

定期借地権契約となっている保育所一覧

保育園名	賃借地	契約満了日
松葉保育園	北島町字北島ほか1筆	平成27年1月16日
杉山保育園	杉山町字御園1-4ほか1筆	平成29年3月31日
春日保育園	春日町二丁目28ほか3筆	平成29年4月14日
野依保育園	野依町字八幡2番21	平成44年6月30日
	野依町字八幡2番15ほか3筆	平成29年8月19日
みどり保育園	石巻平野町字中野田103-1	平成30年3月31日
嵩山保育園	嵩山町字宮下14-1ほか3筆	平成30年7月31日
三郷保育園	神野新田町字ソノ割20番3ほか1筆	平成31年3月31日
飽海保育園	飽海町52ほか1筆	平成32年10月14日
吉田方保育園	吉川町119-6ほか1筆	平成36年7月9日
	吉川町122-2ほか3筆	平成66年3月31日
石巻保育園	石巻町字奥屋敷10	平成46年3月31日
谷川保育園	中原町字荒神37	平成69年3月31日
	中原町字荒神37ほか6筆	平成70年1月6日
高塚保育園	高塚町字笹原2番4ほか7筆	平成73年12月2日

3. 延長保育促進事業費補助金について

(1) 概要

細事業名		
延長保育促進事業費補助金		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
保護者の勤務形態や通勤などのため長時間にわたる保育が必要な入園児に対して延長保育の実施を支援する。	・長時間にわたる保育が必要な入園児に対する延長保育事業に対し補助金を交付	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
勤務形態により通常保育終了後も、園児の保育を必要とする保護者	保育所在園児	保護者の労働により、通常の保育時間を超えて保育が必要となる在園児に対して保育を行う。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	61,854,450	62,298,050
本事業を実施している保育所数	25	25

(2) 手続

延長保育促進事業費補助金に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 延長保育に関する市民のニーズの把握について（意見）

通常の保育時間は、午前8時から午後4時までの8時間となっているが、保護者の勤務形態や通勤などのため、長時間にわたる保育が必要な入園児については、概ね午後7時まで延長保育を行っている。

民間保育所の延長保育の利用者数と保育所数は以下のとおりとなってい

る。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 (延べ人数)	49,902	53,604	51,550	52,634	49,166
(所)	25	25	25	25	25

上記のとおり、平成25年度の延長保育所数は25か所に達しているため、民間保育所の半数が延長保育を実施していることになる。

さらに、豊橋市第5次総合計画において、多様化するニーズに対応するため、保育サービスの更なる充実として、平成27年度までに延長保育事業実施箇所数を31か所にすることを掲げている。これは、公立保育所の数も含まれており、公立保育所5園はすべて延長保育を実施しているため、民間保育所を26か所までに増やすことになる。

延長保育の実施か所を増やすことは、市民の満足度が高まることが推測されるが、市は延長保育に関して、市民からのアンケート調査の実施など市民のニーズがあるかどうかの把握は実施していない。そのため、延長保育所の選定については、実際に保育所で対応できるかどうかという点から決定される面が強いと考えられる。

しかし、どの保育所にどの程度の利用希望者がいるかに加え、保育所の存在する地域の人口推移などから各保育所の今後の利用希望者はどのように推移していくのかという分析の観点を踏まえた上で決定すべきである。単に数を増やすだけではなく、よりニーズが多い保育所が優先的に延長保育を実施できるような対策をとることが、より効果的であると考えられる。

② 補助金交付申請書について（結果）

延長保育促進事業の補助金額については、「豊橋市特別保育事業費補助金交付要綱」において、以下のように定めている。

1時間延長・6人以上	年額 3,250,000 円
加算額 対象児童のうち10人を超える児童	年額 326,000 円
1時間延長・5人以下	年額 1,625,000 円
30分延長	年額 1,625,000 円

なお、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）または前年度分市町村民税非課税世帯（母子世帯等）に属する対象児童について、保護者からの申し出により「保育所入所承諾書」等により確認を行い利用料の減免を行った場合は、該当する児童1人につき1日あたり150円に減免を行った日数を乗じて得た額を加算した金額を交付する。

保育所は上記の補助金の交付を受けるために、補助金交付申請書を作成し、市長に提出しなければならない。また、補助事業完了後に、実績報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

延長保育に関する補助金関連書類を閲覧したところ、東部保育園の補助金交付申請書に記載されている利用見込児童数が6,617人であるのに対して、実績報告書に記載されている利用児童数は2,000人と1/3以下の人数であった。当該保育所については、30分延長保育のみであったため、補助金額は1,625,000円と固定額であり問題はなかったものの、補助金申請書として記載誤りがないかどうかについては、前年度の利用児童数と比較するなど異常がないかどうかについて確認をすることが望ましい。

③ 保育所から提出書類の確認について（意見）

保育所から利用児童数や延長料金免除人数が報告され、当該報告人数を利用して補助金額を確定するが、当該利用者数が正しいかどうかの確認については、書類上の不整合がないかどうか留まっており、それ以上の検証は実施していない。

しかし、補助金額の適正な交付の観点からは、報告数字が正しいかどうかについて検証することが望ましい。検証方法としては、実際に保育所に赴いて使用簿を確認することが考えられる。現状の保育課の人員状況からするとすべての補助金について、保育所に赴いて調査することは現実的ではないと考えられるが、サンプルで実施する方法も検討すべきである。また、そのような検証手続を実施することは、保育所が不正な報告や誤った報告をすることに対して抑制効果が働くと考えられる。

4. 一時保育事業費補助金について

(1) 概要

細事業名		
一時保育事業費補助金		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
保護者の勤務形態、傷病等のため、一時的に家庭での保育が難しくなった場合における一時保育の実施を支援する。	・ 保育所の一時保育事業に対し補助金を交付	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
疾病、不定期な勤務形態等により一時的に児童の保育が困難になった家庭	就園前児童	保育所において、一時的な保育を実施する。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	5,396,000	5,396,000
実施園数（指定園＋実施園）	43	43

(2) 手続

一時保育事業費補助金に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 一時保育の必要性について（意見）

一時保育は、保護者の就労形態や病気、入院、冠婚葬祭、育児疲れなどによって、一時的に家庭で保育できない場合に受け入れ、通常保育時間内で保育を実施するものである。当該事業は、普段は家庭で保育を行っている世

帯を対象にしており、現在、専用保育室等を整備し、担当保育士が配置されている民間の指定保育所は往完保育園と植田保育園の2園となっている。

利用の形態としては、以下の3つの形態に分かれ、1ヶ月当たり概ね14日以内の利用を限度としている。14日を超える利用が必要な場合には、通常保育として保育所に入所することになる。

非定型的保育サービス事業	保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育サービス事業
緊急保育サービス事業	保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス事業
私的事由保育サービス事業	保護者の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる保育サービス事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 (延べ人数)	1,559	1,588	1,467	1,837	1,678
(所)	2	2	2	2	2
通常保育の中 での受け入れ ている保育所 の箇所	41	41	41	41	41

延長保育と同様に、一時保育についても指定保育所の増加などより一層の充実を検討している。しかしながら、市は一時保育に関して、市民のアンケート調査の実施など市民のニーズがあるかどうかの把握を実施していない。働き方が多様化している現在においては、市民の一時保育に対するニーズ高まっていることも推測されるが、指定保育所を増やすことが不効率とならないように、満足度調査を実施するなどの方法を踏まえて、一時保育のより一層の充実の必要性を検討することが望まれる。

② 補助金額の算定について（意見）

一時保育の補助金額は、「豊橋市特別保育事業費補助金交付要綱」において、年額2,698,000円と定めている。

当該補助金額の根拠は次のとおりである。

賃金単価 5 年目職員	+	3,144,159 円
(管理費+事業費) ×1 ヶ月利用人数 40 人×12 ヶ月	+	393,600 円
備品購入、施設整備	+	120,000 円
合計		3,657,759 円
一時保育利用料 (2,000 円) ×40 人×12 ヶ月	▲	960,000 円
差引 (千円未満四捨五入)		2,698,000 円

一時保育料 (2,000円) は利用する保護者が保育所に支払うものであるため、その分は補助金額から控除している。

補助金額の算定上は、1ヶ月に40人の利用を見込んで算定しているが、平成25年度の利用実績からすると、植田保育園は月平均74人、往完保育園は月平均61人であり、40人を超過している状況にある。仮に、利用実績人数をもとに補助金額を交付することとした場合には、平成25年度については、約1,116千円の補助金を減額することができる。

今後も一時保育の利用実績人数が補助金算定上の40人を乖離することが予想される場合には、補助金額を見直すことが望ましいと考えられる。

5. 病児・病後児保育事業費について

(1) 概 要

細事業名			
病児・病後児保育事業費			
事業の概要		平成 25 年度の主な取り組み	
保育所等に通う児童で、病氣中または病氣回復のため、まだ集団生活ができず、保護者が勤務等の都合により休暇がとれない場合に病児・病後児保育を実施する。		・保育所等に通う児童で、病氣中または病氣回復のため、まだ集団生活ができず、保護者が勤務等の都合により休暇が取れない場合に病児・病後児保育を実施する。	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
病氣及び病氣回復期の就学前児童のいる家庭	病氣及び病氣回復期のおおむね 10 歳までの児童	病氣及び病氣回復期の児童の保育サービスを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を図るとともに児童の健全な育成を図る。	
		平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）		6,030,000	6,050,000
実施施設数		1	1

(2) 手 続

病児・病後児保育事業費に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 実施施設の増加について（意 見）

平成23年度まで病児・病後児保育の施設は2か所であったが、現在では1か所のみである。他の自治体では、名古屋市が13か所、中核市である豊田市が3か所、岡崎市が1か所設置している。

市としても増やすことを検討しているとのことであるが、現状においては、まだ対応はできていない。1か所のみであると、今後、対応施設がゼロになってしまう可能性も否定できないが、市民のニーズを踏まえた上で、実施施設を増やすことが不効率とならないように、病児・病後児保育の必要性を検討し、対応できる施設を引き続き調査することが望まれる。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 (延べ人数)	208	327	441	351	350
(所)	2	2	2	1	1

6. 私立幼稚園運営費補助金について

(1) 概要

細事業名		
私立幼稚園運営費補助金		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
私立幼稚園の運営の円滑化と施設、整備のより一層の充実を図るため、市内の私立幼稚園の設置者に対し、予算の範囲内において経費の一部を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園 1 園につき 1,000,000 円+園児×850 円を交付。 ・28 園に対し補助し、各園は教材・教具の購入や施設の修繕等を実施。 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
学校法人	学校法人の行う事業	学校法人の行う事業に補助することにより、私立幼稚園の振興を図る。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	31,596,350	31,649,900
運営費補助対象幼稚園数	28	28

(2) 手続

私立幼稚園運営費補助金に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 幼稚園からの提出書類の確認について（意見）

私立幼稚園運営費補助金については、「100万円+850円×園児数」で算出するが、園児数については報告を受けた人数を基にしており、当該数字が正しいかどうかについてはチェックしていない。

市の幼稚園はすべて民間であり、また、愛知県の管理・監督下にあるため、市は情報を把握していない。しかし、県と連携するなど、適正な補助金額の

支給の観点から、人数を確認する体制を構築することが望まれる。

② 補助金額の経済性について（意見）

保育課では、補助金の適切な支出の観点から、保育所で決定される工事業者等について、指名競争入札を実施しているかどうか、見積合わせを実施しているかどうかを、平成25年度から確認しているが、幼稚園については実施していない。

私立幼稚園運営費補助金は、100万円＋850円×園児数という固定金額に近いものであるが、事業費が下回れば、当該金額が補助金額となる。よって、幼稚園についても、指名競争入札を実施しているかどうか、見積合わせを実施しているかどうかを、補助金額の経済性の観点から、確認する体制を構築することが望ましいと考えられる。

Ⅲ 生涯学習課

1. 児童クラブ・放課後子ども教室に関する事業について

(1) 概要

細事業名			
公営児童クラブ運営事業費			
事業の概要		平成 25 年度の主な取り組み	
児童クラブは、労働等により昼間保護者が家庭にいない小学校低学年児童の放課後等に、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図っています。		・市内 39 クラブの運営	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
労働等により昼間保護者のいない家庭の児童	主に小学校低学年児童	授業の終了後、児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図るとともにその保護者を支援する。	
		平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）		236,533,818	237,978,336
公営児童クラブ延入所児童数（人）		13,671	14,062

細事業名			
民営児童クラブ運営事業費			
事業の概要		平成 25 年度の主な取り組み	
児童クラブは、労働等により昼間保護者が家庭にいない小学校低学年児童の放課後等に、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図っています。		・26 クラブへの運営補助費	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
労働等により昼間保護者のいない家庭の児童	主に小学校低学年児童	授業の終了後、児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図るとともにその保護者を支援する。	
		平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）		119,462,500	126,284,788
民営児童クラブ延入所児童数（人）		12,131	11,936

細事業名		
放課後子ども教室運営事業費		
事業の概要		平成 25 年度の主な取り組み
放課後子ども教室は、小学生の放課後等の安全・安心で健やかな活動場所として開設しています。		・ 6 教室の運営
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
全ての小学生児童	全ての小学生児童	全ての小学生児童を対象として、放課後の安全・安心で健やかな活動場所を確保する。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	9,988,023	10,095,205
放課後子ども教室設置数（室）	6	6

（２）手 続

公営、民営児童クラブ運営事業及び放課後子ども教室運営事業に関する、事業計画書、事業報告書、補助金交付申請書等、関連する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（３）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 児童クラブのサービス向上と、官民の公平性あるサービスの提供について（意見）

市では、児童クラブは公営と民営の 2 種類で運営されている。ここで児童クラブの活動をよりよいものにするためには、利用者である児童の保護者の意見が欠かせないが、公営の児童クラブではそれを保護者による児童のお迎えの際などに保護者と対話をする形で意見を吸い上げ、今後の運営に反映させる方策をとっている。一方で、民営の児童クラブでも公営と同様の形で利用者の意見を吸い上げているものの、その内容を市は懇談会や代表者会等のみで十分に把握していない状況である。

市の児童クラブは基本的に各校区で公営、民営のどちらかが設置されているが、利用者は原則として自身が居住している校区の児童クラブを利用する以外に選択権がない一方で、公平性の観点を鑑みれば、どこに居住したとしても市民は同様のサービスを受ける権利がある。

民営クラブは、父母会や社会福祉法人による運営が主体となっており、それぞれ独自の着眼点でサービスの発展改善に向け活動をしていることが想定される。情報の提出を強制的に求めることはできないかもしれないが、民営で寄せられている利用者の意見を市が集約することは、公営及び民営の公平性あるサービス提供に資することとなり、よい意見を各児童クラブに発信することができれば、児童クラブ全体のサービス向上の期待もできる。このように、公平性あるサービスの提供と質の底上げに向け、民営児童クラブで吸い上げている利用者の声を市でも把握するよう努めることが望ましい。具体的には、共通のアンケートフォーマットを市で用意し民営児童クラブに提供、使用することで、利用者の声を偏りなく把握することが望まれる。

② 公営児童クラブのサービス向上について（意見）

市では、児童クラブは公営と民営の 2 種類で運営されているが、現状のサービス内容としても両者間で異なっている点が散在している。

ここで、両者間で異なっている以下 2 つの項目に着目する。

i 要望・苦情対応について

利用者の要望・苦情に対する対応方法は、公営及び民営で下記のとおりである。

	公営	民営
送迎時の対応	行っている	行っている
窓口対応の周知	行っていない	行っている

上記のように、利用者の要望・苦情の対応は、官民ともに送迎時に対応する活動は行っているものの、児童クラブでの窓口対応の周知は民営では行っているものの、公営では行っていないという状況である。

窓口対応については、民営児童クラブでは各クラブ発行の「利用のしおり」等にて、当該窓口がある点を周知している。監査結果「① 児童クラブのサービス向上と、官民の公平性あるサービスの提供について（意見）」でも記載したように、利用者の意見を幅広く吸い上げることは、児童クラブ全体のサービス

向上の期待もできる官民のサービス格差を解消するだけでなく、児童クラブのサービス向上そのものも期待できるが、窓口対応を行っている旨の周知は、より幅広い意見の集約が期待できる。これを行うことの追加コストも特段発生しないと考えられる点から、今後は民営に倣って公営でもご意見・ご要望を受け付ける窓口の周知をしおりに載せるなどして行うことが望ましい。

ii 開設時間の終了時刻の延長について

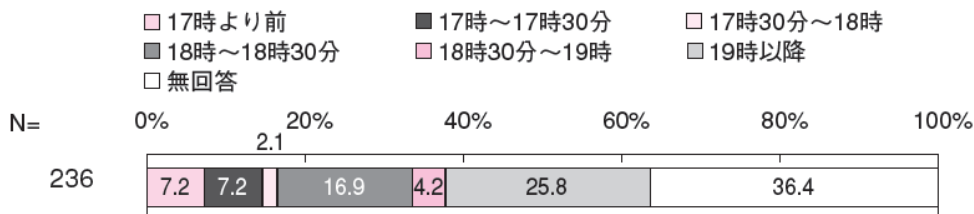
開設時間の終了時刻については、公営及び民営では以下のとおりとなっている。

	公営	民営
平日の開設終了時間帯	18時～18時30分	18時30分～20時
平日の開設終了平均時刻	18時3分	19時26分

上記のように、開設時間の終了時間は、公営が民営と比べて平均して約1時間以上早い状況となっており、官民のサービスに大きな格差が生じているといえる。ここで、「豊橋市次世代育成支援行動計画 子育て応援プラン（後期計画）」にて延長保育終了時間に関するアンケートによる意識調査が実施されているが、この中においても18時以降の開設終了を希望している利用者が45.9%に達しており、さらには当該アンケートには未回答割合も36.4%存在しているため、実質的には74%もの利用者が18時以降の開設終了を希望しているといえ、利用時間の延長に対する期待が大きいことが伺える。また、フルタイムで就労している女性の半数以上の帰宅時間が18時以降であるため利用時間の延長希望につながっていると考えられる。市においても、この結果を受けて利用時間の延長に関する議論は上がっているようであるが、現時点において終了時間の延長に関して具体的な施策は決定していない。

放課後児童クラブは、母親を主とする保護者が育児をしながらも働き続けることができる環境を支援するものであり、とすれば利用時間の長さは非常に重要なファクターであるといえる。したがって今後は、現状の官民でのサービス格差を解消すべく、また多くの利用者が望んでいる施策である点を鑑み、公営児童クラブでも民営児童クラブと同程度の開設時間の終了時間となるよう検討する必要がある。

【延長保育の利用希望時間帯（終了時間）】



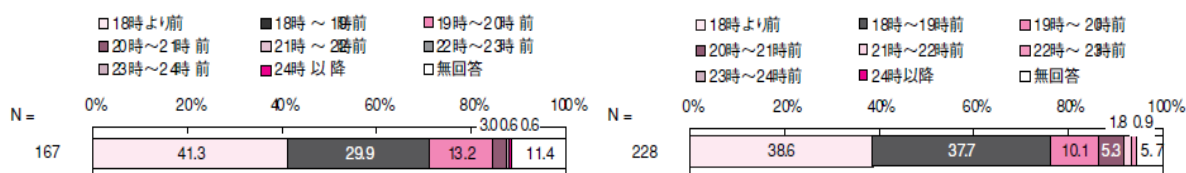
選択肢	就学前児童	
	件数 (件)	割合 (%)
全 体	236	100.0
17時より前	17	7.2
17時～17時30分	17	7.2
17時30分～18時	5	2.1
18時～18時30分	40	16.9
18時30分～19時	10	4.2
19時以降	61	25.8
無回答	86	36.4

【豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査】

【フルタイムで就労している女性の帰宅時間】

〔就学前児童〕

〔就学児童〕



③ 公営児童クラブ費：保護者負担額の算出根拠について（結果）

公営児童クラブ費について保護者が負担する金額については、以下の基本的な考え方にに基づき決定している。

公営児童クラブ費（保護者負担額）の基本的な考え方	
1	国は、事業実施のための必要な標準的経費の2分の1相当額について補助を行う。 市町村は、必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。（放課後児童健全育成事業の実施について 児童家庭局長通知平成10年4月9日児発第294号）

2	設置時における経費（備品購入費、施設改修費等）は、事業主負担とする。
---	------------------------------------

以上より、事業費（設置時経費等控除後）の2分の1を保護者負担と判断し、以下の算定式を基に保護者負担額を算定し、毎月徴収を行っている。

【公営クラブ費保護者負担額（月額）の算定式】

対象経費	定員	負担率
240,755 千円	39 クラブ	2分の1
÷ 12 か月	÷ 35 人	×
≒ 7,349 円		

つまり、

対象経費	定員	負担率
240,755 千円	1,365 人	2分の1
÷ 12 か月	÷	×
≒ 7,349 円		

保護者負担額を算定するに当たり除算で用いている「定員」は、実際の児童クラブ登録数ではなく定員数となっている。これは、不確定な予算ベースでの登録人数を使用するよりも毎年確定されている定員を使用した方が、算定式として解りやすいためではないかと考えられており、市として規定された算出式でもなく、法令等で定められているわけでもない。

この点、予算ベースでの登録人数だと情報が不確定なためこれを用いた算出は避けている、という趣旨は負担額の安定性を重視する点では理解できるが、予算登録人数はその年度に予定している最新の情報が反映されている点で利用者の負担額を公平な観点で算出する上では有用なものであるといえる。一方で、定員数の使用は、この充足率が100%に近いものでない限り実態とはかい離する恐れがあり、同様に公平性の観点で問題が残る。

以上の点を踏まえると、使用する指標に定員数を使用するのではなく、予算登録人数を使用するのが適当と考えられる。しかしその精度が低ければ結果に問題が残るため、予算登録人数は可能な限り精度を高く求める必要がある。このような算出により、負担額は公平かつ実際に近いものとなることが期待できる。

平成25年度において定員ベースだと総利用者数は「39クラブ×35人=1,365人」であるが、同年度の予算登録人数は、合計1,296人となり、仮にこれで算出をすると下記のとおりとなる。

対象経費	定員	負担率
240,755 千円	1,296 人	2分の1
÷ 12 か月	÷	×
≒ 7,740 円		

このように予算登録人数で算出をすると、負担額1人当たり7,740円となり、市民に相応の負担を求める観点からいえば算出上は400円程度高くあるべき結果といえる。今後少子化等で児童クラブの利用者数に変化が生じてくることを考えると、定員数が予算登録人数に近い形で見直されれば問題は生じないが、逐一の定員見直しは現実的ではなく、つまり結果として利用者の負担が不当なものとなっていく恐れがある。利用者には相応の負担を求めざるを得ないのは仕組上やむを得ないものと考えられ、この点からも予算登録人数に応じた形での負担額を求め徴収を行う必要があると考えられる。

④ 未登録児童（待機児童）の把握について（結果）

平成25年度において、児童クラブに登録できなかった児童数（いわゆる待機児童）は下記のとおりである。

＜平成25年度における、未登録児童数の内訳＞（単位：人）

	公営児童クラブ	民営児童クラブ (注)	合計
小学校1年生	14	0	14
小学校2年生	9	0	9
小学校3年生	7	0	7
小学校4～6年生	37	0	37
その他	0	0	0
合計	67	0	67

(注) 民営児童クラブは、データが存在しないクラブが28クラブ中16クラブある。

上記未登録児童数を見ると、民営児童クラブは未登録児童がゼロとなっているものの、市は28クラブ中16クラブという半数以上の民営児童クラブについての未登録児童数の把握及び管理を行っていない。これは、市が当該把握を民営児童クラブに求めているためである。

しかし、未登録児童の解消は市としても従来より重要な課題であると位置づけており、その解消を図るべく未設置校区の解消、クラブの増設をすることで整備を進めてきた。ここで、現状の未登録児童数を正確に把握できていないことは、存在している問題に対する対応策が十分に取れていない可能性を残すため問題と言える。市は、未登録児童の把握及び管理を民営児童クラブに求めているのは、事務量が増えることを依頼するには趣旨及び目的が必要としているが、市の方針として未登録児童の解消を図っていくことは、重要な意味を含

むものと判断できる。今後は、未登録児童の解消を効率的効果的に進める上でも、現在把握を行っていない民営児童クラブに対してもこの把握及び管理を求めることが必要であり、漏れなく未登録児童の状況を把握するよう努めるべきである。

2. 子ども・若者育成事業費及び青少年団体活動補助金について

(1) 概要

細事業名		
子ども・若者育成事業費		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
子ども・若者の健やかな成長のため、地域と連携を強化し、親子のふれあいの促進や青少年団体の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年問題協議会 ・ 青少年育成校区指導員会議 ・ 明るい家庭づくり推進大会 ・ 青少年育成市民会議 ・ 青少年健全育成のつどい ・ 青少年だより「ちぎりの子ども」の発行 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
青少年、家族、市民	青少年団体、家族、市民	地域ぐるみで、子ども・若者の健全育成に取り組む地域社会の形成。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	4,709,608	4,478,716
青少年育成活動参加者数（人）	209	267

子ども・若者育成事業費の平成 25 年度決算額の大半は地域子ども会活動に対する謝礼金である（平成 25 年度決算額：4,479 千円に対して、3,300 千円）。地域子ども会は各地域自治会の傘下組織として結成され、謝礼金は各地域子ども会からの申請に基づき、支払が行われる。謝礼金額は各地域子ども会に対して 10 千円であり、平成 25 年度は 330 の地域子ども会からの申請に基づき支払をしている。謝礼金の申請には原則として、各地域子ども会が次の資料を年度ごとに、市長に提出する必要がある。

- i 地域子ども会届
- ii 事業報告書

細事業名	
青少年団体活動補助金	
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み
地域活動を推進する青少年団体を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青年団協議会活動への支援（青年フェスティバル等） ・ 豊橋市子ども連絡協議会活動への支援（キッズジ

		ヤム in とよはし、育成会セミナー等)
誰のために	誰(何)を対象として	どのような状態にしたいか(意図)
豊橋市青少年団体	豊橋市の青少年団体が 行う事業及びそれに参 加する団員、一般市民	青少年団体活動への支援による活動の活性化 とそれに伴う青少年健全育成の推進及び地域 社会への貢献の拡大。
		平成 24 年度
		平成 25 年度
決算(円)		900,000
		1,700,000
延活動参加人員数(人)		4,786
		4,863

青少年団体活動補助金の大半は豊橋市子ども会連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)に対する補助金である(平成25年度決算額:1,700千円に対して、800千円)。なお、平成25年度は日本健民少年団連合全国大会が豊橋市で開催されたことに伴い、補助金を交付(800千円)したために、事業費が増額している。連絡協議会は地域子ども連絡会の母体として結成され、補助金は連絡協議会からの申請に基づき交付される。補助金の申請には原則として、各地域子ども会が次の資料を年度ごとに、市長に提出する必要がある。

- i 補助事業等実績報告書
- ii 収支計算書

(2) 手 続

地域子ども会活動に対する謝礼金の支払及び連絡協議会に対する補助金の交付に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べる
こととする。

① 地域子ども会の結成、活動状況の管理について(結 果)

地域子ども会活動に対する謝礼金は、地域子ども会活動の活性化を推進することを目的として支払が行われているが、地域子ども会の結成や

活動、謝礼金の申請状況を記載した一覧（以下、「管理簿」という。）を作成していないため、各地域自治会における結成率や、活動の状況、謝礼金の申請状況等の管理ができておらず、実態は申請のあった地域子ども会に対して機械的に謝礼金の支払を行っている状況にある。

そのため、地域子ども会を結成していない地域へ地域子ども会の結成を働きかける等、地域子ども会活動の活性化を促進する施策を取ることができない状況にある。くわえて、同じ地域子ども会からの重複申請の有無の確認、申請漏れに対するフォロー等の管理を行う必要があると考えるが、その実施も困難な状況にある。

また、地域子ども会の母体として、連絡協議会が結成されており、市から連絡協議会に対して補助金が交付されている。しかし、連絡協議会へ加入する地域子ども会の数は以下のとおり、年々減少傾向にある。

表. 連絡協議会への加入状況

年度	加入数
平成 23 年度	276 地域子ども会
平成 24 年度	249 地域子ども会
平成 25 年度	214 地域子ども会
平成 26 年度	199 地域子ども会

連絡協議会は、地域子ども会間の情報共有、地域子ども会活動の活性化を目的として、地域子ども会活動の進め方に関する講演会等を実施している。市から交付される補助金は、連絡協議会が行う各地域子ども会活動の活性化を促進するための活動に対して交付されるものであり、連絡協議会に未加入の地域子ども会に対しては、加入の働きかけを実施する等の対応をする必要があると考えるが、管理簿を作成していないために、未加入の地域子ども会を把握することも困難な状況にある。

したがって、地域子ども会活動を活性化させるための施策の有効性を高めるために、地域子ども会の管理簿を作成すべきである。管理簿を作成することで、重複申請の早期検出や、結成・活動実態のあるにもかかわらず、謝礼金の申請が漏れている地域子ども会に対するフォローも可能になり、支出の公平性を保持することも期待できる。

② 子ども・若者育成事業費の実績測定の指標について（意見）

平成 26 年度細事業 PDCA シート（平成 25 年度決算評価）では、子ども・若者育成事業費の実績測定の指標として、青少年問題協議会等、市の主催する会議等への参加者数を設定している。一方で、上記のとおり、当該事業費の大半は地域子ども会活動に対する謝礼金である。当該謝礼金は地域子ども会活動の活性化を目的としたものであり、現状の指標では、その目的の達成度合いを測定することができない。当該事業の有効性を測定するためには、支出の大半を占める地域子ども会の活動状況を測定できる、地域子ども会の結成率、各地域子ども会が実施する事業への参加者数等の指標を用いることが望まれる。

3. 青少年育成事業補助金について

(1) 概要

細事業名		
青少年育成事業補助金		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
子ども・若者の健やかな成長のため、地域と連携を強化し、親子のふれあいの促進や青少年団体の支援を行う。	・各小中学校区青少年健全育成活動への支援	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
小中学校区青少年健全育成会	小中学校区青少年健全育成会が行う育成事業	健全育成会の活動の活性化を図り、地域の子どもを育てる力を強化する。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	2,660,000	2,660,000
小中学校区青少年健全育成会数（人）	74	74

小中学校区青少年健全育成会に対する補助金は、各健全育成会からの申請に基づき交付される。補助金額は小学校区が1校区につき30千円、中学校区が1校区につき50千円であり、平成25年度は52の小学校区、22の中学校区からの申請に基づき交付をしている。補助金の申請には原則として、各健全育成会が次の資料を年度ごとに、市長に提出する必要がある。

- i 補助金交付申請書
- ii 事業実施計画書（年度当初）
- iii 収支予算書（年度当初）
- iv 事業実施報告書（年度末）
- v 事業収支決算書（年度末）
- vi 会則または規約
- vii 役員名簿

(2) 手続

小中学校区青少年健全育成会に対する補助金の交付に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることにする。

① 青少年健全育成会の結成、活動状況の管理について（結果）

小中学校区青少年健全育成会に対する補助金は、健全育成会活動の活性化を推進する目的で交付されているが、健全育成会の結成や活動、補助金の申請状況を記載した一覧（以下、「管理簿」という。）を作成していないため、各小中学校区における結成率や活動の状況、補助金の申請状況等の管理ができておらず、実態は申請のあった健全育成会に対して機械的に補助金の交付をしている状況である。

市の担当者へ質問したところ、平成25年度は全ての校区が健全育成会を結成し、補助金の申請をしてきているとのことであったが、重複申請の有無の確認、申請の漏れに対するフォロー等の効率性を高めるためには健全育成会の管理簿を作成すべきである。また、活動の状況を管理簿上で把握することで、活動が活発でない校区に対して活動が活発な校区の取り組みを紹介する等の健全育成会活動の活性化を推進する施策を効果的にとることができるようになることも期待される。

4. 青少年センター管理運営事業費について

(1) 概要

細事業名		
青少年センター管理運営事業費		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
青少年の活動拠点となる青少年センターの管理運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年活動拠点としての活動 ・ 青少年センターの管理運営 ・ 青少年センターにおける講座開催 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
青少年、青少年団体、一般市民	学習、レクリエーション、スポーツを行おうとする団体・グループまたは個人	青少年、青少年団体及び一般市民の学習、レクリエーション、スポーツ活動等の拠点施設となる。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	59,919,329	44,199,712
年間利用者数（人）	70,081	62,991

青少年センターは、青少年健全育成のための研修会、講習会等の開催や、青少年団体活動、レクリエーション・スポーツなどの活動拠点施設である。一般の年齢層の利用もあるが、各青少年団体の会合での利用等、青少年育成にかかわる利用がほとんどを占める。平成 23 年度から指定管理に移行しており、平成 23 年度から 5 年間、NPO 法人の A 法人に当該施設の管理運営を委任している。指定管理者である A 法人は「豊橋市青少年センターの管理に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）に基づき、次の書類を提出しなければならない。

- i 事業計画書（前年度の 10 月末まで）
- ii 事業報告書（年度終了後 60 日以内）
- iii 業務報告（毎月終了後 10 日以内）

指定管理料は上記の事業計画書を基に、年度ごとに協定を締結して決定している。年度ごとの事業費と指定管理料の推移は以下のとおりであり、事業費のほとんどを指定管理料が占めている。

表. 事業費と指定管理料の推移

年度	事業費 (千円)	指定管理料 (千円)
平成 23 年度	51,813	41,715
平成 24 年度	59,919	41,815
平成 25 年度	44,199	42,091

(2) 手 続

豊橋市青少年センターの管理運営に係る書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

また、豊橋市青少年センターを視察し、施設の状況及び施設長からのヒアリングを行い、施設の管理運営の有効性、効率性等を検討した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 指定管理者が実施する自主事業のモニタリング状況について（結 果）

指定管理者の選定はプロポーザル方式で行われており、A 法人は、その提案する自主事業が青少年教育施設として現実的かつ具体的な事業提案であるとして、以下のように選定委員会において他の候補者と比較して高い評価を受けた結果、指定管理者に選定されている。

表. 選定委員会での評価項目及び評価結果

評価項目	配点	指定管理候補者			得点差 (A-B)	寄与率	得点差 (A-C)	寄与率
		A	B	C				
① 施設の運営について	20	13.200	11.700	9.500	1.500	179%	3.700	34%
② 指定管理者が行う自主事業について	20	13.500	10.000	8.500	3.500	418%	5.000	46%
③ 施設の維持及び管理について	15	9.250	10.750	8.500	▲1.500	▲179%	0.750	7%
④ 管理運営経費の縮減	20	9.537	13.000	12.525	▲3.463	▲414%	▲2.988	▲28%
⑤ 団体の実績及び能力	25	16.050	15.250	11.650	0.800	96%	4.400	41%
合計	100	61.537	60.700	50.675	0.837		10.862	

平成 25 年度の事業計画書と事業報告書において、事業計画書で実施の計画のある自主事業が事業報告書には実績として記載されていない項目、事業計画書で実施の計画がない自主事業が実績として事業報告書に記載されている項目が検出された。この点につき、市の担当者へ質問したところ、自主事業の計画と実績の差異について把握をしておらず、差異が発生した要因の検証は行っていないとのことであった。一方、施設長へのヒアリングで、平成 25 年度に計画していた自主事業が実施されなかったのは、天候不順、外部委託講師との調整がつかなかった等の合理的な理由であり、多くの自主事業の実施を計画し、より多くの指定管理料を申請する等の不正の意図のあるものではないことを確かめた。

しかし、上記のように A 法人は、自主事業の優位性で選定されているため、指定管理の有効性を測定するためには、その実施状況について特に重点を置いて管理をするべきである。選定時に期待された自主事業が適切に行われているかどうかを確認し、管理するために、指定管理者に対して自主事業の計画と実績、計画からの変更があった場合にはその要因について報告を求め、必要な措置が取られるように事前に検討されるべきであったと考えられる。

② 備品等の管理状況について（結果及び意見）

青少年センター内の備品等の管理は指定管理者に委任されており、「基本協定書」及び、「豊橋市青少年センター管理運営仕様書」（以下、「仕様書」という。）において、以下のように定められている。

『豊橋市青少年センターの管理に関する基本協定書』

第 2 章 管理業務

（管理業務の範囲）

第9条 指定管理者が行う管理業務の範囲は、青少年センター条例第13条に掲げる業務とし、業務の細目は、仕様書に定めるとおりする。

2 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は別記2のとおりとする。

『豊橋市青少年センター管理運営仕様書』

7. 施設の維持管理業務

(1) 施設管理に関する業務

③ 施設の管理運営に支障をきたさないように、事務備品の管理を行うこと。また、破損、不具合及び修繕の必要等が発生した時は、教育委員会に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。

『豊橋市青少年センターの管理に関する基本協定書』

別記2 管理物件

(2)管理物品（一部抜粋）

登録	品名	規格等	個数	備考	設置場所
有	トレッドミル	グリノマスター NEW X-FIT2	1基		旧トレーニング室
	彫刻	「腰掛けている人」	1点		ホール、ロビー
有	彫刻台	W1000×D1000×H850	1台	腰掛けている人	ホール、ロビー
有	彫刻	「希望の像」木像 170cm	1点		2階ロビー
	絵画	W1850×H950	1点		ホール、ロビー
	和太鼓	台付き	2張		音楽室

上記の管理物品の一覧で、登録「有」となっている備品等については、市の備品管理台帳に登録されているものである。市では、原則として20千円を超える備品等について、備品管理台帳にて整理記録し、現物への管理番号ラベルの貼付けを行う等の管理を行っている。青少年センターの視察時にその管理状況を確認したところ、これらの備品管理台帳に登録されている備品等については、管理番号ラベルの貼付け等の管理が適切に行われていることを確認した。

一方で、備品管理台帳に登録のない少額の備品等について、その管理状況について施設長及び市の担当者に質問したところ、破損等がある備品等が発見された場合は、市の担当者に報告をし、修繕するか廃棄するかを指示を仰いだ上で処理をしている、とのことであり、「基本協定書」及び「仕様書」に基づいた管理運営がなされていることを確認した。しかしながら、管理台帳に登録のない備品等の管理については、以下の3点について改善することが望まれる。

7. 高額な美術品の管理について（結果）

青少年センターの施設内には、市民から寄贈された高額な美術品が何点か展示されている（彫刻「希望の像」等）。これらの美術品はロビー等に展示されているが、保護等はされておらず、汚損しているものもあった。この点については、少年自然の家、野外教育センター管理運営事業費の（3）監査結果①「備品等の管理状況について（結果）」にて記載する。

彫刻「希望の像」 備品台帳 登録価額 2,000 千円



左ひざ部分（市民が触れることができ、変色している。）



イ. 管理物品一覧の更新について（意見）

指定管理者が管理物品一覧にある備品等の設置場所の移動、廃棄、新規取得等をした際にはそのつど、管理物品一覧を更新し、市の担当者は最新の管理物品一覧を受領して管理の状況を確認することが望まれる。しかし、現状の「基本協定書」及び「仕様書」ではそのような対応の必要性を明記しておらず、実態としても管理物品一覧の更新は行われていない。指定管理者による備品等の管理の効率性を高めるために、管理物品の移動等があった際には、指定管理者に管理物品一覧の更新を求めることを「基本協定書」等に明記し、対応を求めることが望まれる。

ウ. 備品管理台帳に未登録の備品等について（意見）

上記のように、市では原則として 20 千円を超える備品等について、備品管理台帳にて整理記録する等の管理を行っているが、備品管理台帳に登録されていない備品等のなかに、明らかに基準額の 20,000 円を超えると考えられるものが散見された。この点について市の担当者に質問したところ、これらの備品等は市民から寄贈され

たもので、寄贈された際にその価額が判明しなかったために登録を行わなかったと考えられるとのことであった。寄贈された備品等であっても、寄贈者が取得した際の価額、寄贈時に取得しようとした際の市場価額等を調査したうえで基準額を超える高額の備品等については、備品管理台帳に登録し、現物への管理番号ラベルを貼付ける等の管理を行い、備品管理の有効性を高めることが望まれる。

5. 少年自然の家、野外教育センター管理運営事業費について

(1) 概要

細事業名				
少年自然の家管理運営事業費及び野外教育センター管理運営事業費				
事業の概要		平成 25 年度の主な取り組み		
豊かな自然の中で集団宿泊訓練や野外教育活動を行うため少年自然の家、野外教育センターを管理運営する。		・学校及び青少年団体の集団宿泊訓練及び野外活動		
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）		
青少年、少年団体、市立学校、一般市民	野外活動、自然観察を行おうとするもの。	豊かな自然の中で集団宿泊訓練や野外活動をすることで、青少年の情操を豊かにし、健康の増進を図る施設とする。		
	平成 24 年度		平成 25 年度	
	少年自然の家	野外教育センター	少年自然の家	野外教育センター
決算（円）	11,708,876	9,291,806	22,607,513	26,629,944
利用者数（人）	11,306	4,487	10,695	4,881

少年自然の家、野外教育センターは共に集団宿泊訓練や野外活動を行うための施設であり、主に市立の小中学校が野外活動の場として利用している。平成 22 年度までは、それぞれの施設を別の部署が管理運営を行っていたが、平成 23 年度から生涯学習課が 2 つの施設の管理運営を行っている。それぞれの施設について条例が制定されており（『豊橋市少年自然の家条例』、『豊橋市野外教育センター条例』）、それぞれの条例に基づいて管理運営されている。支出の大半は職員の給与及び水道光熱費等の施設維持に係る費用が占める。平成 25 年度の決算額が増加しているのは、施設の利便性向上を目的として空調設備の設置を行ったことによる。

表. 平成 25 年度決算額

	少年自然の家	野外教育センター
空調設備工事費（千円）	8,873	15,750
上記控除後の決算額（千円）	13,735	10,880

(2) 手 続

少年自然の家及び野外教育センターの管理運営に係る書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び質問等)を実施することにより、当該施設の管理運営の合規性等を検証した。

また、少年自然の家及び野外教育センターを視察し、施設の管理運営の有効性、効率性等を検討した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 高額な美術品の管理について (結 果)

少年自然の家の現地視察を行ったところ、備品管理台帳上、価額 5,000 千円で登録されている絵画(「漁夫たち」)が何ら保護処置をされずに、研修室の床に仮置きされていることを確認した。当該絵画は、昭和 47 年に寄贈されたものであり、管理番号ラベルの貼付け、台帳の登録等の事務的な管理は適正に実施されていた。

しかしながら、当該絵画は油絵であり、部分的に損傷していることも確認できた。3. 青少年センター管理運営事業費の(3) 監査結果⑦「高額な美術品の管理について(結果)」で言及した美術品や当該絵画などは、寄贈者がより多くの市民の目に触れることを望んで寄贈したものと推測される。また、価値の高い美術品であり、このまま保護処置がなされていないままではその価値は低下してしまい、経済性を損なう恐れがあると考えられる。そのため、これらの美術品について、管理の方針を定め、適切な保護処置をして汚損・損傷を防ぎ、より多くの市民の目に触れるような適切な施設等に展示をするべきである。

絵画 「漁夫たち」 (簿価：5,000 千円)



損傷の状況 (ひび割れが生じている)



② 両施設の利用者数の算出方法について（結 果）

少年自然の家と野外教育センターは、互いに隣接しており、その利用の目的も類似している。しかしながら、利用者の算出方法がそれぞれの施設で異なるため、同程度の利用者数であるにもかかわらず、実績として報告される利用者数に大きな開きがある。具体的には、宿泊利用者を少年自然の家では延べ人数で算出し、野外教育センターでは宿泊者数で算出している。両施設の利用のほとんどが宿泊利用であるため、延べ人数で算出する少年自然の家の利用者数は、野外教育センターのほぼ倍の人数で算出される。

施設利用者数は、両施設の実績を測定する指標として利用されており、予算措置の前提となる重要な数値である。隣接する類似施設の実績を測定する根拠数値の算定方法が異なると、その有効性の測定、予算措置の適正性の検証の際に両施設を正しく比較することが困難になると考えられるため、利用者数の算出方法は統一するべきである。

③ 両施設の一体運営について（意 見）

少年自然の家と野外教育センターは、平成23年度から一体的な運営を目指して主管課を生涯学習課に統合している。委託業務の一本化、物品等の購入を取りまとめて発注する等で、経費削減に努めている側面がある一方で、条例は統合されていないため、それぞれの条例に定められた異なる利用料金を徴収している等、実態として一体的な運営が行われていない部分が残っている。組織体制としても、所長が各施設に一人配置されており、それぞれの所長が施設の受入れ可否の判断をしている。2つの施設の状況を総合的に判断して受入れ可否を判断する等の一体運営をするための組織体制が整っていない状況である。

隣接する類似施設として、より効率性の高い運営をするために、条例の一本化、組織体制の見直し等を実施し、両施設の一体運営を更に推進することが望まれる。

④ 業者発行の請求書の日付欄の記載について（意 見）

平成25年度に設置した空調設備の設置工事に係る業者から提出された請求書について、当該請求書はコンピュータシステムで入力されていた

が、日付欄にゴム印が使用されていた。この点について担当者に質問したところ、業者によっては日付欄を空欄のまま請求書を持参してくる場所もあり、そのような場合はその場で業者にゴム印で日付を押印していただくか、手書きで記入していただいているとのことであった。

地方公共団体のなす契約の支払の時期については、『政府契約の支払遅延防止等に関する法律』で以下のように規定されている。

(支払の時期)

第六条 第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日（以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

第十四条 この法律（第十二条及び前条第二項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

また、市でも当該法律を準用して、豊橋市工事請負契約約款第 33 条に以下のように規定している。

(請負金の支払)

第 33 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負金を支払わなければならない。

業者が提出する請求書に記載される日付は、上記約款における「受注者からの請求を受けた日」にあたり、支払期限の起算日となる重要なものである。コンピュータシステムで印字できる請求書であるにも関わらず、日付欄がゴム印もしくは手書きであると、「発注者からの請求を受けた日」が業者によって適正に記入されたものか否かについて疑念が生じかねない。つまり、請求書の日付を実際に請求のあった（業者が請求書を発行した）日から遅らせ、意図的に支払時期を遅らせる等の不正経理を目的として、業者に対して請求書の日付欄を空欄で提出するよう要求し、後で市の担当者が都合のよい日付を加えたのではないか等、業務の合規制に疑念を抱かれる恐れがある。そのような疑いを抱かせることを防止するために、業者に対して日付をコンピュータシステムで印字するよう指導することが望まれる。

第5 外部監査の結果 一部局別の監査結果一 (高齢者福祉)

I 長寿介護課

1. 二次予防事業対象者把握事業について

(1) 概要

細事業名		
二次予防事業対象者把握事業		
事業の概要	平成25年度の主な取り組み	
基本チェックリストの送付・回収により、介護が必要になるおそれのある二次予防事業の対象者を把握することで、高齢者の健康保持と介護予防に対する動機づけをし、要介護及び要支援状態となることを予防する。また、うつや閉じこもりなどリスクを抱える高齢者への対策として、基本チェックリストの未回収者の中で、独居世帯や高齢世帯に対し介護予防の相談を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に 66, 69, 72, 75, 78, 81, 84, 87, 90, 93, 96 歳になる方へ基本チェックリストの送付。 ・返送があった方のうち、「生活機能の低下がみられる可能性がある」に該当した対象者宅へ地域包括支援センターが家庭訪問を実施、介護予防への動機づけ支援を優先的に行う。 ・うつ・閉じこもりなどの早期発見・早期対応のため、基本チェックリスト未回収者のうち独居世帯または高齢者世帯へ地域包括支援センターが家庭訪問を実施。 	
誰のために	誰(何)を対象として	どのような状態にしたいか(意図)
生活機能の低下等により要支援・要介護状態となるおそれのある人	生活機能の低下等により要支援・要介護状態となるおそれのある人	生活機能の低下等により要支援・要介護状態となるおそれのある人を早期に発見し、高齢者の健康維持と介護予防に対する動機づけをし、要介護および要支援状態になることを予防する。
	平成24年度	平成25年度
決算(円)	7,996,261	8,533,087

i. 要綱

二次予防事業対象者把握事業実施要領

ii. 対象者

65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない方を対象とする。

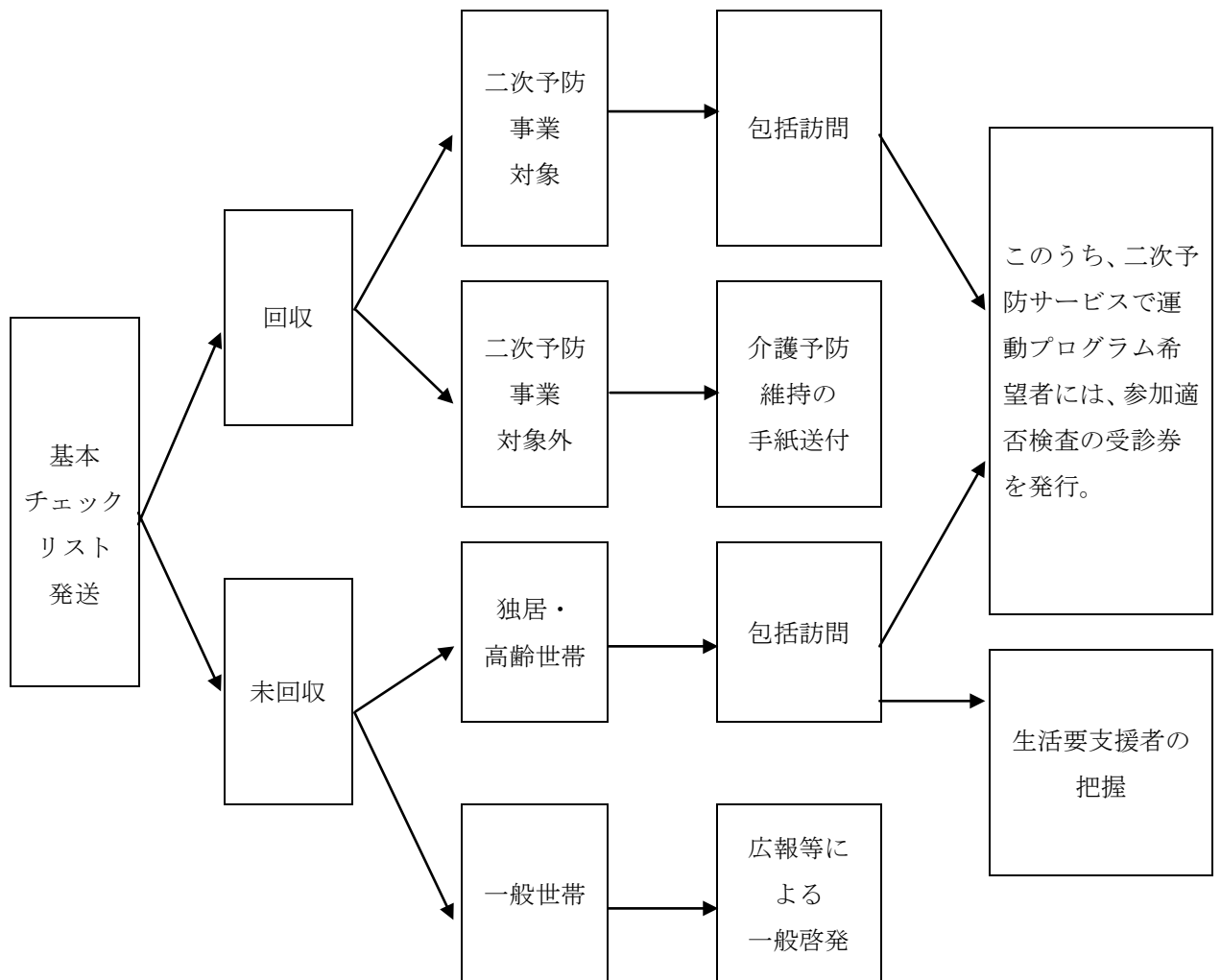
66歳～96歳までの3歳刻みの年齢を対象者として発送し、3年に一度調査対象となるように実施する。

iii. 調査方法

25項目の2択の質問項目に回答する形式の、基本チェックリストの発送・回収により調査する。

iv. 基本チェックリスト判定後のフォロー

基本チェックリスト判定により二次予防事業対象者となった方には、市から訪問通知を行う。通知後、地域包括支援センターは対象者を訪問し、基本チェックリストの結果をもとに介護予防相談を行う。



v. 平成25年度の実施状況

a	基本チェックリスト発送数	25,682	
b	回収者数/回収率 (b/a)	20,028	78.0%
c	有効回答数	19,921	-
d	お元気 (二次非該当) /率 (d/c)	14,373	72.1%
e	二次予防事業対象者/率 (e/c)	5,548	27.9%
f	未回収数/未回収率 (f/a)	5,654	22.0%

(2) 手 続

二次予防事業対象者把握事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 基本チェックリストの回答の集計について（意 見）

回収した基本チェックリストは長寿介護課が取りまとめている。長寿介護課のアルバイトが基本チェックリストの市記入欄に、各質問の回答結果に応じて、システムへの入力指示として0または1を記載し、情報企画課にてこれを入力し、回答を集計している。

ここで、平成25年度実施分の基本チェックリストを入手し、任意の50通を閲覧した結果、2通について基本チェックリストの市記入欄の記載誤りが検出された。本来0と入力すべきところを1と入力する、またはその逆といった誤りである。

基本チェックリストの送付・回収とその結果の取りまとめを誤ると、必要な方への地域包括支援センターによる訪問がなされなかったり、また必要ない方への訪問が実施されるなど、要介護及び要支援の状態の予防という目的が効果的・効率的に達成できなくなるおそれがある。

今後はアルバイトの取りまとめの後、他者によるチェックを行うなど、回収した基本チェックリストの回答を正しく集計できるような対応が望まれ

る。

2. 老人クラブ活動事業費について

(1) 概要

細事業名		
老人クラブ活動事業費		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
老人クラブ活動の支援や老人クラブ連合会の事業に対して支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・単位老人クラブ運営費の補助 ・老人クラブ会員がひとり暮らし高齢者等への声かけや訪問を行う一声運動への補助 ・寝たきり高齢者を老人クラブ会員が訪問する友愛活動への補助 ・老人クラブ会員が地域の親子との交流をする三世代交流への補助 ・老人クラブ会員が高齢者の健康づくりのために行うウォーキング・体力測定への補助 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内在住のおおむね 60 歳以上の方	市内単位老人クラブ	老人クラブの活動の活性化を図り、高齢者の生きがいと健康づくりを促進させる。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	23,927,247	23,683,671

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が今後ますます期待されているところである。

このため、本事業を通じて老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的として、老人クラブ活動の支援や老人クラブ連合会の事業に対して支援を行う。

i. 要綱

老人クラブ活動費補助金交付要綱

ii. 老人クラブの定義

次のいずれにも該当するものをいう。

- 会員の年齢がおおむね60歳以上であること。
- 会員数がおおむね30人以上であること。ただし、特別の事由があり市長が認める場合は、この限りではない。
- 年間を通じて、会員の教養向上のための活動、健康の増進のためのレクリエーション、地域社会との交流等の活動を恒常的かつ計画的に行っていること。
- 豊橋市老人クラブ連合会に加盟していることまたは加盟予定であること。

iii. 補助金の交付対象

老人クラブ活動費に対して、予算の範囲内において交付する。

老人クラブ活動費とは、次に掲げる経費をいう。

- 老人クラブ運営に係る事務費または事業費（以下、「老人クラブ運営費」という。）
 - 一声運動に係る事務費または事業費（以下、「一声運動事業費」という。）
- ただし、単なる娯楽事業に係る経費、実施主体が老人クラブ等以外の事業に係る経費、社会通念上ふさわしくないと考えられるもの等については、補助対象と認めない。

iv. 補助金の額

補助事業年度の4月1日時点での老人クラブ会員数に応じ、次に掲げる額を基準に交付する。

- 老人クラブ運営費
 - 会員数おおむね30～49人 月額3,200円
 - 会員数50～79人 月額5,200円
 - 会員数80人以上 月額7,200円
- 一声運動事業費
 - 年額10,000円

(2) 手 続

老人クラブ活動事業費に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の

合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 老人クラブの名簿の取り寄せについて（意見）

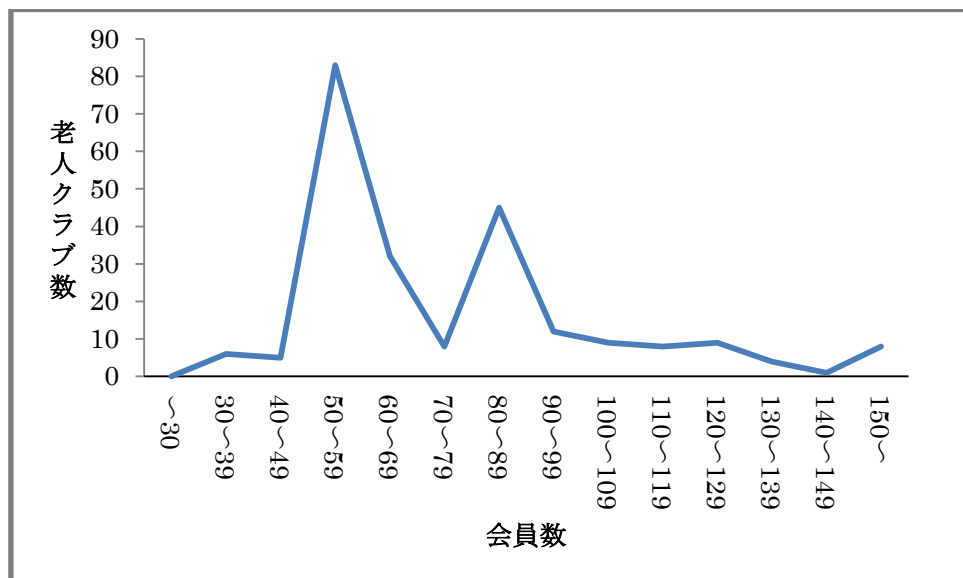
市は、老人クラブに活動状況の報告書や収入支出決算書などを提出させ、実際に活動しており、老人クラブ運営費を支出していることを確認した上で補助金を交付している。

しかし、老人クラブからの名簿の取り寄せは行っておらず、老人クラブの会員数を老人クラブからの報告書にて把握しているのみである。

上述のとおり、補助金の金額は老人クラブの会員数により異なるため、老人クラブの会員数は重要な意味を持つが、現状では老人クラブが実態と異なる会員数を報告してきたとしても、市としてはそれを把握することができない状況である。

平成25年度の老人クラブ数は230であったが、これを会員数、補助金別に集計すると以下のとおりである。

会員数（人）	クラブ数	老人クラブ運営費補助金月額（円）	補助金別クラブ数
～30	0		
30～39	6	3,200	11
40～49	5		
50～59	83		
60～69	32	5,200	123
70～79	8		
80～89	45		
90～99	12		
100～109	9	7,200	96
110～119	8		
120～129	9		
130～139	4		
140～149	1		
150～	8		
合計	230		



通常、会員数別にクラブ数を集計した場合、統計学的には会員数の中央値に近いものをもっともクラブ数が多くなると考えられるが、上表では補助金月額が上昇する会員数50～59人、80～89人の老人クラブ数が突出して多くな

っている。

これは、より多くの補助金を活用できるよう会員数を維持する努力をしていると考えられる一方で、補助額を維持するよう不正確な申請が行われている可能性を示唆している。

老人クラブは、地域の高齢者が自主的に組織し活動しているものであり、高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進という観点からとても重要なものである。したがって、老人クラブの活動を活性化させることは重要であり、老人クラブに対して過重な報告や規制を求めると、老人クラブの活動の活性化を阻害することとなる。

しかし、補助金として市民の税金を支出する以上、不正な支出が行われないうように、一定のモニタリングを行うことは必要である。

したがって、たとえば老人クラブの会員名簿を取り寄せて一部のデータを住民基本台帳と照合するなど、会員数の申請が正しく行われていることの検証をすることが望ましい。

3. 軽費老人ホーム補助金について

(1) 概要

細事業名		
軽費老人ホーム補助金		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
軽費老人ホームに対し、サービスの提供に要する費用（事務費）の補助を行う。	軽費老人ホーム 7 施設に補助金を支出した。	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
60 歳以上で自分の身の回りのことができる方で軽費老人ホームを利用する方	60 歳以上で自分の身の回りのことができる方が入所している軽費老人ホーム	入居者の利用料の軽減を図るとともに施設の健全な運営の助長を図る。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	150,368,600	149,955,900

i. 要綱

豊橋市軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱

ii. 軽費老人ホームの定義

老人福祉法第20条の6によれば、軽費老人ホームとは、無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人福祉法に定める老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム以外のものをいう。入居の要件は、60歳以上の自立して生活することが可能な方で、身体機能の低下や家庭環境、住宅事情により自宅において生活することが困難な一人暮らしの方や高齢者夫婦の方である。市には7つの軽費老人ホームが設置されている。

iii. 補助金の交付対象

市内で軽費老人ホームを運営する者（以下、「事業者」という。）の、事業

の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。補助対象経費は、サービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）であり、食材費や共用部分の水道光熱費のような生活費、居住に要する費用は補助対象外である。

iv. 補助金の額

以下の小さい方が補助金の額となる。

- あらかじめ施設ごとに定められた事務費基準月額から入居者の本人負担額を差し引いた金額
- 事務費支出実績額

(2) 手 続

軽費老人ホーム補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 補助金の額について（結 果）

上記iv. のとおり、補助金の額は補助事業に係る事務費の実績を上限として交付されており、適正な額の補助金の交付という観点からは、この上限の設定は合理的なものである。

しかし、要綱にはこのことが明記されておらず、合規性の観点から問題がある。

要綱は補助金の支出の根拠となる重要なものであり、その中でも補助金の額については特に重要な定めであるため、要綱に補助金の算定方法は明記すべきである。

② 補助事業の実績報告について（結果）

要綱第8条に以下が規定されている。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して20日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

また、補助事業実績報告書（様式第5号）では、以下の提出を求めている。

- 1 補助年度
- 2 利用料補助金精算書（別紙1）
- 3 軽費老人ホーム支出額内訳（別紙2）
- 4 利用料補助金産出内訳（別紙3）
- 5 個人別補助金総括表（別紙4）
- 6 収支決算書抄本

補助金の交付は、実際に要した事務費を上限として交付していることから、当該実績を把握するために実績報告を求めているものと考えられる。

しかし、上記の要綱第8条では、補助事業の「完了等の日から起算して20日を経過した日または会計年度の末日のいずれか早い期日まで」に実績報告書を提出するように求めている。

1年間の補助事業が完了するのは3月31日であり、会計年度の末日と同日である。したがって、上記の規定では3月31日に事業者は補助事業の実績報告をする必要があり、実質的に実績報告を行うことが不可能な規定となっており、合規性の観点から問題がある。

こういった状況下で、どのように実績報告を受けているのか、平成25年度の補助事業実績報告書を閲覧し確認したところ、各事業者は3月31日付で年度の収支見込を提出するにとどまっており、収支実績の報告はなされていなかった。

補助金の交付の際には、実際の事務費を上限として交付すべきであり、そのためには収支見込ではなく、収支実績の報告を受ける必要がある。

また、補助事業実績報告書（様式第5号）はデータで各事業者に配布しており、各事業者は独自に様式第5号を改変し、6.の「収支決算書抄本」を「収

支決算見込書抄本」といったものに変更して提出していた。

収支実績の報告を適切に受けられるように、要綱の内容を検討するとともに、要綱に定められた様式で、必要な報告が受けられるような体制を整備することが必要である。

③ 軽費老人ホームの職員の状況について（意見）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年五月九日厚生労働省令第百七号）では、軽費老人ホームの職員配置の基準として以下のとおり定められている。

職員	要件等	必要数等
施設長	社会福祉法第19条第1項各号（※）のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業に2年以上従事した者またはこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。	専従常勤者を1人。 ただし、当該施設の管理上支障がない場合には、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。
生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号（※）のいずれかに該当する者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者。	入所者の数が120人またはその端数を増すごと1人以上。 生活相談員または介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。
介護職員	—	入所者の数に応じて、1人～複数人。ただし、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、置かないことも可。 生活相談員または介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。
栄養士	—	1人以上。ただし、入所定員が40人以下など、一部の軽費老人ホームにおいては置かないことも可。
事務員	—	1人以上。ただし、入所定員が60人以下の場合など、一部の軽費老人ホームにおいては置かないことも可。
調理員 その他職員	—	実情に応じた適当数。ただし、一部の軽費老人ホームにおいては置かないことも可。

※社会福祉法第19条第1項各号

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学・・・（中略）・・・において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

市では、補助金交付申請書にて各事業者の職員の状況の報告を求めている。各事業者の平成25年度の補助金交付申請書の職員の状況を一覧したところ、施設長がいないケースや生活相談員・介護職員が両者ともいないケースが見受けられた。これについて市の担当者に質問したところ、実際には施設長や介護職員はいるが、申請書の記載誤りであるとのことであった。

また、ある施設では職員の平均勤続年数が1年10か月と極端に短く、当該施設の施設長は社会福祉施設におけるトータルの勤続年数が1年8か月程であった。

当該施設長が、社会福祉法第19条第1項各号の施設長としての要件を満たしているか、それをどのように確認したのかを市の担当者に質問したところ、いずれの要件も満たしていないが、「これらと同等以上の能力を有すると認められる者」に該当するとの回答であった。

しかし、補助金交付申請書の職員の状況からは、当該施設長が「これらと同等以上の能力を有すると認められる者」であるということは読み取れない。

軽費老人ホームとして適切に運営できる体制であるかを確認することは、補助金を交付し有効に活用する上で重要なことである。したがって、職員の状況についても、補助金交付申請書を適時に確認し、運営体制が適切に整備されていることを検証した上で、その検証結果を記録として残すことが望ましい。

4. ケアハウスかなだ運営費補助金について

(1) 概要

細事業名			
ケアハウスかなだ運営費補助金			
事業の概要		平成 25 年度の主な取り組み	
ケアハウスかなだの安定運営を図るための経費（対象経費：人件費・管理費・事業費）の補助を行う。		ケアハウスかなだを運営する豊橋市福祉事業会に補助金を支出した。	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
ケアハウスかなだ入居者	ケアハウスかなだを運営している豊橋市福祉事業会	入居者の福祉増進のため施設の健全な運営の助長を図る。	
		平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）		14, 373, 403	16, 679, 814

外観及び内観





ケアハウスかなだは、老人福祉法第 20 条の 6 に基づいた施設で、市に 7 つ設置された軽費老人ホームのうちの一つであり、豊橋市福祉事業会が運営している。

「福祉団体等に対する補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付しており、補助金の概要は以下のとおりである。

i. 要綱

福祉団体等に対する補助金交付要綱

ii. 補助金の交付対象

人件費、管理費、事業費が対象である。ケアハウスかなだの運営費用から、利用者からの収入等を差し引いた赤字分について補助金を交付している。ただし、要綱において補助金の算定方法等については明記されていない。このことについてはP30 第3総括的事項 「3. 福祉団体等に対する補助金交付要綱の整備等について」参照。

(2) 手 続

ケアハウスかなだ運営費補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

また、ケアハウスかなだを視察し、施設の状況及び施設長からのヒアリングを行い、施設運営の有効性、効率性、経済性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 補助金を交付することの合理性について（結 果）

上述のとおり、ケアハウスかなだに対しては運営の赤字補てんとして補助金を交付している。しかし、他の軽費老人ホームに対してはこういった補助金の交付は無い。

また、ケアハウスかなだに対してどういった目的から補助金を交付しているのかについて、要綱では明示されておらず、要綱制定時の決裁にも記載はない。

なぜケアハウスかなだについてのみ、赤字補てんとしての補助金を交付しているのか、市の担当者に対して質問したところ、ケアハウスかなだの運営費補助金について、これを運営している社会福祉法人豊橋市福祉事業会に対して市が助成することを昭和39年に誓約しているため、とのことであった。

ただし、当時の誓約の具体的な内容や、どういった経緯でこういった誓約がなされたかについては、古い誓約であり今となっては不明とのことである。

当時の誓約書を閲覧したところ、以下のような記述があった。

社会福祉法人豊橋市福祉事業会の管理運営に要する経費（各施設の土地建物賃借料全額を含む。）は、市から助成することとし、かつ必要と認める場合は、施設の新設、増改築などの営繕費についても補助する予定である。ただし、施設の経営に要する経常的経費については、原則として助成しない。

上記における、「豊橋市福祉事業会の管理運営に要する経費」と「施設の経営に要する経常的経費」がそれぞれ具体的に何を意味するのかは不明であ

る。しかし、ケアハウスかなだの運営における赤字については、「施設の経営に要する経常的経費」に該当するとも考えられ、この誓約書がケアハウスかなだに対してのみ補助金を交付することの根拠とはならないと考えられる。

施設の実態としては、他の軽費老人ホームとの違いは無いにもかかわらず、ケアハウスかなだに対してのみ補助金を支出することは公平性の観点から問題があるため、補助金の支出の根拠を明確にした上で、その必要性について見直すべきである。

② ケアハウスかなだの収支について（意見）

以下は、市の7つの軽費老人ホームの平成25年度の収支である。

（単位：千円）

	若菜荘	美光 ハイム	ケア ハウス かなだ	すこや かの里	くろ しお	彩幸	カサデ ローザ
定員（人）	100	30	30	30	30	15	16
H26.3 現在入居者（人）	89	29	29	30	30	15	16
経常活動による収入	136,485	44,502	41,815	55,683	49,882	27,288	34,170
（うち、軽費補助金収入）	49,656	14,082	18,605	25,743	16,317	12,091	13,461
経常支出計	132,932	47,652	58,317	58,929	37,690	26,236	33,601
（うち、人件費支出）	64,100	18,060	37,932	33,852	19,097	12,118	19,122
（うち、事業費支出）	52,927	16,495	15,389	16,442	14,050	8,701	9,711
（うち、事務費支出）	15,905	13,097	4,045	7,917	3,798	5,271	4,088
（うち、その他支出）	0	0	952	718	745	146	680
経常活動収支	3,553	▲3,150	▲16,502	▲3,246	12,192	1,052	569

※上表は、軽費老人ホーム補助金の実績報告に添付されている収支見込等より作成している。

ケアハウスかなだのみ、ケアハウスかなだ運営費補助金の実績報告の添付資料より作成している。

施設の規模や従業員の状況、併設されている社会福祉施設の有無によって各施設の収支は異なるが、上表のとおり、ケアハウスかなだが特に大きな赤字を計上しており、これに対して補助金を交付している。

この補助金の額が適正であるか否かを判断するには、ケアハウスかなだの赤字の金額が妥当なものなのかという観点からの検証が不可欠であり、このためにはケアハウスかなだの提供するサービスレベルと、それに対する費用

や対価が適切なのかを検討することが必要である。

しかし、現状では市ではこういった分析や検討が十分にはなされていない。

そもそも、ケアハウスかなだに対してのみ補助金を交付することについて公平性の観点から問題があるのは上記①で述べたとおりであるが、それに加えて、ケアハウスかなだの健全な運営のためには収支状況の改善を図ることは必要であり、そのためにはケアハウスかなだのみ収支が特に悪いことの原因分析が必要と考えられる。

③ ケアハウスかなだの管理費について（意見）

上記②に関連するが、ケアハウスかなだのみ特に収支が悪いことの大きな要因として、ケアハウスかなだは入居者より管理費（いわゆる家賃に相当するもの）を徴収していないことがあげられる。

この点、「平成20年5月30日老発第0530003号 軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」によれば、『施設の建築年次の施設整備から、国庫補助、都道府県補助額等を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員または入所者数に応じて配分した額を基礎とし』とされている。ケアハウスかなだは国・及び地方自治体による補助金で建設していることから、家賃に相当する管理費を入居者に求めることは難しいと考えられる。

しかし、入居者が受けるサービスは他の軽費老人ホームとケアハウスかなだの間で違いはないため、ケアハウスかなだのみが他の軽費老人ホームと比べ低い利用料となるのは入居者の立場から見た場合、公平性の観点から問題がある。同通知の中では『当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築費等に要する費用が必要になること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと』という記載もある。そのため、たとえば「施設の老朽化に伴う修繕費や改築費の負担」という考え方によって、段階的に入居者に管理費の負担を求める等の対応により、収支の改善を図ることが望まれる。

5. 特別養護老人ホームの整備について

(1) 概 要

つつじ荘を含めた特別養護老人ホームは市内に現在8施設あり、小規模特別養護老人ホームは10施設ある。小規模特別養護老人ホームのうち、3施設は第5期豊橋市高齢者福祉計画で整備目標としているとおり、平成25年度に当該3施設に対して建設費等の補助金を交付している。つつじ荘以外の特別養護老人ホームはいずれも社会福祉法人が管理運営している。小規模特別養護老人ホームのサービス内容は特別養護老人ホームと変わらないが、定員29人以下で地域密着型のサービスの基本理念に則って、要介護者に住み慣れた地域で入所サービスを提供する施設である。

(2) 手 続

介護保険施設等整備事業補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 入居待機者について（意 見）

市における特別養護老人ホームの入居待機者及び高齢者ニーズ調査結果は以下のとおりである。

(市作成『特別養護老人ホーム入所待機者調査の集計結果について』参照)

<施設申告数の総数内訳>

(10月1日現在、単位：人)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
実人員	785	795	799
待機重複数	335	360	467

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
特養入所済者	45	80	109
死亡・市外等	551	321	492
個人特定不能者	27	202	81
計	1,743	1,758	1,948

<待機場所>

(10月1日現在、単位：人)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
一般病院	107	91	127
老人保健施設	219	223	193
介護療養病棟	68	71	42
グループホーム	34	43	44
軽費老人ホーム	9	15	10
有料老人ホーム	17	17	22
養護老人ホーム	1	0	3
在宅	329	327	353
待機場所未申告	1	8	5
計	785	795	799

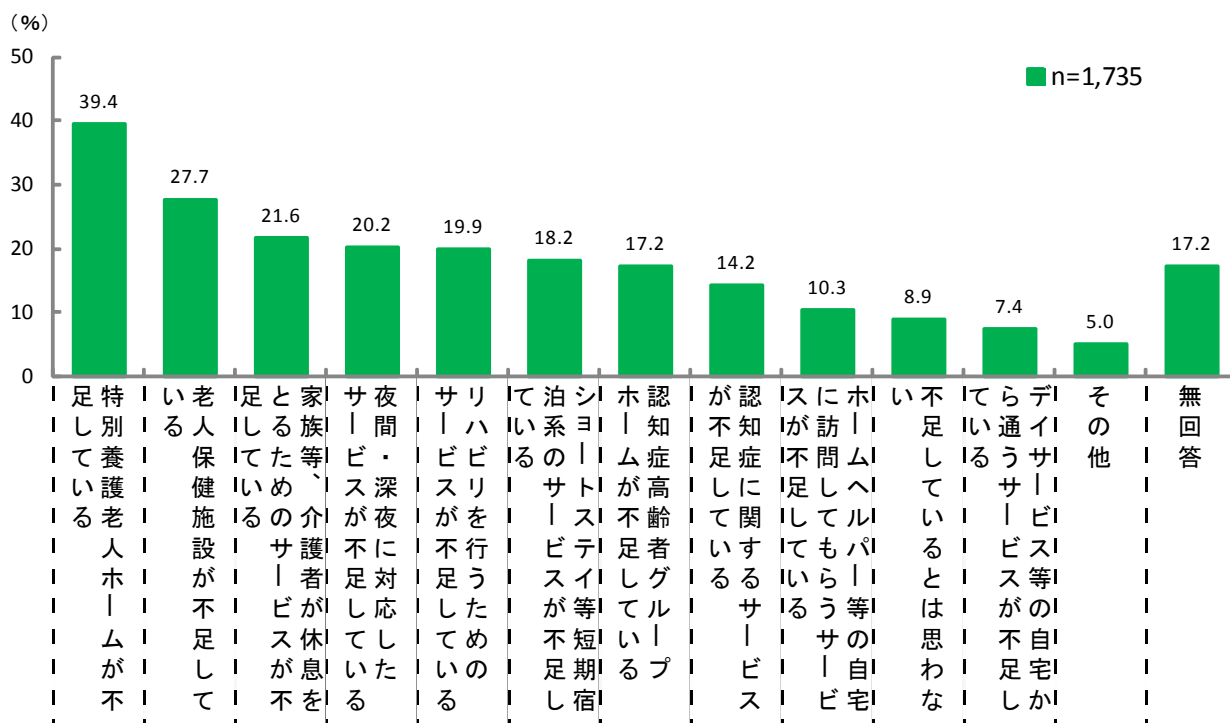
<入所の必要性>

(10月1日現在、単位：人)

入所の必要性	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
現在の生活は困難であり、すぐにでも入所が必要	89	85	118
入所の必要があるが、最大1年程度現在の生活継続が可能	237	179	244
1年以上、生活継続が可能	294	390	309
特別養護老人ホームでの生活は難しい	96	78	60
現状不明のため、判断ができない	69	63	68
計	785	795	799

(『豊橋市高齢者ニーズ調査報告書』44頁参照)

調査基準日：平成25年10月1日



上記結果のとおり、平成25年度において3施設を整備したにもかかわらず、入居待機者数は前年度からほとんど変わらない状況であり、すぐにでも入所が必要とされる待機者数は増加している。また、アンケート調査結果で特別養護老人ホームが不足していると回答した人は39.4%と他の市が不足していると思うサービスに比べて高く、市民のニーズは非常に高いことが伺える。

施設の整備には市民のニーズ、被保険者の介護保険料の負担、市の財政による在宅サービス等他の給付との兼ね合い、施設運営等様々な要素を勘案して施設整備計画を策定する必要があるため、待機者が多いから施設を増やすと言う結論には単純にはいかず非常に難しい問題ではあるものの、要介護度が高く入所に緊急性を要する待機者については市全体として年々緩和させていく必要がある。

特別養護老人ホームが不足しているとの回答が多かった調査結果は、裏を返せば在宅サービスが十分でないとも考えられる。待機者のうち、待機場所が一番多いのが在宅であり、特に緊急性を要する在宅での待機者については、特別養護老人ホームへの入所を要さなくても適切なサービスを受けることができるような在宅サービスを施策することが望まれる。

6. 地域包括支援センター運営事業費について

(1) 概要

細事業名		
地域包括支援センター運営事業費		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
市内の 18 ヶ所において地域包括支援センターを設置し、高齢者についての介護予防・総合相談・権利擁護及び居宅介護支援事業所のケアマネージャーへの指導を行う。	・高齢者のために介護予防・総合相談・権利擁護等の実施を行った。	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内在住の高齢者及びその家族等	市内の地域包括支援センター	高齢者の介護予防と住み慣れた地域で暮らしていくことができる。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	229,862,000	266,667,742

i. 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定される施設であり、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。

センターの設置については、介護保険法第 115 条の 46 第 2 項により市町村が設置できるとされ、同条第 3 項により包括的支援事業の実施を一定の条件を満たす事業者へ委託することができることとされている。

市では、平成 18 年度から高齢者の保健福祉サービスの拠点として第 3 期事業計画で設定した 9 つの日常生活圏域ごとにセンターを設置していたが、第 5 期事業計画においては高齢者が住み慣れた地域で心身の状態や生活環境に応じて適切なサービスを必要とするときに受けることができるよう、概ね中学校区を区域とする日常生活圏域（22 圏域）を新たに設定した。平成 25 年度において 3 箇所の新センターを増設した結果、現在、18 箇所の地域包括支援センターが整備されており、センターの事業運営は全て事業者へ委託している。

ii. 事業内容

「豊橋市地域包括支援センター運営要領」第4条において、センターの事業内容は以下のとおりとなっている。

- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・総合相談支援事業
- ・権利擁護事業
- ・包括的継続的ケアマネジメント事業
- ・指定介護予防支援事業
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項及び第2項による通報、第9条第1項による届出の受理及び高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項による養護者の負担の軽減のための措置
- ・二次予防事業対象者把握事業
- ・地域包括支援ネットワークの構築

(2) 手 続

地域包括支援センター運営事業費に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 委託料の person 費相当額の適正性について（意 見）

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師（または保健師に準ずる者）、②社会福祉士（または社会福祉士に準ずる者）、③主任介護支援専門員（または主任介護支援専門員に準ずる者）を配置することとなっている。

センターへの委託料のうち人件費相当額については職種によって委託料が決まっており、センターに同職種の者が2名以上配置されていたとしても1名分の委託料で精算されることとなっている。センターへの委託料の算定式、職種毎の基本委託料、及び平成25年度の各センターでの人件費は以下のとおりである。

<委託料の構成>

人件費相当額	+	事務費相当額	+	活動費相当額	=	委託契約金額
--------	---	--------	---	--------	---	--------

<人件費相当額>

(単位：円/人)

職種	基本委託料（年額）	新規就労及び各職種に準ずる者（年額）
保健師	4,800,000	4,500,000
社会福祉士	4,300,000	4,000,000
主任介護支援専門員	4,300,000	4,000,000
認知症担当者（基幹）	職種に応じて算定	

<平成25年度 人件費実績額>

(単位：円)

圏域	センター名称	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	認知症担当	合計	委託料
東部	東部	12,553,583	7,301,668	3,416,546	4,309,504	27,581,301	17,900,000
	さわらび	5,248,302	4,485,077	5,869,095	-	15,602,474	13,400,000
	赤岩荘	3,699,232	5,278,852	7,439,852	-	16,417,936	13,400,000
	ケアコープ豊橋	4,548,103	4,273,077	8,060,535	-	16,881,715	13,400,000
	尽誠苑	4,555,780	4,203,892	4,662,610	-	13,422,282	12,800,000
中央	中央	3,830,241	12,511,197	7,384,103	4,453,683	28,179,224	17,900,000
	みのり	1,670,231	2,978,985	6,819,568	-	11,468,784	12,800,000
	コープ豊橋中央	3,209,304	6,009,611	7,967,929	-	17,186,844	13,100,000
	明陽苑	6,231,108	4,598,908	4,988,204	-	15,818,220	13,100,000
	ベルヴェールハイツ	4,666,262	4,664,855	6,559,407	-	15,890,524	13,100,000
	ふくろう	4,587,520	4,458,565	3,494,105	-	12,540,190	12,500,000
	真寿苑	4,550,000	6,065,000	7,635,000	-	18,250,000	12,500,000
南部	南部	4,491,684	9,855,061	10,634,149	4,048,142	29,029,036	17,400,000
	作楽荘	5,950,546	6,337,017	5,313,675	-	17,601,238	13,100,000

圏域	センター名称	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	認知症担当	合計	委託料
南部	弥生王寿園	5,181,260	7,301,749	6,286,220	-	18,769,229	13,100,000
	福祉村	5,216,541	4,030,147	4,255,222	-	13,501,910	13,100,000
	彩幸	6,188,543	8,167,613	4,563,507	-	18,919,663	13,100,000
	幸王寿園	3,915,540	4,220,934	3,162,268	-	11,298,742	10,680,000

(注1) 上記の人件費実績額は、センターで発生した職種毎の年間合計金額であり、期中で退職した者、同職種の者等に係る人件費も含んでいる。

(注2) 上記「委託料」は委託契約金額のうち、人件費相当額のみであり、事務費相当額及び活動費相当額は含まれていない。

上記表から分かるとおり、市が設定している基準委託料から大きく乖離しているセンターもあれば、センターごとの比較においても同職種であるにもかかわらず乖離が大きいセンターがあることが見受けられる。センター職員の経験年数、年齢、雇用形態等で人件費に差はあるため、一概には言えないものの、センターがカバーする地域の包括的人口、二次予防対象者等が同規模のセンターであれば人件費実績額は同程度の水準になることが推測される。

しかし、現状では同程度の水準となっていないセンターもあり、人件費が基準委託料よりも多くかかっているセンターには効率的な事業運営がなされているのか、また、同水準のセンターに比べて人件費がかかっているセンターについては、その水準が適正かどうかを市は各センターからの実績報告をモニタリングすることにより個々の抱える業務上の問題点を把握し、見極める必要がある。

たとえば、東部にある赤岩荘と尽誠苑は、包括的人口、地域ケア会議実施回数、相談件数、二次予防対応訪問対象者数等がほぼ同程度の水準であるにもかかわらず、人件費は約3百万円赤岩荘が多くかかっている。赤岩荘では効率的な事業運営による経費の削減が見込まれるものの、二次予防訪問対応率は低く、現状の人件費でも業務が切迫している可能性もある。また、尽誠苑においても二次予防訪問対応率は高い水準とは言えず、地域推進事業回数でも回数は少ない。よって尽誠苑に係る人件費実績額は基準委託料と同程度であるが、地域の包括的支援事業を十分に行うために現状の水準が適切かどうかは疑問に残る。

市は現在の基準委託料の水準でセンターが地域住民の包括的支援事業を適切に行えているのかどうかの実態把握により重点を置き管理すべきである。

② 地域包括支援センターの活動実績及び活動報告について

平成25年度の各センターの活動実績は以下のとおりであった。

＜地域包括支援センター 地域ケア会議・相談件数活動実績＞

圏域	センター名称	包括的人口 (65歳以上)	地域ケア会議		相談件数 (件)			
			実施回数 (回)	参加者数 (人)	訪問	来所	電話	合計
東部	東部	6,044	8	107	945	341	782	2,068
	さわらび	6,031	13	120	1,293	139	444	1,876
	赤岩荘	4,907	10	67	193	122	407	722
	ケアコープ豊橋	5,388	9	66	112	121	185	418
	尽誠苑	4,549	10	74	265	203	273	741
中央	中央	3,894	5	68	565	526	624	1,715
	みのり	4,200	3	355	75	33	148	256
	コープ豊橋中央	5,720	11	74	111	190	241	542
	明陽苑	4,311	3	25	176	164	412	752
	ベルビューハイツ	3,043	2	31	221	125	243	589
	ふくろう	3,087	3	38	24	65	43	132
	真寿苑	3,552	4	35	457	70	573	1,100
南部	南部	5,867	8	91	900	243	687	1,830
	作楽荘	4,645	0	0	111	124	85	320
	弥生王寿園	6,605	2	21	58	48	69	175
	福祉村	3,885	2	35	342	117	151	610
	彩幸	5,875	6	103	829	45	487	1,361
	幸王寿園	3,538	2	21	19	25	52	96

＜地域包括支援センター 二次予防訪問対応件数・地域啓発推進事業回数 活動実績＞

圏域	センター名称	包括的 人口 (65歳 以上)	二次予防訪問対応件数					地域啓発推 進事業回数
			対象数 (人)	対応数 (人)	面談数 (人)	対応率 (%)	面談率 (%)	
東部	東部	6,044	546	524	387	96.0	70.9	9
	さわらび	6,031	627	226	297	36.0	47.4	19
	赤岩荘	4,907	391	122	85	31.2	21.7	16
	ケアコープ豊橋	5,388	465	359	248	77.2	53.3	11
	尽誠苑	4,549	383	297	182	77.5	47.5	3
中央	中央	3,894	376	370	228	98.4	60.6	7
	みのり	4,200	418	411	366	98.3	87.6	1
	コープ豊橋中央	5,720	545	394	249	72.3	45.7	12
	明陽苑	4,311	428	310	153	72.4	35.7	4
	ベルヴェールハイツ	3,043	358	151	87	42.2	24.3	1
	ふくろう	3,087	421	178	178	42.3	42.3	20
	真寿苑	3,552	336	196	124	58.3	36.9	17
南部	南部	5,867	535	509	360	95.1	67.3	16
	作楽荘	4,645	583	238	150	40.8	25.7	1
	弥生王寿園	6,605	598	0	412	0.0	68.9	2
	福祉村	3,885	305	335	278	109.8	91.1	19
	彩幸	5,875	462	439	416	95.0	90.0	40
	幸王寿園	3,538	332	283	224	85.2	67.5	1

7. 地域ケア会議の実施状況について（結果）

運営事業委託仕様書第8条には以下が規定されている。

＜地域包括支援センター運営事業委託 仕様書＞第8条

（基幹型地域包括支援センター（東部、中央、南部））

C 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員などとの多職種協働や、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行う。

- e 困難事例検討会議の開催（市が設定した圏域ごとに年2回以上。センターが複数ある圏域は持ち回りでも可とする）

(基幹型以外の地域包括支援センター)

C 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員などとの多職種協働や、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行う。

a 地域ケア会議の開催（圏域ごとに年2回以上開催。）

運営事業委託仕様書では、センターは地域ケア会議を年2回以上開催することとされているが、作楽荘では平成25年度に地域ケア会議は開催されていなかった。その理由を確認したところ、ケアプラン作成業務や二次予防事業業務等、他の業務が多忙で地域ケア会議を開催するまでに職員を回せなかったとのことである。

作楽荘が包含する高齢者数は決して少なくなく、地域ケア会議は、その地域の実情に応じた地域特有の問題点、高齢者のニーズ等を把握し、適切な地域包括ケアマネジメントの支援を目的としており、センターの重要な役割であるため、仕様書を順守できるような事業運営ができるよう市は適時指導すべきである。

また、上記表からも分かるとおり、センターによってその回数は大きく違っている。地域ごとに特性が異なり、抱える問題点の多さ等も様々であるため、地域ケア会議を最低2回行えば十分なのかどうかを見直し、各地域の実情に沿った回数を設定することが望まれる。

4. 二次予防訪問対応の状況について（意見）

「二次予防事業対象者把握事業」にも記載のあるとおり、センターでは、市が発送した基本チェックリスト回収者のうち二次予防事業対象者と判定された者、及び未回収者のうち独居世帯または高齢者世帯へ家庭訪問を実施している。

二次予防訪問対応件数には、訪問対象者を市から報告を受け、当該訪問対象者に対して各センターが対応した対象者数、また、そのうち本人と面談ができた対象者数について各センターからの実績報告が記載されている（ただし、市が対象者に基本チェックリストを送付する月は期によって異なり、一方で各センターからの実績は3月末時点のため、対象者に対する対応者数は全て一致するとは限らず、前回対象者を今回対応した場合もあるため、100%を超える可能性もある）

上記表からも分かるとおりに、対応率が90%以上のセンターがある一方で30%台のセンターもあり、その対応率の低さが際立っている。対応率の低い要因を市担当者に伺ったところ、ケアプラン作成業務等他の業務が多忙であり対応しきれなかったとのことであった。

適時適切に訪問を行わなければ要介護または要支援状態を予防する目的は達成できないと考える。市は対応率が低いセンターに対して、事業運営が効率的に行えているのか、適切な人員配置ができているのか等についてもモニタリングする必要がある。

③ 地域包括支援センターの認知度について（意見）

センターは上記概要にも記載のあるとおり、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として地域住民、高齢者とは密接に関わり合いを持ち、広く活用されるべきである。しかし、第5期豊橋市高齢者福祉計画策定以前で実施した高齢者ニーズ調査では、下記表のとおり、知っていると回答した人は1割台とセンターの認知度は非常に低い結果であった。

センターの認知度を高めるための活動としては、広報誌の掲載、センターでのパンフレットの設置、豊橋市HPでの掲載等があるがいずれも介護サービスを必要とする高齢者に対しては目につきやすく、センターの認知度は向上すると考えられるが、現状サービスを必要としていない他の高齢者に対する認知度の向上にはなかなかつながらないものとする。

介護予防啓発のために実施しているセンターの地域啓発推進事業の拡大、医療機関等幅広い機関でのパンフレット設置、地元自治会への協力を通じての広報等、地域との連携を深めて更なる周知を行い、認知度を向上させることが望まれる。

図8 地域包括支援センターの認知状況

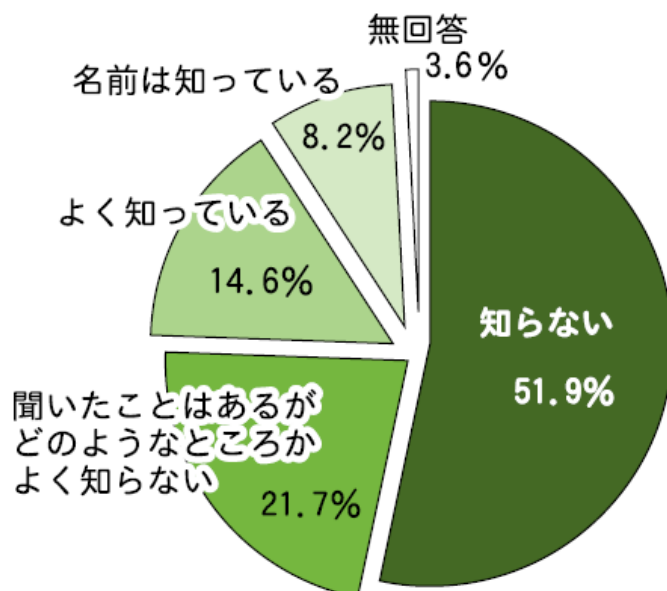
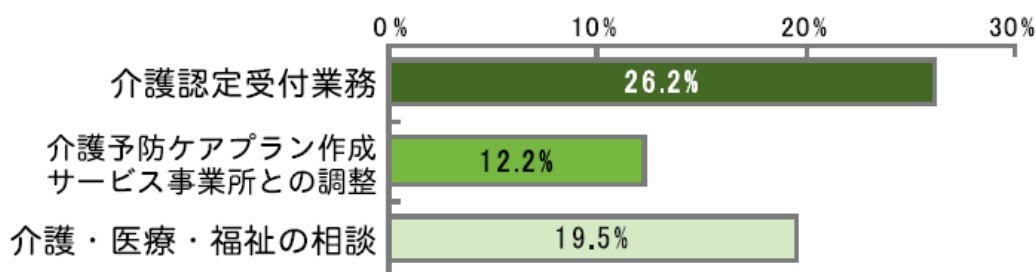


図9 地域包括支援センター業務の認知状況



7. 豊橋市シルバー人材センター補助金について

(1) 概要

細事業名		
豊橋市シルバー人材センター補助金		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
高齢者の生きがい対策として安定した就業先の確保をするため、豊橋市シルバー人材センターの運営費補助を行う。	・高齢者の生きがい対策として、就業機会を提供する公益社団法人豊橋市シルバー人材センターの安定運営に係る経費の補助。	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内在住のおおむね 60 歳以上の者	豊橋市シルバー人材センターへの補助	高齢者の雇用促進を図る。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	16,700,000	16,700,000

i. 要綱

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
福祉団体等に対する補助金交付要綱

ii. シルバー人材センターの定義

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく公益社団法人であり、愛知県では全市町村に 1 つずつシルバー人材センターが設置されている。

iii. シルバー人材センターの業務内容

原則60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者がシルバー人材センターの会員となり、家庭・企業・公共団体等がシルバー人材センターに仕事を発注し、シルバー人材センターはその仕事内容により、希望に沿った会員に仕事を依頼する。

iv. 会員数、就業件数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
会員数 (人) 第 5 期計画	1,400	1,450	1,500
就業件数 (件) 第 5 期計画	10,100	10,500	10,900
会員数 (人)	1,409	1,455	-
就業件数 (件)	10,824	11,772	-

(2) 手 続

豊橋市シルバー人材センター補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 補助金の交付対象について（意 見）

豊橋市シルバー人材センターへの補助金は「福祉団体等に対する補助金交付要綱」根拠に、職員人件費補助等として平成23年度より16,700千円が交付されているが、当該要綱には、「人件費、事業費の一部」との記載があるが、その算定根拠が明記されていない状況である。要綱は補助金の支出の根拠となる重要なものであり、その中でも補助金の額については特に重要な定めであるため、要綱に補助金の算定方法を明記すべきである。

② 豊橋市シルバー人材センターの自主財源の確保について（意 見）

豊橋市シルバー人材センターの直近3年間の収支は以下のとおりとなっている。

<豊橋市シルバー人材センター 決算額>

	平成 23 年度(円)	平成 24 年度(円)	平成 25 年度(円)
経常収益	620,380,360	602,955,208	612,646,373
(うち、国交付金)	8,700,000	8,700,000	8,700,000
(うち、市補助金)	16,700,000	16,700,000	16,700,000
経常費用	610,639,345	604,224,427	611,133,981
収支	9,741,015	▲1,269,219	1,512,392

豊橋市シルバー人材センターの収益のうち、国交付金と市補助金は、そのほとんどが人件費補助であり、平成23年度以降は上記のとおりとなっているが、それ以前は行政刷新会議における事業仕分けにより、全国シルバー人材センター事業協会に対する国庫補助金の削減もあった。その背景として、定年高齢者の生きがいくりの一環として就業機会を与えるシルバー人材センターの事業の必要性を認めつつも、今後高齢者が増えていく中でシルバー人材センター事業を健全に発展させるために自立したシルバー人材センターづくりを促す必要性も認めている。

現状、補助金がなければ赤字の状況であるが、収支改善策として考えられるのが事務費率の見直しである。以下で事務費率について考察する。

仕事の発注業者はシルバー人材センターに契約金を支払い、シルバー人材センターが会員に対して配分金を支払う。事業者との契約金は以下のような構成となっている。

<契約金額の構成>

	受取配分金	+	受取材料費	+	受取事務費	=	契約金額
平成 25 年度	525,652	+	22,015	+	33,047	=	580,715

(注) 1 受取配分金は会員への報酬。

2 受取事務費はシルバー人材センターの運営事業費の一部となる。

<豊橋市シルバー人材センター 事務費規程>

(事務費の額)

第3条 事務費は、センター事業の実施に要する適正な費用を償う額及び法人運営に要する適正な費用を償う額を超えない額とする。

2 前項の額は、受注額（配分金に相当する見積額）のおおむね 5%から 10%とし、理事会において定める。

上記事務費規程にあるとおり、事務費率は配分金額の5%から10%の幅が設定されており、全国的にも配分金額5%から10%が設定されている。豊橋市シルバー人材センターでは平成16年度から事務費率を5%から7%に引き上げているが、会員及び受注量が増加していく中で現在の事務費率では十分な財源確保が難しくなっている。

引き上げ分は発注業者の負担となるため、受注量にも影響を及ぼしかねないため、慎重に検討を要する必要があるものの、シルバー人材センターの自立的な運営を目指すためにも事務費率を上げ自主財源を確保することを検討することが望まれる。

8. 特別給付事業費について

(1) 概要

細事業名		
特別給付事業費		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
市が独自に行うサービスで、利用限度額に上乗せして給付を行う上乗せサービス（在宅サービスと住宅改修）と利用額の一部を市が利用者に支給するサービス（移送・給食・施設居住費負担軽減）がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービス支給限度額の上乗せ支給届出書受理。 ・介護保険居宅介護住宅改修費支給申請書、移送サービス利用届出書受理。 ・施設居住費負担軽減サービス（平成 25 年度新規）申請書受理。 ・各サービスの利用者に給付。 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
在宅で介護サービスを利用する要介護認定者	容態の急変等により法定サービス利用限度額を超えサービスを利用する必要のある方	在宅サービス利用者の実情に合わせたサービス提供を実施することにより在宅介護の維持を図る。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	60,731,780	83,432,467

i. 特別給付の定義

各市町村では、介護保険法第18条第1項及び第2項に定めがある介護給付及び予防給付のほかに同法第18条第3項及び第62条を根拠として、特別給付を行うことができるとされている。

ii. 特別給付の内容

市では以下の特別給付を実施している。

【居宅サービス特別給付費】

① 事業内容

介護度により利用限度額を引き上げる。

② 利用対象者

要介護者の心身状況の急変や介護者の病気などにより一時的に支給限度額以上のサービス利用が必要な方

③利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施目標（人）	180	190	200
給付見込額（円）	6,000,000	6,300,000	6,800,000
利用人員（人）	113	150	-
給付額（円）	4,015,611	4,858,945	-

【住宅改修特別給付費】

① 事業内容

手すりの取り付け、段差解消等の住宅改修に対して支給（限度額に特別給付として10万円を上乗せ）

② 利用対象者

要介護認定者（在宅での生活維持のために必要な小規模改修工事）

③利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施目標（件）	415	445	475
給付見込額（円）	32,750,000	36,250,000	40,000,000
利用人員（件）	405	430	-
給付額（円）	26,244,167	27,664,186	-

【移送サービス給付費】

① 事業内容

タクシー等（利用限度額：1,840円・利用者負担184円）、ストレッチャー装備車（利用限度額：4,000円・利用者負担400円）

② 利用対象者

短期入所サービス利用時にタクシー等交通機関を利用する必要がある要介護認定者

③利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施目標（回）	50	50	50
給付見込額（円）	120,000	120,000	120,000
利用回数（回）	68	100	-
給付額（円）	97,002	86,292	-

【給食サービス給付費】

① 事業内容

最大週5回昼食を配食（低カロリー食などの特別食も対応）1食当たりの保険給付額250円

② 利用対象者

一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の要介護認定者

③利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施目標（食）	121,000	127,000	132,000
給付見込額（円）	30,250,000	31,750,000	33,000,000
延べ食数（食）	121,500	96,247	-
給付額（円）	30,375,000	24,061,670	-

【施設居住費負担軽減サービス給付費】

① 事業内容

利用実績に応じ1日当たり500円給付

② 利用対象者

所得段階5または6でユニット型個室の特別養護老人ホーム及び所得段階1から4でグループホーム入居者

② 利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施目標（人）	-	210	230
給付見込額（円）	-	39,000,000	42,000,000
対象者数（人）	-	250	-
給付額（円）	-	39,000,000	-

（2）手 続

特別給付事業費に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

る。

① 住宅改修の立会検査の関与について（意見）

「住宅改修特別給付」では、要支援または要介護認定者に対する住宅改修費補助として、介護保険の法定限度額 200 千円を超える住宅改修について、100 千円の上乗せを限度に申請者に支給を行っている。

補助対象となる住宅改修内容は、かなり限定されており、支給決定には、改修前後の写真の添付が必要であるが、現在市の職員は基本的に現場に立ち会っていない。現場が申請内容どおりの改修となっているかどうかを確かめるためにも継続的に一定の現場確認をすることが望まれる。

② 移送サービス給付の必要性について（意見）

「移送サービス給付」は、上記概要に記載のとおり、短期入所サービス利用時に要した移送サービスに要した額と定められた上限額のいずれか低い額を利用者に対して支給するサービスとして平成 15 年度より開始された。当該サービスの利用は、特定の施設が日曜日に利用者を送迎できない場合等かなり限定されており、利用者もほとんどが特定の者に限られている。

市では助成目的は異なり、金額は低いものの高齢者に対してタクシー乗車券（介護車も含む）を助成しており、一部サービスが重複しているところがあるため、市は移送サービス給付のあり方を見直すことが望まれる。

また、要介護度の高い施設利用者が一般のタクシーを利用することは不便であることも考えられ、日曜日でも対応をしている事業者もあることから可能な限り移送サービスを利用しなくても支援できる体制の整備を事業者に求めることが望まれる。

9. 高齢者社会参加援護事業費について

(1) 概要

細事業名		
高齢者社会参加援護事業費		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
70 歳以上の方に電車・バス共用福祉回数乗車券またはタクシー料金助成乗車券を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年に 70 歳以上になられる方に 2,000 円分の電車・バス共用福祉回数乗車券またはタクシー料金助成乗車券を交付。 ・平成 25 年に 80 歳以上になられる方に 4,000 円分の電車・バス共用福祉回数券またはタクシー料金助成乗車券を交付。 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内在住でその年に 70 歳以上になられる方	市内在住でその年に 70 歳以上になられる方（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所者を除く）	高齢者の外出支援・地域活動への積極的な参加を促す。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	101,232,469	105,693,392
ハガキ引換者数（人）	48,186	50,642

当該事業は、市内在住の 70 歳以上の方（養護・特養入所者を除く）を対象にしており、その流れは以下のとおりである。

- ① 市から対象者に対して引換ハガキを送付
- ② 対象者は、引換ハガキを郵便局または市役所に持参し、電車・バス共用福祉回数乗車券（以下、「福祉回数券」という。）、タクシー料金助成乗車券（以下、「タクシー助成券」という。）を受取る（福祉回数券、タクシー助成券の交付）。
- ③ 対象者が受取った福祉回数券もしくはタクシー助成券を使用する。
- ④ 市が福祉回数券、タクシー助成券の支払をする。支払の方法は以下の 2 とおりである。

(ア) 福祉回数券

年度当初に予想交付枚数分の福祉回数券を業者から券面額（2,000 円）の 80% で購入。年度末に未交付枚数を精算する。

(イ) タクシー助成券

毎月タクシー会社からタクシー助成券の利用実績の報告と共にタクシー助成券の使用金額の請求が届く。このタクシー会社からの請求に基づいて支払。

平成 23 年度から平成 25 年度までの乗車券の交付、使用実績は以下のとおりである。

表. 福祉回数券、タクシー助成券の交付、使用実績

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
70 歳以上人口 (人)		56,290	58,400	60,348
福祉回数乗車券 (バス・電車)	交付数 (冊)	29,917	30,478	31,008
	決算額 (円)	47,867,200	48,764,800	49,612,800
タクシー助成券	交付数 (冊)	33,074	36,127	38,364
	使用率	67.97%	68.47%	69.07%
	決算額 (円)	44,958,000	49,472,500	52,993,500
合 計 (円)		92,825,200	98,237,300	102,606,300

(2) 手 続

福祉回数券、タクシー助成券の交付に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 福祉回数券の利用実績の把握について（結 果）

上記のとおり、タクシー助成券については、毎月タクシー会社から使用実績に基づく請求を受けた上で、各タクシー会社に対して使用実績のあるタクシー助成券金額について支払を行っている。タクシー会社からの請求には、使用されたタクシー助成券が添付されており、市でも添付

されたタクシー助成券の枚数と請求額の整合性を確かめており、使用の実績に基づいた支払が行われている。

一方で、福祉回数券については、交付された（郵便局等で対象者が引換えをした）数の福祉回数券を業者から購入しており、その購入価額は券面額の80%と一定である。80%という購入価額は、業者の協力による値引もしくは、制度導入時に想定した使用率を用いていると考えられるが、この点について担当者に質問したところ、当時使用率が80%であったことに基づくものであるとのことであった。

80%という購入価額が制度導入時に想定した使用率に用いているのであれば、その経済性を検証する必要があると考える。しかしながら、現状は交付された福祉回数券の使用実績を把握していないため、購入価額の80%の経済性を検証することができない。そのため、電車・バスの運行業者に協力を依頼して、何らかの方法で福祉回数券の利用実績を把握すべきである。

10. 在宅サービス負担軽減事業費について

(1) 概要

細事業名		
在宅サービス負担軽減事業費		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
在宅サービス（グループホーム、有料老人ホーム等の利用は除く）をお使いの低所得者の方に、高額介護サービス支給後の利用者負担額から在宅サービス負担軽減事業利用者負担額の上限を引いた金額を利用者に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービス負担軽減事業補助金交付のお知らせについてを送付。 ・在宅サービス負担軽減事業補助金交付申請書を送付。 ・在宅サービス負担軽減事業補助金交付決定（不決定）通知書の送付。 ・申請書の希望口座に振込み。 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
在宅で介護サービスを利用する低所得要介護認定者	在宅で介護保険サービスを利用する要介護認定者のうち保険料段階が1段階と2段階の方	利用負担を緩和することにより在宅サービス利用の負担軽減を図る。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	22,981,888	28,887,898
在宅サービス負担軽減支給者数（人）	699	909

本補助金の交付対象者及び基準額は以下のとおりであり、自己負担の上限額を 15,000 円としている国の基準を下回る 8,000 円を基準額として、低所得者の在宅サービス利用のさらなる促進、在宅での生活維持を促進することを目的として平成 18 年度から開始された市独自の事業である。平成 25 年度の当該事業の対象者数は 1,065 名である。

表. 交付対象者及び基準額

所得段階	利用者負担段階区分	基準額（月額）
第 1 段階	世帯非課税の老齢福祉年金受給者	在宅利用者 8,000 円
第 2 段階	市民税世帯非課税かつ 本人の合計所得+課税年金収入が 80 万円以下	

(2) 手 続

在宅サービス負担軽減事業補助金の交付に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 補助金の交付対象者について（結 果）

市の担当者へのヒアリングの結果、現在の助成の対象者には税の扶養になっている市民が含まれているとのことであった。本事業は、在宅サービスを利用する低所得者の負担軽減を目的としているものであり、同様の趣旨で平成20年度より他課（国保年金課）にて運営している後期高齢者福祉医療費助成事業では、税の扶養になっている市民は助成の対象から除外する制限を設けており、同じ趣旨の制度間で要件に差異が生じている。

これは、本助成を始めた当初段階では、税の扶養になっているか否かのデータの取得ができず、税の扶養になっている市民を本助成の対象者から除外することができなかったことに加え、税の扶養になっている市民を除外するという発想はなかったと考えられる。しかしその後始まった後期高齢者福祉医療費助成事業は、税の扶養になっている市民を抽出することが可能であり、助成の対象から外しているとのことであった。低所得者に対する福祉目的であることを考えると後期高齢者福祉医療費助成事業と要件を区分することは適切とはいえないため、効率性・公平性の観点から税の扶養になっている市民を補助金の対象者から除外することも視野に入れ、検討されたい。

Ⅱ 福祉政策課

1. 東部老人会館運営費補助金について

(1) 概要

細事業名		
東部老人会館運営費補助金		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
豊橋市社会福祉協議会が行う東部老人会館の管理運営に係る費用に対し助成を行う。	施設の適切な管理運営に係る費用について補助金を交付した。	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
東部地域の概ね 60 歳以上の高齢者	管理運営を行う豊橋市社会福祉協議会	東部地域の高齢者の健康の増進を図るとともに、レクリエーションの場を提供する。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	7,655,575	2,524,223
利用者数（人）	14,062	12,608

外観及び内観





i . 施設の概要

建物	鉄筋コンクリート2階建 448.69㎡
土地	豊橋市中岩田五丁目8-2の土地 735.02㎡
利用形態	1階部分 (268.87㎡) : 地元の高齢者が利用 (東部地域の高齢者の健康増進) 2階部分 (179.82㎡) : 地元住民が利用 (町内の会合等)
開館時間	9時30分～16時
休館日	毎週日曜日、祝日 (敬老の日は開館)、年末年始
利用手続	使用する5日前までに申請書を提出

東部老人会館については、下記のとおり、昭和58年度より豊橋市社会福祉協議会が管理運営を行っている。

市は、昭和 58 年に東部老人会館所在土地 735.02 m²（中岩田五丁目 8-2）を豊橋岩田第二土地区画整理組合から寄付を受け、その後、地元の東岩田、中岩田総代より同土地を借り受けたい旨の申し出があったため、福祉目的ということもあり、無償で貸付けを行った。

併せて同所の建物（鉄筋コンクリート2階建 346.1 m²）1階部分は地元の東部老人会館運営委員会から豊橋市社会福祉協議会へ無償貸与され、以後、豊橋市社会福祉協議会が1階部分を管理運営している。なお、2階部分については、地元の自治会が管理している。

豊橋市社会福祉協議会からの補助金交付申請を受けて、①補助金を申請の目的以外に使用しないこと②申請の目的以外に使用したときは、補助金の一部または全部の返還を命ずることがある③年度終了後すみやかに収支決算書ならびに事業報告書を提出することを条件に、昭和 58 年度より補助金の交付を決定した。

ii. 要綱

福祉団体等に対する補助金交付要綱

iii. 補助金の交付対象

東部老人会館の運営費用全額について補助金を交付している。ただし、要綱において補助金の交付対象は、人件費、事業費としか明記されておらず、運営費用全額について補助金を交付することは明記されていない。このことについては P30 第3総括的事項「3. 福祉団体等に対する補助金交付要綱の整備等について」参照。

(2) 手 続

東部老人会館運営費補助金に関する、事業報告書、補助金交付申請書等、書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

また、東部老人会館を視察し、施設の状況及び職員からのヒアリングを行い、施設運営の有効性、効率性、経済性等を検討した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べる
こととする。

① 補助金の交付について

7. 補助金交付要綱の整備について（結 果）

上記概要にも記載のとおり、市は「福祉団体等に対する補助金交付要綱」を根拠に、東部老人会館の運営費全額を補助しているが、当該要綱には、「人件費、事業費」としか記載されておらず、運営費全額を補助することは明確にされていない状況である。要綱は補助金の支出の根拠となる重要な規則であり、特に補助金の額については予算執行の適正化を図る目的から、算定の根拠を明記すべきである。

4. 補助金の目的について（結 果）

市が豊橋市社会福祉協議会に東部老人会館運営費補助金を交付するに至った経緯は上記概要のとおりであるが、後述のとおり、実際の東部老人会館の1階部分の利用は高齢者だけでなく、地元自治会、子ども会等の地域住民にも広く利用されており、その目的は老人福祉のみならず、地域福祉も含まれるものであった。

上記7.に記載のとおり、東部老人会館運営費補助金は「福祉団体等に対する補助金交付要綱」を根拠にしており、補助金の目的が明確となっていない状況である。東部老人会館の補助金の目的が老人福祉であるのか、地域福祉であるのかを見直したうえで、その目的を要綱に明記すべきである。

4. 補助金交付の合理性について（意 見）

豊橋市社会福祉協議会が管理運営する東部老人会館の1階では、マッサージ器やヘルストロンが設置されている部屋があり、地元の高齢者に利用されているものの、後述のとおり、和室に関しては地元の自治会、こども会の集会等の地域住民のためにも利用され、その性質は市民館と類似している。また、当時の岩田校区に現在の公民館のような施設が少なく、特に高齢者の憩

の場の提供も考慮したことから複合的機能を有する東部老人会館が建設された背景がある。

現在では、市の市民館は校区ごとに設置されており、東部老人会館の所在地である中岩田五丁目は岩田校区に属しており、岩田校区には、岩田校区市民館運営委員会が市から指定管理者として選定され運営している岩田校区市民館が設置されている。

岩田校区には、高齢者を含めた地域住民の活動の場として市民館と東部老人会館の2施設が存在していることになるが、市では、これまで東部老人会館運営費補助金の交付にあたり、岩田校区における東部老人会館の必要性に関し、地域環境や周辺施設の整備状況を踏まえた検討が十分に行われてこなかった経緯がある。

公平性の観点からは岩田校区において高齢者を含めた地域住民の活動の場が市民館だけでは不足しているのかどうかについて他校区の状況を踏まえたうえで十分に検討して補助金を交付するかどうかの判断を行うことが望まれる。

② 東部老人会館の利用について

7. 1階部分の利用について（結果）

東部老人会館の1階部分は、東部地域の高齢者の健康の増進を図るとともに、レクリエーションの場を提供することを目的として、概ね60歳以上の高齢者の申請に対して施設を利用させることとなっている。

平成25年度の利用申請書を閲覧したところ、1階部分は地元自治会、子ども会等の利用も多く、実際には高齢者のためだけでなく、地域コミュニティとして利用されており目的とは異なっていた。

しかし、1階を利用していないときにまで高齢者ではないことを理由に地元住民からの利用申請を許可しないことは、施設全体の利用状況から見ると有効性に欠け、明確に1階と2階の棲み分けを行うことは実務上難しいと考える。

老人福祉目的に従い、1階部分は高齢者のためだけの老人福祉施設として運用していくのか、または利用状況に従い、市民館、地域福祉センターのような施設として運用していくのか、有効性の観点からその利用形態を見直すべきである。

4. 東部老人会館の役割について（意見）

東部老人会館1階部分、及び岩田校区を含めた近隣の市民館の直近3年間の年間利用者数は以下のとおりである。

年度	平成23年度(人)	平成24年度(人)	平成25年度(人)
東部老人会館	16,470	14,062	12,608
岩田校区	29,685	28,365	27,639
豊校区	8,174	8,235	10,182
豊岡地区	33,120	33,364	31,402

上記のとおり、東部老人会館及び近隣の岩田校区市民館の利用者数は減少傾向にあるものの、岩田校区市民館の利用者数は東部老人会館の倍近く利用されている。1階部分については高齢者だけでなく、地域住民にも利用されているものの、岩田校区の中でも中岩田地区の住民による利用が多く、岩田校区全体または近隣校区からの認知度は低いことも利用者数が少ない要因の一つであると考えられる。

東部老人会館の1階には、マッサージ器やヘルストロンが設置されており、高齢者の健康増進を図ることを目的とした老人福祉センターと同等の役割も担っている。上記7.に記載のとおり、東部老人会館の利用形態を見直した上で、老人福祉センターの役割を担う施設で運営するのであれば、公平性の観点から岩田校区全体、老人福祉センターが設置されていない近隣地区の高齢者等に広く利用されるような周知を図ることが望まれる。

③ 東部老人会館の権利義務について

7. 施設の登記漏れについて（結果）

東部老人会館所在の土地は市が所有しており、登記がされていることからその所有関係は明確であったが、東部老人会館の施設については平成6年の増築分も含めて登記がなされておらず、所有関係が明確ではなかった。

上記概要に記載のとおり、豊橋市社会福祉協議会は当時の東部老人会館運営委員会から無償貸与を受けているが、現在、東部老人会館運営委員会は存在しておらず、建物の所有者は地元の岩田校区内の4自治会であると推測されるが、豊橋市社会福祉協議会と地元との間には無償貸与に関する変更契約書の締結はなされておらず、実態は不明のままであった。

地方自治法第348条第2項10の3から、老人福祉施設の用に供する固定資産は非課税とされているが、そもそも老人福祉目的以外にも利用されていることから前述のとおり、その利用目的の見直し、及び登記により施設の所有関係を明確にするために、市は地元自治会、豊橋市社会福祉協議会との間において事実関係を調査する必要がある。

1. 屋根修繕に対する補助金交付について（結果）

直近3年間の東部老人会館運営費補助金の金額は以下のとおりである。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
補助金（円）	2,480,924	7,655,575	2,524,223

上記のとおり、平成24年度は他年度に比べ補助金額が高額となっている。これは、豊橋市社会福祉協議会からの申請により東部老人会館の屋根修繕に関する5,040,000円の補助を行ったことによる。

従来から市は東部老人会館の運営費用全額を補助していることもあり、東部老人会館の屋根修繕に係る修繕料全額についても市は豊橋市社会福祉協議会へ補助金を交付しているが、そもそも2階部分は地元の自治会が管理運営しており、豊橋市社会福祉協議会が契約上管理運営しているのは建物1階部分のみである。

屋根に関する権利関係は明確となっておらず、市が補助することについての合理性は欠けると考える。さらに昭和58年の東部老人会館運営委員会から豊橋市社会福祉協議会への建物賃貸借契約覚書上では、修繕料について「原則として豊橋市社会福祉協議会の負担とするが、外は東部老人会館運営委員会の負担とする」となっており、1階部分の修繕に関しては原則、豊橋市社会福祉協議会の負担であるが、2階及び屋根の修繕については実質的な所有者である地元自治会が本来負担するもので、高齢者福祉目的で豊橋市社会福祉協議会へ補助金を交付することは合理性に欠けている。

上記ア.に記載のとおり、まずは建物所有の事実関係を明確にした上で、修繕に係る補助対象者、交付目的を見直すべきである。

④ 東部老人会館の施設運営のあり方について（意見）

市では、平成23年に施設等を有効かつ効率的に活用し、将来にわたる負担軽減と利用満足度の向上を目的としたファシリティマネジメント推進基

本方針を策定している。当該ファシリティ計画における対象は、市の土地及び施設となっており（資産経営課が抽出）、土地が市所有であるものの建物が市所有でない東部老人会館は対象外となっていることから、これまで市において東部老人会館の方向性は検討がされていなかった。

一方、市民館や老人福祉センターは市の指定管理者により運営され、上記ファシリティ計画によって施設の今後の方向性が検討されている。

前述のとおり、東部老人会館の利用実態は市民館や老人福祉センターと同等であり、老人福祉・地域福祉を推進するための施設整備を検討する上で東部老人会館も含まれるべき施設であると考えするため、施設の権利関係を見直す中で、経済性の観点からも、土地及び施設の管理運営を適正に行えるような運営形態を検討することが望まれる。

Ⅲ 総合老人ホーム

1. デイサービスセンター管理運営事業費について

(1) 概要

細事業名		
デイサービスセンター管理運営事業費		
事業の概要	平成 25 年度の主な取り組み	
介護または支援を要する高齢者をバスで送迎し、健康チェック、入浴・食事の提供、ゲーム・カラオケ等による機能訓練指導等を実施し、家庭での自立した生活を支援するとともに、家族の負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの拡充 ・歳入維持 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
介護保険法で要介護または要支援と認定された者のうち、居宅で介護を受けている者及びその家族	施設利用者及びその家族	入浴介護、食事の提供等を行い、日常生活における自立を支援するとともに、家族の介護負担の軽減を図る。
	平成 24 年度	平成 25 年度
決算（円）	28,861,657	28,893,017

外観及び内観





つつじ荘は地方自治法第244条第1項に基づいた公の施設であり、市が管理運営を行っている。つつじ荘は老人デイサービスセンター、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの施設で構成されている。

i. 各施設の役割

- ・ デイサービスセンターは、日常生活において居宅で介護を要する方を1日単位でリフト付バスにて送迎し、入浴・食事等の提供その他の日常生活のお世話と機能訓練により家庭での自立した生活を援助する施設である。
- ・ 養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所し、共同生活をする施設である。
- ・ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、日常生活において常時介護が必要であり居宅での生活が困難な方に入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練、健康管理の介護サービスを提供する施設である。

（2）手 続

デイサービスセンター管理運営事業費に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

また、つつじ荘を視察し、施設の状況及び職員からのヒアリングを行い、

施設運営の有効性、効率性、経済性等を検討した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べる
こととする。

① つつじ荘デイサービスセンターの事業継続性について（意見）

デイサービスセンターの直近3年間の決算状況及び利用率は下記のとおり
である。

<デイサービスセンター 決算額>

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入	43,946,440	36,443,241	31,744,216
歳出	40,913,798	45,239,199	46,268,744
収支	3,032,642	▲8,795,958	▲14,524,528

<デイサービスセンター 利用実績>

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
人数	5,120	4,041	5,120	4,000	5,120	3,551
利用率	78.9%		78.1%		69.4%	

上記のとおり、利用率の低下による減収及び事業費負担増加により平成24年度、平成25年度では赤字となっている。つつじ荘では平成23年度よりゴールデンウィーク期間中の開所、送迎体制の充実、及び嘱託員の増員により「中規模施設」として事業を拡大したものの、近年、民間のデイサービス事業所数の増加（平成23年：76か所、平成26年：109か所）により新規利用者の獲得が困難になっていることが減収の要因としてあげられる。つつじ荘では平成26年度より「小規模施設」に移行するとともに、嘱託員を1名減員し、収益の維持を図るとともに関係者等への積極的な事業PRを行い、新規利用者確保に努めている状況である。

ここで、つつじ荘と同数定員のデイサービスセンターのサービス、利用料等についての比較を行った。

	つつじ荘 デイサービスセンター事業所	デイサービス ゆうとぴあ	ティプランデイサービスセンター吉田方																																				
運営主体	豊橋市	(株)ゆたかサービス	(有)ティプラン																																				
定員	20名	20名	20名																																				
営業日	月曜～金曜	月曜～金曜	月曜～土曜																																				
サービス提供時間	9時30分～16時45分	9時～16時15分	9時30分～16時15分																																				
入浴提供	有	有	有																																				
食費	500円	300円	500円																																				
基本単位数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>815</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>958</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>1,108</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>1,257</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>1,405</td> </tr> </tbody> </table>	介護度	金額	要介護1	815	要介護2	958	要介護3	1,108	要介護4	1,257	要介護5	1,405	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>815</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>958</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>1,108</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>1,257</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>1,405</td> </tr> </tbody> </table>	介護度	金額	要介護1	815	要介護2	958	要介護3	1,108	要介護4	1,257	要介護5	1,405	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>705</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>831</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>957</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>1,082</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>1,208</td> </tr> </tbody> </table>	介護度	金額	要介護1	705	要介護2	831	要介護3	957	要介護4	1,082	要介護5	1,208
介護度	金額																																						
要介護1	815																																						
要介護2	958																																						
要介護3	1,108																																						
要介護4	1,257																																						
要介護5	1,405																																						
介護度	金額																																						
要介護1	815																																						
要介護2	958																																						
要介護3	1,108																																						
要介護4	1,257																																						
要介護5	1,405																																						
介護度	金額																																						
要介護1	705																																						
要介護2	831																																						
要介護3	957																																						
要介護4	1,082																																						
要介護5	1,208																																						

上記表からも分かるとおり、つつじ荘でのサービス内容は、民間や社会福祉法人が運営するデイサービスと差別化されたものではなく、新規利用者獲得に向けてサービス面で他事業者との差別化を図ることは容易ではないと考える。

平成4年5月に老人デイサービスセンターが開設された当時は事業者が少なく市がデイサービスセンターを運営する意義は大きかったと考えるが、現在では利用者の獲得競争が激しく、つつじ荘の利用率は高くない状況の中で、市がデイサービス事業を行う意義は乏しくなっているものと考えられる。効率性及び経済性の観点から今後の事業の継続性について検討することが望まれる。

IV 住宅課

1. サービス付き高齢者向け住宅の認定について

(1) 概 要

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定確保を目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅であり、平成23年度より制度が新設された住宅である。

サービス付き高齢者向け住宅は、建築にあたり国から一定の補助を受けることができるが、市においてはサービス付き高齢者向け住宅としての要件を満たしているかどうかは市が検査し、登録することとなっている。

市としての補助金等の負担はないものの、国土交通省より適切な登録管理が求められているところである。

(2) 手 続

サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① サービス付き高齢者向け住宅の設置数の管理等について（意 見）

サービス付き高齢者向け住宅と軽費老人ホームについては、管轄する省庁が国土交通省と厚生労働省と違いがあり、根拠法令も異なる。

軽費老人ホームは原則自立して生活できる人が入居対象者である一方で、サービス付き高齢者向け住宅は自立して生活できる人から要介護認定を受けている人まで対象者は幅広く、施設により様々である。

しかし、両者ともにケアの専門家が少なくとも日中は常駐しており、自立した高齢者に対するサービスを提供している点が共通する。

ここで、軽費老人ホームについては各施設の待機者数を把握しており、施

設の必要数や過不足の検討がなされている。一方、サービス付き高齢者向け住宅は施設数の把握は可能であるが、施設の必要数や過不足といった観点からの検討は現状なされていない。

サービス付き高齢者向け住宅は、民間が運営する住宅であり提供するサービスの内容は様々であることから、施設の必要数や過不足を単純に把握することは難しい面もある。しかし、対象者や提供するサービスが軽費老人ホームと類似している点も多いことから、効率的な施設の配置を実現するためには一体として施設の必要数や過不足について検討していくことが望まれる。

② サービス付き高齢者向け住宅への立入検査について（意見）

サービス付き高齢者向け住宅の登録は市が行うものの、登録を行った後も継続的にサービス付き高齢者向け住宅としての要件を満たしているかの確認については、これまでは登録事業者が「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第5条にて5年ごとに登録の更新手続を行うことが定められているのみであり、市としては特段の確認はしていなかった。

しかし、登録事業者が国から補助金を受けるには、10年間はサービス付き高齢者向け住宅を運用することが求められている。また、国から補助金を受けない事業者であっても、登録期間中はサービス付き高齢者向け住宅としての要件を満たしていることが求められる。したがって、市としては、要件を継続的に満たしていることについて確認する必要があると考えられる。

そこで、市では平成25年度において「豊橋市サービス付き高齢者向け住宅定期報告及び立入検査実施要綱」を定めており、毎年の立入検査の実施を始めている。

ここで、立入検査の結果、改善または是正すべき事項がある場合は、改善状況の報告を求め、必要な指示を行うことができることが要綱に規定されている。しかし、登録に虚偽があった場合や指示に従わない場合の対応については要綱にて明示されていない。

高齢者の居住の安定確保に関する法律第二十六条第2項第2号では、当該指示に違反した場合には登録を取り消すことができる旨規定されている。要綱においても、指示に違反した場合の対応について明示しておくことが望ましい。

③ 登録事業者の財務内容の確認について（意見）

現状、サービス付き高齢者向け住宅の登録の際には、事業者の財務内容の

審査や、それに関する書類の提出等は求めている。

しかし、資力のない事業者が参入しそれに対して補助金を支出することは、サービス付き高齢者向け住宅の継続的な運営が担保されていないにも関わらず補助金を支出する結果となるおそれがあり、補助金が有効に活用されないおそれがある。

資力がどの程度あればサービス付き高齢者向け住宅の継続的な運営ができるのかという判断基準を画一的に定めるのは難しい面はあるものの、たとえば貸借対照表等の提出を求め債務超過でないことを確認し、該当する場合にはより慎重な審議を行うなど、財務内容を確認するための書類の入手及びそれを検討する体制を整備していくことが望まれる。

④ サービス付き高齢者向け住宅からの定期報告について（結果）

上記②のとおり、市では平成25年度に「豊橋市サービス付き高齢者向け住宅定期報告及び立入検査実施要綱」を定め、登録事業者から定期報告を受けることで、登録住宅が登録基準を満たしており、登録申請内容どおりに運営しているかをチェックしている。

この定期報告書は4ページのチェックリストから構成されるが、平成25年度の登録事業者からの定期報告書を全件閲覧したところ、1件について定期報告書が1ページ欠落していた。

これについて市の担当者に質問したところ、登録事業者の提出漏れであったとのことであった。

定期報告書については、上述のとおり、登録基準を満たしているかの確認のための重要な書類であり、報告書の受領時にその内容について適時に確認していれば見逃すことのない漏れであったとも考えられる。穿った見方をすれば、登録申請内容どおりの運営ができているかの確認を一部怠っていたとも考えられるため、今後は適時・適切に要綱に沿った定期報告の確認をすることが望まれる。

第6 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。